

令和5年第2回9月会議

# 津幡町議会会議録

令和5年9月4日再開

令和5年9月12日散会

津幡町議会

# 令和5年第2回津幡町議会9月会議会議録 目 次

## 第1号（9月4日）

1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した事務局職員	1
1. 議事日程（第1号）	2
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 再開・開議（午後1時30分）	3
1. 会議期間の報告	3
1. 議事日程の報告	3
1. 会議時間の延長	3
1. 会議録署名議員の指名	3
1. 諸般の報告	3
1. 議案等上程（議案第55号～議案第68号、認定第1号～認定第10号）	4
1. 議案に対する質疑	10
1. 委員会付託	10
1. 散 会（午後2時12分）	10

## 第2号（9月5日）

1. 出席議員、欠席議員	11
1. 説明のため出席した者	11
1. 職務のため出席した事務局職員	11
1. 議事日程（第2号）	12
1. 本日の会議に付した事件	12
1. 開 議（午前10時00分）	13
1. 議事日程の報告	13
1. 会議時間の延長	13
1. 諸般の報告	13
1. 町政一般質問	13
7番 竹内竜也議員	13
6番 小町 実議員	22
14番 道下政博議員	26
5番 小倉一郎議員	33
1. 休 憩（午前11時57分）	37
1. 再 開（午後1時00分）	37
3番 東 克彦議員	38
1番 池野翔吾議員	47
9番 西村 稔議員	53

1. 休 憩 (午後 2 時25分) .....	54
1. 再 開 (午後 2 時40分) .....	54
11番 塩谷道子議員 .....	54
2 番 柴田洋一議員 .....	60
4 番 中島敏勝議員 .....	64
1. 散 会 (午後 4 時09分) .....	72
第 3 号 (9 月12日)	
1. 出席議員、欠席議員 .....	73
1. 説明のため出席した者 .....	73
1. 職務のため出席した事務局職員 .....	73
1. 議事日程 (第 3 号) .....	74
1. 議事日程 (第 3 号の 2) .....	74
1. 議事日程 (第 3 号の 3) .....	74
1. 本日の会議に付した事件 .....	74
1. 開 議 (午後 1 時30分) .....	75
1. 議事日程の報告 .....	75
1. 会議時間の延長 .....	75
1. 諸般の報告 .....	75
1. 議案等上程 (議案第55号～議案第68号、請願第 2 号、請願第 4 号、請願第 6 号、 請願第 7 号) .....	75
1. 委員長報告 .....	75
1. 委員長報告に対する質疑 .....	77
1. 討 論 .....	77
1. 採 決 .....	83
1. 同意上程 (同意第 5 号) .....	84
1. 質疑・討論の省略 .....	84
1. 採 決 .....	85
1. 議会議案上程 (議会議案第 7 号) .....	85
1. 質 疑 .....	86
1. 討 論 .....	86
1. 採 決 .....	86
1. 休 憩 (午後 2 時20分) .....	86
1. 再 開 (午後 2 時21分) .....	86
1. 議会議案上程 (議会議案第 8 号、議会議案第 9 号) .....	86
1. 提案理由・質疑・討論の省略 .....	86
1. 採 決 .....	87
1. 休 憩 (午後 2 時23分) .....	87
1. 再 開 (午後 2 時24分) .....	87
1. 議案上程 (議案第69号) .....	88
1. 議案に対する質疑 .....	88

1. 委員会付託	89
1. 休憩（午後2時29分）	89
1. 再開（午後3時20分）	89
1. 委員長報告	89
1. 委員長報告に対する質疑	89
1. 討論	89
1. 採決	89
1. 閉議・散会（午後3時22分）	90
1. 署名議員	91

# 令和5年9月4日（月）

## ○出席議員（16名）

議 長	八十嶋 孝 司	副議長	竹 内 竜 也
1 番	池 野 翔 吾	2 番	柴 田 洋 一
3 番	東 克 彦	4 番	中 島 敏 勝
5 番	小 倉 一 郎	6 番	小 町 実
9 番	西 村 稔	10 番	酒 井 義 光
11 番	塩 谷 道 子	12 番	多 賀 吉 一
13 番	向 正 則	14 番	道 下 政 博
15 番	谷 口 正 一	16 番	河 上 孝 夫

## ○欠席議員（0名）

## ○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	酒 井 英 志	総 務 課 長	田 中 圭
企 画 課 長	中 嶋 徹 郎	財 政 課 長	杉 田 純 也
町民生活部長	細 山 英 明	生活環境課長	由 雄 宏 一
健康福祉部長	羽 塚 誠 一	福 祉 課 長	長 陽 子
産業建設部長	本 多 延 吉	都 市 建 設 課 長	本 多 克 則
消 防 長	松 本 聖 史	消 防 本 部	中 川 俊 介
教 育 長	吉 田 克 也	庶 務 課 長	宮 崎 寿
教育総務課長	山 崎 明 人	教 育 部 長	宮 崎 寿
		河 北 中 央 病 院 事 務 長	斎 藤 晶 史

## ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山 本 幸 雄	議会事務局主幹	山 本 慎 太 郎
総務課主幹	有 沢 雅 子	財政課副主幹	掃 部 富 雄
企画課主事	長 谷 川 直 人	監理課主事	北 方 未 華

## ○議事日程（第1号）

令和5年9月4日（月）午後1時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 議案上程（議案第55号～議案第68号、認定第1号～認定第10号）

（質疑・委員会付託）

議案第55号 令和5年度津幡町一般会計補正予算（第5号）

議案第56号 令和5年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第57号 令和5年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第58号 令和5年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第59号 令和5年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第1号）

議案第60号 令和5年度津幡町水道事業会計補正予算（第2号）

議案第61号 令和5年度津幡町下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第62号 津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第63号 津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について

議案第64号 津幡町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第65号 津幡町営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第66号 津幡町児童福祉施設条例の一部を改正する条例について

議案第67号 町道路線の認定について

議案第68号 委託契約の締結について

認定第1号 令和4年度津幡町一般会計決算の認定について

認定第2号 令和4年度津幡町国民健康保険特別会計決算の認定について

認定第3号 令和4年度津幡町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

認定第4号 令和4年度津幡町介護保険特別会計決算の認定について

認定第5号 令和4年度津幡町バス事業特別会計決算の認定について

認定第6号 令和4年度津幡町河合谷財産区特別会計決算の認定について

認定第7号 令和4年度津幡町病院事業会計決算の認定について

認定第8号 令和4年度津幡町簡易水道事業会計決算の認定について

認定第9号 令和4年度津幡町水道事業会計決算の認定について

認定第10号 令和4年度津幡町下水道事業会計決算の認定について

## ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時30分

**<再開・開議>**

- 八十嶋孝司議長 ただいまから、令和5年第2回津幡町議会9月会議を再開いたします。  
本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。  
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

**<会議期間の報告>**

- 八十嶋孝司議長 本日再開の9月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から9月12日までの9日間といたします。

**<議事日程の報告>**

- 八十嶋孝司議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

**<会議時間の延長>**

- 八十嶋孝司議長 あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。  
議場内が暑いと思われるときは、適宜上着を取っていただいで結構です。

**<会議録署名議員の指名>**

- 八十嶋孝司議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本9月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第127条の規定により、議長において7番 竹内竜也議員、9番 西村 稔議員を指名いたします。

**<諸般の報告>**

- 八十嶋孝司議長 日程第2 諸般の報告をいたします。  
本日の会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。  
次に、町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による  
**報告第7号** 健全化判断比率の報告について。  
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による  
**報告第8号** 資金不足比率の報告について。  
以上、2件の報告がありました。報告書を配付しておきましたので、御了承願います。  
次に、本日までに受理した請願第4号から請願第7号までは、津幡町議会会議規則第91条及び第92条の規定により、所管の常任委員会に付託しましたので、御報告いたします。  
また、請願第8号につきましては、提出者より取下申出書が提出されましたので、取り下げを承認したことを御報告いたします。  
次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による令和5年6月分及び7月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。報告書を配付しておきましたので、御了承願います。  
次に、教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による令

和4年度津幡町教育委員会点検・評価の報告がありました。報告書を配付しておきましたので、御了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

#### <議案等上程>

○八十嶋孝司議長 日程第3 議案等上程の件を議題とし、議案第55号から議案第68号まで、及び認定第1号から認定第10号までを一括して上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本日ここに、令和5年第2回津幡町議会9月会議が開かれるに当たり、町政の概況報告と提出議案の概要につきまして御説明申し上げます。

初めに、私が全国町村会の副会長兼会長代行に7月31日付で就任しましたことを御報告いたします。議会の皆様には、日程調整などで御迷惑をおかけすることがあるかもしれませんが、御理解のほどよろしく願いをいたします。

次に、7月12日に発生いたしました豪雨災害に関して、御報告いたします。

まず、今回の災害の原因につきましては、線状降水帯に伴う短時間での激しい降雨による河川の水位上昇と、多数の山腹崩壊、そしてそれに伴う多量の土砂等が流れ込んだ河川の氾濫が、町内の多くの場所で同時多発的に発生したことで、大きな被害となってしまったと考えられます。

被害状況としまして人的被害がなかったことは幸いではありますが、住家被害が多数発生し、現時点で、全壊7棟、大規模半壊1棟、中規模半壊41棟、半壊69棟、準半壊39棟、一部損壊173棟の合計330棟に対して罹災証明書を交付しております。改めて今回被災された方々には、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

また、町管理の道路や河川などの被害は、補助・単独災害合わせて191カ所、農地、農業用施設などの被害は、補助・単独災害合わせて1,197カ所、そのほかの公共施設等につきましても多数の被害が報告されております。これらの被害につきましては、災害補修費や農林・土木施設補助災害復旧事業費及び単独災害復旧事業費として、本9月会議において補正予算として議案上程をさせていただいております。議会の皆様には、御審議の上、御決議いただきたくお願いを申し上げます。

なお、今回の一連の大雨による災害が国の激甚災害として指定され、今後の災害復旧に係る公共施設や土木・農地農業用施設の復旧事業に対する国からの補助率がかさ上げされることになりました。さらにこの被害状況により、本町が災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用となり、被災された方々に対して、より充実した支援をすることができるようになりました。まだまだ御不便を強いられている方もいらっしゃると思いますが、できるだけ多くの被災者の皆様に支援できるよう国、県との協議が整い次第、速やかに対応できるよう努めてまいりますので、御理解をお願い申し上げます。

この災害におきまして、災害ボランティアセンターを津幡町社会福祉協議会が7月15日から8月12日までの期間、開設・運営いたしました。この間、延べ1,070人の方がボランティアとして参加していただいております。その中には津幡高校の生徒や石川高専、金沢大学、金沢星稜大学、



北陸学院大学、また合宿で本町を訪れた大阪体育大学の学生も参加されたとお聞きしております。さらに行政や災害ボランティアセンターによる対応が困難な事業所等には、全国から独自でボランティアに駆けつけた方々もいらっしやると聞いております。多くの皆様からの御支援に対して、深く感謝を申し上げる次第でございます。

そのほか、ふるさと納税による災害支援金や見舞金、7月24日から受け付けております災害義援金につきましても、俱利迦羅不動寺様を初め、全国から多くの方に寄附をいただいております。温かい御厚意に深く感謝を申し上げます。災害支援金及び見舞金につきましては、町の復旧、復興事業の財源として有意義に活用させていただく一方、災害義援金につきましては、被災者の皆様に公平かつ効率的に配分できるよう、義援金配分委員会を設置し、そこで協議した上で、お届けしたいと考えておりますので、御理解を申し上げる次第でございます。

現在、本町では、被災者生活再建支援金及び補助金、被災住宅の応急修理、賃貸型応急住宅の供与などの申請受付を開始しております。これらの支援につきましては、全て罹災証明書に記載された被害の程度の区分によって判断されます。罹災証明書をまだ申請されていない方がいらっしやいましたら、各種支援制度が受けられる場合がございますので、お早めに申請をしていただきますよう議員の皆様方からも呼びかけの御協力をお願いをさせていただき次第でございます。なお、8月21日から9月15日までの平日に役場中央エントランスホールの特設会場にて申請受付を行っておりますので、御利用いただければと思います。

引き続き、一日も早い復旧、復興に向けて全力を注いでまいりますので、御理解、御協力をお願い申し上げます。

さて、ことしの夏も大変な暑さが続いております。熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、注意を呼びかけ、熱中症の予防行動を促す、熱中症警戒アラートが、石川県では7月15日から本日までに35回発表されております。残念ながら、本町において今年に入り2人の方が熱中症により命を落とされております。御冥福をお祈りするとともに、残された家族に対し、お悔やみを申し上げる次第でございます。

まだしばらくは残暑も続くようでございます。町民の皆様におかれましては、熱中症警戒アラートが発表された際には、無理をせず、外出を控え、屋内でエアコンを使用し、水分を小まめにとるなどの対策をし、自分だけは大丈夫だという過信を持つことなく、熱中症予防行動を積極的にとっていただくようお願いを申し上げる次第でございます。

8月15日から16日にかけて、台風7号が石川県に最接近をいたしました。本町では、7月の豪雨による被害への影響を踏まえ、各部署には万一に備え、緊張感を持って業務にあたるよう指示をし、自主避難所を津幡町福祉センターの1カ所で、8月15日の午後6時から明るる16日の午前8時30分まで開設し、1人の方が避難されました。この台風による被害につきましては、特に報告されておませんが、今後も大きな台風の接近などが予想される際には、できるだけ早い段階で自主避難所を開設するなど、今後の気象情報に十分注意し、町民の命を守ることを最優先に、迅速な意思決定と的確な避難情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

8月24日、愛媛県松山市のニンジニアスタジアムで行われた全国中学校体育大会において、津幡中学校2年生の藤本茉優選手が女子走り幅跳びで、5メートル91センチメートルという石川県中学新記録で見事に優勝いたしました。この記録は、北信越の中学新記録でもあり、中学2年生の記録としては日本歴代4位という記録でございます。

藤本選手は、10月20日から22日にかけて愛媛県の松山市のニンジニアスタジアムで開催されますJOCジュニアオリンピックカップ第54回U16陸上競技大会に出場する予定でございます。この舞台で日本中学記録を目指し、日ごろの練習の成果を大いに発揮していただけるよう健闘を祈っているところでございます。

さて、さきの名古屋場所で本町出身の力士、大の里が見事に勝ち越しを決め、わずか2場所での十両昇進を果たしました。

8月25日に、その報告会が文化会館シグナスで開かれ、当日は、約500人が集まり、津幡町初の関取誕生を祝うとともに、今後の活躍を願いました。

2年連続アマチュア横綱という実績から、将来は横綱昇進を期待するところではございますが、けがには十分注意し、一つ一つ勝ち星を重ねていただきたいと願っている次第でございます。

それでは、7月会議以降の町政の概況について御報告させていただきます。

7月28日、河北潟干拓地ひまわり村の開村式が、ことしは30度を超える真夏日となる中、河北潟干拓地内の野菜集出荷場前で行われました。ことしの5月24日に本町を含む2市2町の保育園児により種まきが行われたものでございます。開村式では、本町からさくらこども園の園児21人が参加し、子供たちは自分たちの背丈よりも大きく育った約35万本のヒマワリが咲き誇るひまわり迷路を大きな歓声を上げながら楽しんでおりました。また、今年も3日間の期間限定で夜間のライトアップが行われ、大変多くの方々が日中と違った夜の幻想的なヒマワリを楽しんでおられました。

8月5日と6日、第75回石川県民スポーツ大会が河北郡市を中心に開催され、真夏の暑さの中、津幡町選手団も上位入賞を目指し健闘いたしました。

総合の部において、男子が前回大会よりも2つ順位を上げ、平成21年以来の入賞である5位となり、スポーツ躍進賞を受賞しました。女子につきましては、個々の種目で奮闘していただきましたが、残念ながら前回大会より1つ順位を下げて7位となりました。

競技別では、一般男子の部においてトランポリン、卓球、ソフトボール、サッカー及びボート、一般女子ではテニスとボート、壮年男子ではソフトボール、公開競技ではございますが、男女のパワーリフティングといった種目で優勝しております。津幡町選手団の健闘をたたえますとともに、大変暑い中での競技参加に感謝を申し上げる次第でございます。

また、議員各位におかれましては、2日間にわたり応援をいただきありがとうございました。来年もさらに上位を目指してまいりたいと思いますので、一層の御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

8月6日から9日にかけて、津幡町小学生国内派遣交流事業が行われ、町内小学生18人が、災害時相互応援協定を結ぶ福岡県岡垣町を訪ねました。

あいにく、台風6号が九州を縦断するというタイミングと重なり、予定よりも一日早く九州を出発し、京都で一泊するというスケジュールの変更もございましたが、岡垣町の御協力により、その地域ならではの自然や文化、伝統行事に触れながら、現地の小学生と交流を深めることができました。子供たちが、最も楽しみにしていた、サーフィンの体験も、無事実施できたとのことでございます。

町といたしましては、今後もこうした貴重な体験の機会を継続させていきたいと考えている次第でございます。

また、8月14日には、津幡町中学生海外派遣交流事業の出発式があり、8日間の日程で、引率を含めた派遣団14人が、オーストラリアシドニー市近郊のノースリッチモンドを訪問いたしました。

貴重な時間を過ごした派遣中学生10人は、21日の解団式で、体験授業や、4泊5日のホームステイについて生き生きと話してくれました。

引率の先生方には事前研修から事後研修まで、子供たちへの指導、監督など、本当に感謝を申し上げます。

教育委員会が実施いたしました、これまでの派遣中学生へのアンケート調査では、この事業に参加したことにより、自身の進路決定に影響があったとする回答が7割を超えていると聞いております。中には短期留学をした、再び海外を訪れたという回答もあったようでございます。

今後も、この交流事業を、大切にしていまいりたいと考えておりますので、議員各位の一層の御理解をお願い申し上げます。

8月19日から20日にかけて、第32回全国市町村交流レガッタ下諏訪大会派遣選考会と第36回つばたレガッタが行われました。

下諏訪大会派遣選考会では5部門の代表クルーが決まり、つばたレガッタでは9部門で熱戦が繰り広げられ、地区対抗の部では、英田地区体育協会が、議会議員の部では津幡町議会義仲が優勝を果たしました。どの参加クルーも息の合った見事なレース運びを見せ、ボートのまちつばたらしく、選手のレベルの高さを感じさせてくれました。

下諏訪大会は、9月30日から10月1日にかけて、長野県下諏訪町、下諏訪ローイングパーク・AQUA未来で開催されます。議員の皆様も出場されますが、ぜひ全力を尽くして優勝を目指していただきたいと思っております。

8月27日、津幡町防災総合訓練を4年ぶりにあがた公園を主会場に実施しました。

早朝から、消防団、各地区自主防災クラブなど、多数の関係機関から約400人の皆様に参加をいただき、避難誘導訓練、避難所設置訓練を初め各種訓練を行い、緊急時・非常時に備えた個人の行動や住民同士の協力体制、そして各防災機関の連携などについて確認することができました。またことしは、被害状況調査・映像伝達訓練として、ドローンを使用し、現地災害対策本部等へ上空からの映像を配信するなど新しい技術、装置を取り入れた訓練も実施いたしました。

今後もこうした訓練を重ね、自助・共助・公助それぞれの重要性を確認し、防災体制を充実させてまいりたいと思っております。

議会の皆様には、早朝からの巡視、まことにありがとうございました。

それでは、本日提出いたしました全議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

**議案第55号** 令和5年度津幡町一般会計補正予算（第5号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ46億7,361万1,000円を追加するもので、その主な内容は災害復旧事業費で、過去最大の補正額となるものでございます。

まず歳入では、普通交付税の本算定に伴う地方交付税、7月豪雨による農林施設災害復旧事業に係る災害復旧費分担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策に係る衛生費国庫負担金や7月豪雨による土木施設災害復旧事業に係る災害復旧費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る衛生費国庫補助金などの国庫支出金が増額となるものでございます。また、県支出金では地籍調査費に係る総務費負担金が減額となる一方、7月豪雨による農林施設災害復

旧事業に係る災害復旧費県補助金などにより、増額となるものでございます。さらに、企業版ふるさと納税による寄附金、財源調整のための財政調整基金などの繰入金や前年度からの純繰越金の確定に伴う繰越金の増額のほか、町債では臨時財政対策債が減額となるものの、7月豪雨による農林施設災害復旧事業及び土木施設災害復旧事業に係る災害復旧債や井上地区に建設を予定しております地域防災備蓄施設整備事業に係る総務債などにより増額となるものでございます。

続いて、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

総務費では、地籍調査事業費の減額はあるものの、eスポーツを通じたICT普及促進活動委託料に係る地域情報ネットワーク管理費や住民税特別徴収税額通知の電子化対応としての町税電算機器管理費、井上地区に建設を予定しております防災備蓄施設に係る整備事業費などを増額するものでございます。

民生費では、更生医療給付費の増額及び前年度に実施した障害者自立支援医療給付事業の精算による国庫支出金等返還金や、障害児発達支援給付費、子ども・子育て支援事業費などを増額するものでございます。また、7月豪雨による災害補修費や、災害ボランティアセンター設置委託に係る社会福祉協議会活動費、寺尾保育園の災害復旧対応業務委託に係る認定こども園等運営費などを増額するものでございます。

衛生費では、電気自動車購入費に係る地球温暖化対策費の減額はあるものの、新型コロナウイルスワクチン接種事業費に係る感染症緊急対策費や、鷹の松及び鷹の松南墓地公園災害復旧測量設計委託に係る墓地公園管理費などを増額するものでございます。

農林水産業費では、水稻農業経営者に対する電気料金高騰対策支援に係る農業経営継続支援事業費や笠野公園フェンス等修繕等に係る農村公園管理費の災害補修費、俱利伽羅塾の建物等修繕、廃棄物清掃処分委託に係る俱利伽羅塾管理費の災害補修費などを追加・増額するものでございます。

商工費では、10件分の補助金となる産業創出支援事業費や、河愛の里キンシュレーの外構及び果樹園修繕に係る河合谷宿泊体験交流施設管理費の災害補修費などを増額するものでございます。

土木費では、杉瀬第1公園遊具等修繕に係る地域公園管理費などを増額するものでございます。

消防費では、笠谷分団車の修繕に係る車両管理費の災害補修費などを増額するものでございます。

教育費では、笠野小学校の法面崩壊復旧工事及び太白台小学校の法面崩壊復旧設計業務委託等に係る小学校維持補修費の災害補修費を増額するものでございます。また、津幡中学校職員室等空調設備整備工事に係る中学校学校施設整備費や、刈安公民館多目的ホール床等の修繕に係る公民館管理費の災害補修費などを増額するものでございます。

災害復旧費では、7月豪雨により被災した河川、道路に係る公共土木施設補助災害復旧事業費及びがけ地防災工事費等補助金に係る公共土木施設単独災害復旧事業費を追加・増額するほか、農地、農業用施設、林道に係る農林水産施設の補助災害復旧事業費及び単独災害復旧事業費を増額するものでございます。

第2表債務負担行為補正は、津幡駅構内津幡駅自由通路等新設工事について、表のとおり期間と限度額を定め、追加するものでございます。

第3表地方債補正は、クリーンエネルギー自動車等整備事業ほか4事業及び臨時財政対策債について、限度額を表のとおり変更し、また地域防災備蓄施設整備事業ほか2事業を追加するもの

でございます。

**議案第56号** 令和5年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ4,130万3,000円を追加するもので、前年度繰越金を財源に国保事業調整基金に3,023万円積み立てるほか、過年度事業費精算による国庫支出金等の償還金1,107万3,000円を追加するものでございます。

**議案第57号** 令和5年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ789万6,000円を追加するもので、令和4年度決算による繰越金を財源に広域連合給付金を増額するものでございます。

**議案第58号** 令和5年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ6,026万6,000円を追加するもので、前年度繰越金を財源に介護給付費準備基金に4,265万8,000円を積み立てるほか、過年度事業費精算による国庫支出金等の償還金1,760万8,000円を増額するものでございます。

**議案第59号** 令和5年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ647万7,000円を追加するもので、前年度からの繰越金をバス事業調整基金積立金に積み立てるほか、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用してA I活用型オンデマンドバス導入事業費を増額するものでございます。

**議案第60号** 令和5年度津幡町水道事業会計補正予算（第2号）について。

本補正は、資本的収入で3,000万円、資本的支出で6,700万円をそれぞれ増額し、不足する額に建設改良積立金などを補てんするものでございます。

7月豪雨による庄受水槽ののり面災害復旧工事を実施するもので、収入として企業債を、支出として建設改良費をそれぞれ増額するものでございます。

**議案第61号** 令和5年度津幡町下水道事業会計補正予算（第2号）について。

本補正は、資本的収入で8億9,500万円、資本的支出で8億9,200万円をそれぞれ増額するものでございます。

7月豪雨による下水道施設災害復旧及び県水工事による管渠支障移転に伴う委託料に係るもので、収入として企業債、国庫補助金及び負担金を、支出として建設改良費をそれぞれ増額するものでございます。

**議案第62号** 津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類相当になったことに伴い、特殊勤務手当のうち新型コロナウイルス感染症対策業務に係る感染症防疫作業手当の特例を廃止するものでございます。

**議案第63号** 津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、電気自動車等を充電するための急速充電設備の定義及び取り扱いについて必要な改正を行うもの、並びに健康増進法の一部改正に伴い、喫煙所の標識及び図記号について条例で規定したものを設置する必要がなくなったことについて改正を行うものでございます。

**議案第64号** 津幡町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正されたことに伴い、対象資産の取得期間を2年間延長し、令和7年3月31日までとすることを定めるものでございます。

**議案第65号** 津幡町営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、令和5年12月からA I オンデマンドバスを運行するに当たり、定義、設置、運行区域及び利用料金等について必要な事項を定める改正を行うものでございます。

**議案第66号** 津幡町児童福祉施設条例の一部を改正する条例について。

本案は、笠谷保育園及び萩坂保育園を廃園とするため、保育所及び保育所型認定こども園の名称及び位置から、笠谷保育園、萩坂保育園をそれぞれ削除する改正を行うものでございます。

**議案第67号** 町道路線の認定について。

本案は、太田ろ237番12地先を起点とし、太田ろ237番1地先を終点とする道路を、町道太田86号線として道路法第8条第2項の規定により、町道に認定編入するものでございます。

**議案第68号** 委託契約の締結について。

本案は、津幡駅構内津幡駅自由通路等新設工事の委託契約の締結について議会の議決をお願いするものでございます。

同工事は、随意契約により、20億7,265万8,000円で、I Rいしかわ鉄道株式会社と契約を締結中ではありますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

次に、**認定第1号**から**認定第10号**までにつきましては、令和4年度津幡町一般会計決算及び5件の特別会計決算、4件の事業会計決算の認定に係るものでございます。

このほど、会計管理者及び4事業会計から各決算書の提出がありましたので、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

以上、本9月会議に御提案を申し上げました全議案の概要を御説明申し上げたところでございますが、各常任委員会におきまして、関係部課長より詳細に説明いたしますので、原案のとおり決定・認定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

#### <議案に対する質疑>

○八十嶋孝司議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

#### <委員会付託>

○八十嶋孝司議長 ただいま議題となっております議案第55号から議案第68号まで、及び認定第1号から認定第10号までは、配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

#### <散 会>

○八十嶋孝司議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。

午後2時12分

# 令和5年9月5日(火)

## ○出席議員(16名)

議長	八十嶋 孝 司	副議長	竹 内 竜 也
1 番	池 野 翔 吾	2 番	柴 田 洋 一
3 番	東 克 彦	4 番	中 島 敏 勝
5 番	小 倉 一 郎	6 番	小 町 実
9 番	西 村 稔	10 番	酒 井 義 光
11 番	塩 谷 道 子	12 番	多 賀 吉 一
13 番	向 正 則	14 番	道 下 政 博
15 番	谷 口 正 一	16 番	河 上 孝 夫

## ○欠席議員(0名)

## ○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総務部長	酒 井 英 志	総務課長	田 中 圭
企画課長	中 嶋 徹 郎	財政課長	杉 田 純 也
町民生活部長	細 山 英 明	税務課長	吉 本 高 宏
町 民 課	村 美 和	生活環境課長	由 雄 宏 一
健康福祉部長	羽 塚 誠 一	福祉課長	長 陽 子
子育て支援課長	田 中 健 一	産業建設部長	本 多 延 吉
消 防 長	松 本 聖 史	消 防 本 部 庶 務 課 長	中 川 俊 介
教 育 長	吉 田 克 也	教 育 部 長	宮 崎 寿
教育総務課長	山 崎 明 人	学校教育課長	北 山 ゆかり
生涯教育課長	森 光 敏	河北中央病院事務長	斎 藤 晶 史

## ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山 本 幸 雄	議会事務局主幹	山 本 慎太郎
総務課主幹	有 沢 雅 子	財政課副主幹	掃 部 富 雄
企画課主事	長谷川 直 人	監理課主事	北 方 未 華

○議事日程（第2号）

令和5年9月5日（火）午前10時00分開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 町政一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



<開 議>

- 八十嶋孝司議長 ただいまから令和5年第2回津幡町議会9月会議を再開いたします。  
本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。  
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

<議事日程の報告>

- 八十嶋孝司議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

<会議時間の延長>

- 八十嶋孝司議長 あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。  
議場内が暑いと思われるときは、適宜上着を取っていただいで結構です。

<諸般の報告>

- 八十嶋孝司議長 日程第1 諸般の報告をいたします。  
本日の会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承を願います。

<町政一般質問>

- 八十嶋孝司議長 日程第2 これより一般質問を行います。  
質問時間は、一人30分以内といたします。  
質問時間内におさまるように、的確な質問をお願いします。  
また、発言は議長の許可を得てから行ってください。  
それでは通告がありますので、これより順次発言を許します。  
7番 竹内竜也議員。

〔7番 竹内竜也議員 登壇〕

- 7番 竹内竜也議員 おはようございます。7番、竹内竜也です。  
通告した順序に従い、3項目について質問いたします。  
まずは、マイナンバーカードと健康保険証の一体化についてです。  
マイナンバー法等の一部改正法が本年6月9日に公布され、この日から1年6カ月以内の政令で定める日から施行されることとなります。この改正により、社会保障制度や税制、そして災害対策の3つの分野に限定されていたマイナンバーの利用可能な範囲が拡大されることとなります。  
そもそもマイナンバー制度は、国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現を目的とする社会基盤として導入され、制度開始から8年となります。  
個人情報とマイナンバーのひもづけによって行政機関のDX化、デジタルトランスフォーメーションが進むと期待されているわけですが、その一方、マイナンバーカードを巡っては、マイナ保険証や公金受取口座の誤登録、コンビニ交付サービスでの誤配布などのトラブルも目立ちます。これらのトラブルについては、そもそものシステムに不具合があった場合や、入力ミスなどの人為的なミス、マニュアルに基づかない事務処理が日常的に行われていたもののほか、原因不明と

されるものもあるようです。

おそらく来年の秋には、これまでの形式の健康保険証は廃止され、マイナンバーカードと健康保険証が一体化されることが予定されていますが、そもそもの目的である国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現を目的とする社会基盤の一つとなり得るのか。信頼性の高さが保証され、一人として取り残される人を出さないための社会基盤でなければなりません。

そこで、質問いたします。

7月から8月の中旬にかけ、共同通信が全国1,741の市区町村長を対象としてマイナンバーカードに関する事務負担などについてのアンケートを実施しています。

このアンケートでは、現行の健康保険証が廃止されることに対する懸念について1,466名の首長が回答なさっています。その中から多かったものの順に見ていくと、資格確認書発行の事務負担と回答なさったのが20%、誤登録や個人情報漏えいなどカードを巡るミスと回答なさったのが18%、医療機関での混乱など地域医療への影響と回答なさったのが16%、システム障害や災害時の対応と回答なさったのが15%となっており、アンケートに答えた首長の多くが、何かしらの懸念をお持ちであることがわかります。その一方、特に不安はないと回答なさったのは2%にとどまっています。

アンケートに回答なさった首長の約90%がマイナンバーカード関連の事務負担の重さを指摘し、また、健康保険証との一体化に対する懸念をお持ちの首長も多いようですが、これらのことについて、どのような考えをお持ちでしょうか。

以上、町長にお聞きいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 竹内議員のマイナンバーカードと健康保険証の一体化についての御質問にお答えいたします。

全国でマイナ保険証に他人の情報がひもづけられるなどのトラブルが相次いでおり、町としてもデータの登録などに際し、誤りのないよう気を引き締めて事務処理を行っているところであり、現在まで本町で誤り等の報告はございません。

国は、マイナンバー制度への不安を払拭するため、マイナ保険証を持たない方全員に、保険証の代わりとして資格確認書を交付することにしております。

また、保険者が決定する資格確認書の有効期限も、最長1年から最長5年に延長する方針を示しました。その資格確認書につきまして、当初は、本人からの申請を受けての発行を原則とする方針でしたが、申請がなくとも職権で交付する方式への変更を検討していると聞いております。この資格確認書を交付する業務は、町などの保険者が担わなければならないことから、健康保険証との一体化に伴う懸念事項といたしまして、これからの事務負担に不安は感じております。

しかしながら、国民健康保険及び後期高齢者医療保険に加入されている方につきましては、原則、マイナンバーに誤った保険情報がひもづけされることはないと考えております。また、先日国から、所得や住民税情報などにつきまして総点検が必要な自治体として本町が該当するとの報告は受けておりませんので、マイナンバーを巡る確認作業などの事務負担はないものと考えております。

6月会議でも申し上げましたが、マイナ保険証利用につきましては、本人の同意のもとで、医師や薬剤師と、診療情報や薬剤情報などを共有でき、重複検査の抑止や正確な服薬指導の実施につながるなどのメリットが期待されております。

今後も、マイナンバーカードへの信頼を損なうことがないよう細心の注意を払い、一人でも多くの方にマイナンバーカードを取得していただき、カードを健康保険証として利用していただけるよう、引き続き、国等と連携してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○八十嶋孝司議長 竹内竜也議員。

○7番 竹内竜也議員 町長の御所見をお聞かせいただきました。

町関連のトラブルは全くないということで、安心できるなと思いましたが、ただ、その中でも一定の懸念がないわけではないけれども、しっかり緊張感を持って臨むということなので、それに御期待をしたいと思えます。

マイナ保険証を巡っては、現行の健康保険証の代替となる今ほど御答弁の中にも出てきましたが、資格確認証、これとは全くの別物として新たに資格情報のお知らせなるものの交付が検討されているようです。これは仮称のようなのですが、マイナ保険証が使えない医療機関、これは全国に約8,000ほどあるそうですが、そこでの受診の際、マイナ保険証とあわせて資格情報のお知らせなる文書の提示を求める考えを厚労省が先示したようです。マイナ保険証を取得なさっている方の保険資格の更新時に、資格情報のお知らせという紙が送付されるようで、そこに負担割合とか氏名、住所、被保険者番号などが記載される予定で、システムの導入ができていない医療機関での利用を想定しているということのようです。おそらく、資格確認証との混乱が生じる可能性がないわけではないという指摘もあります。

町長が会長代行におつきの全国町村会でもマイナンバー関連の事務負担の重さについてであったりとか、住民がカードを取得することによるメリットを実感できるような仕組みを構築すべきこと、その活用に係るさまざまな手続きにおけるチェック体制、誤った情報がひもづけされてしまうことを防止するための制度の構築などに取り組むべきことを政府に要望しています。そもそもの目的である利便性の向上であったり、行政の効率化、公正公平な社会の実現のための社会基盤となるよう、改めて町長からも御発信いただけるよう申し上げ、次の質問に移ります。

続いて2項目め、水道施設の耐災害性、大災害への備えについてです。

滝のように降る雨、これは1時間雨量50ミリメートル以上80ミリメートル未満の場合に受けるイメージとされ、1時間雨量80ミリメートル以上になると、息苦しくなるような圧迫感がある、恐怖を感じる雨と感ずるようになるようですが、気候変動などの影響を受け、毎年のように大雨が頻発しています。

記憶に新しいところでは、平成30年7月に西日本を中心として北海道や中部地方など広い範囲で発生した豪雨、令和元年の台風19号による関東・甲信越・東北地方などで発生した豪雨、令和2年7月に熊本県を中心として九州・中部地方など各地で発生した豪雨が挙げられ、それぞれ甚大な被害を発生させています。その際には悼まれる人的被害が多数あり、また生活に直結するインフラなどにも大きな被害を発生させています。

当町においては、線状降水帯の発生に伴う7月12日の大雨によって、津幡土木事務所では最多時間雨量81ミリメートル、24時間雨量221ミリメートルを観測し、津幡川と能瀬川の観測地点で

はいずれも危険水位を超過するなどしています。この大雨では、町内の広い範囲にわたり多くの被害を発生させ、住民生活にも影響を及ぼしました。

震災や風水害などの自然災害は決して他人事ではないと、改めて突きつけられ思い知らされたところですが、今後も発生し得る自然災害に備えるべく、厳しい状況に置かれてもそれに耐え得る生活インフラが望まれます。

例えば、生活インフラとして重要な水道施設については、河川氾濫によって浄水場に雨水や土砂が流れ込み、浄水処理機能の低下、あるいは不能となることにより、広いエリアにわたり長期間の断水を発生させた事例が報告されており、被災した住民生活の復旧にあたっては、こうした断水が足かせとなったとの報道もされています。

そこで、2点について質問いたします。

1点目です。当町水道施設について、取水施設である5つの水源井、加賀爪に1カ所、横浜に3カ所、中須加平成台に1カ所ということになりますが、これらの水源井の中には、町洪水ハザードマップが想定する浸水深0.5メートル以上3.0メートル未満のエリアに含まれているものがあります。

また、浸水深0.5メートル未満のエリアではありますが、水道事業の心臓部ともいえる浄水場が浸水想定区域に含まれています。

送水施設や配水施設については水道事業の特性上、水が有する位置エネルギーを最大限活用するために高所に設置される場合が多くなります。

公が提供する生活インフラとして欠かせない水道施設である取水施設、送水施設、配水施設が備える停電・土砂災害・浸水災害・地震災害などに対する耐災害性、大災害への備えの現状はいかがでしょうか。

また、耐災害性、大災害への備えに課題がある場合について、どのように対応なさっていくお考えでしょうか。

続いて、2点目です。県営水道に対する依存率は、令和3年度では51.93%となっています。安全で安心して使用することができる高品質の水を安定供給する必要性から、町内2カ所に設置された県水受水槽は極めて重要な役割を担う施設であるといえます。

県水受水槽として町内2カ所に設置されている、庄受水槽、太田受水槽のいずれについても、町土砂災害ハザードマップを参照すると明らかなように、急傾斜地や土石流などに特別な警戒を要するエリアに近接しており、7月12日の集中豪雨に際しては庄受水槽の近傍で現にのり面崩壊が発生しています。

高所に位置する県水受水槽について、土石流・地滑り・急傾斜地の崩壊などによる被災から守り、損傷や損壊を防ぐための耐災害性強化対策が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上、産業建設部長にお聞きいたします。

○八十嶋孝司議長 本多産業建設部長。

〔本多延吉産業建設部長 登壇〕

○本多延吉産業建設部長 水道施設の耐災害性、大災害への備えについての質問にお答えします。

去る7月12日夜に町内で発生した線状降水帯による豪雨により、当町の水道施設においては、土砂災害に伴う送水ポンプ場の停電により小熊地内にある高区配水池の水がなくなり、種区や中

山区など10地区、220世帯において13日未明から14日夕方にかけて断水となったほか、庄地内の庄受水槽周辺の斜面が崩壊するなどの被害が発生いたしました。

町といたしましては、断水となりました水道使用者の皆様には、大変申しわけなく、深くおわび申し上げますとともに、今回のような災害発生時においても町民の生命を守るために、水を供給する施設管理の重要性を痛感しているところでございます。

1つ目の御質問、当町における県水受水槽を除く水道施設の耐災害性の現状及び課題への対応についてでございますが、送水ポンプ場など、動力源として電力を必要とする16施設の停電対策といたしましては、10施設で自家発電機などが設置されており、配水池の容量に比較的余裕がある5施設については、俱利伽羅送水ポンプ場に設置している可搬式発電機を運搬し、対応することとしております。中須加平成台にある第4水源井だけは特に対策はしておりませんが、停電時は県水受水量の増量などにより対応してまいります。

豪雨や地震時の土砂災害に対しましては、配水池や送水ポンプ場など、標高の高いところにある施設が21カ所ございますが、いずれも設置に際しては周辺斜面のゆるやかな場所を選定しており、安全性は高いものと認識しております。

町洪水ハザードマップにおける洪水浸水想定区域に設置されている施設の浸水対策につきましては、浄水場については全ての電気設備が想定浸水深の0.5メートルより高い位置に設置されており、安全であると考えております。5カ所の水源井については、電気設備が浸水し故障するおそれがあることから、今後、高い位置に電気設備を移設するなどの浸水対策を実施したいと考えております。

2つ目の御質問、県水受水槽の耐災害性強化対策についてでございますが、当町が管理する2カ所の県水受水槽のうち、庄受水槽については、7月の大雨により水槽本体に影響はないものの、水槽の東側で高さ25メートル幅25メートル、西側で高さ10メートル幅8メートルにわたり、斜面の崩壊が発生いたしました。こちらにつきましては、さらなる崩壊を防ぐための復旧工事を速やかに実施するため、本会議に補正予算として事業費を計上しているところです。そして、被災していない斜面についても今後崩壊防止対策の必要性について調査してまいりたいと考えております。また、太田受水槽については、強固な地盤の上に設置されているため、土砂災害に対する安全性は高いものと考えております。なお、町土砂災害ハザードマップにおいて、進入道路の一部が土石流の警戒区域となっておりますが、受水槽本体に影響はありません。

今後とも、災害時にも安定した水道水の供給を継続できるよう、施設の整備及び運用を図ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 竹内竜也議員。

○7番 竹内竜也議員 1点、再質問をお願いいたします。

詳細に御答弁をいただいたんですけども、究極のところでも聞くと、今の御答弁だとしても仮に、この間も小熊でちょっとトラブルがありましたけども、断水が発生したときであったとしても、その飲み水をしっかりと供給できるようなバックアップ体制が、もう万全だよという理解でよろしいのでしょうか。

よろしく願いいたします。

○八十嶋孝司議長 本多産業建設部長。

〔本多延吉産業建設部長 登壇〕

○本多延吉産業建設部長 ただいまの竹内議員の再質問にお答えをいたします。

今回も断水が発生しまして、地区への臨時的給水でございますが、13日朝と14日朝に各地域、先ほどの答弁で220世帯とお答えしましたが、その地区の集会所や各世帯に対しまして、給水袋6リットル入りのものを2個、2日間にわたり配付しておりますが、今回それほど、10地区ということなんですが、津幡町は山手の集落が多いですので、今回以上の大災害となった場合に、なかなか今の体制でそういった給水の体制がとれるかということは、正直不安でございますが、今後の検討課題としまして、どんなに大きい災害が起きてもその辺の臨時的な給水は行えるような体制を整えていきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 竹内竜也議員。

○7番 竹内竜也議員 再質問にもお答えをいただきました。

水道事業を取り巻く環境というのは、前回の一般質問でも申し上げましたけれども、人口減少であったりとか節水技術の飛躍的向上による使用量のそのものの減少であったりとか、料金収入の減収に直結するそもそもの厳しい現状があると承知しています。その上で、水道事業経営戦略の基本方針でも掲げていらっしゃいますが、支出管理や施設設備の適切な運転管理を徹底することとか、耐震化、そして老朽施設の更新、これを計画的に行っていただくこととか、将来にわたって安全安心な飲料水の安定供給サービスを持続的に提供するべく、自然災害にも耐え得る生活インフラとして強い水道事業の構築をお願い申し上げ、次の質問に移ります。

続いて3項目め、公民館のコミュニティセンター化についてです。

昭和21年7月5日付で文部次官が発出した通牒、公民館の設置運営についてによって、町村公民館の設置が奨励され、その3年後の昭和24年6月10日には、社会教育法が公布され同じ日に施行されたことにより公民館に法的な根拠が与えられ、さらに同じく26年からは国による公民館施設補助金の交付が始められ、同じく34年には、公民館の設置及び運営に関する基準が告示されるなど、地域住民一般を広く対象として多様な学習活動が行われる総合的教育施設という意味で、諸外国では類を見ない日本固有の施設として現在に至っています。

そもそもの公民館の礎となったのが、今ほど触れましたが昭和21年の文部次官通牒であり、その起草に当たり中心となった官僚の寺中作雄氏が著した、公民館の建設・新しい町村の文化施設であるといわれています。

寺中作雄氏は戦後社会教育の創始者でもあります。今ほど触れました著書の中で、我々は熱望する。お互いの教養を励み、文化を進め、心のオアシスとなって我々を育くむ適当な場所と施設がほしい。郷土の交友和楽を培う文化センターとしての施設を心から求めている。みんなが気を合せて働いたり楽しんだりするための溜まり場の施設が必要だ。そんな施設が各自の生活の本拠である郷土、我々の愛する町村に一つ宛できたらなんとすばらしいことであろうと、今日のよな公民館の建設への強い思いを明らかにしています。

しかし、公民館の黎明から半世紀を超える歳月を経た今、時代の変遷、社会環境の変化や地域・住民の新たなニーズに応える必要性から、公民館からコミュニティセンターへと移行する動きが広がっています。

いわゆるコミュニティセンターとは何ぞやということになりますが、昭和46年に自治省が、コミュニティ研究会を発足させ、全国40の地区にモデル・コミュニティを指定したことが端緒とされるようであり、社会教育・生涯教育辞典によると、近隣地区の住民が社交・レクリエーション

ン・教育などの機会をもって福祉の向上とコミュニティの再生を図るよう設置された施設のことを指しているようです。

当町においてもコミュニティセンター化に向けた具体的な動きとして、令和4年7月に総務・教育・福祉部門を横断した庁内組織として公民館のコミュニティセンター化検討準備委員会が設置され、また本年6月19日に開催された公民館連絡協議会の場でも、公民館長と主事を対象として説明がなされているようです。

そこで、3点について質問いたします。

1点目です。歴史をひもとくと、当町では、昭和31年11月3日に全国優良公民館として町中央公民館が文部大臣表彰を受賞しており、平成4年11月2日には中条公民館が同じく全国優良公民館表彰を受賞していますが、そのほかの各地区公民館におかれても、それぞれ地域に根差した特色のある活動を積み重ねていらっしゃいます。

町内各地区に設置された公民館がこれまでに果たしてこられた功績について、どのように評価なさっているのでしょうか。

続いて、2点目です。公民館の機能と果たすべき役割について、どのようにお考えでしょうか。また、公民館とコミュニティセンターの相違、これら2つの施設の違いということになりますが、このことについて、どのように認識なさっているのでしょうか。さらに、コミュニティセンターと(仮称)まちづくり協議会の関係性について、どのようにお考えでしょうか。

最後、3点目です。社会教育施設として長く親しまれてきた公民館から、コミュニティ活動施設とされるコミュニティセンターへ移行した場合、社会教育法の第5章に置かれている公民館に関係する規定が適用除外されることになり、そのことによって規制緩和へとつながることになります。

社会教育法第23条では、公民館に対し、専ら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させそのほか営利事業を援助すること、特定の政党の利害に関する事業を行い、または公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること、特定の宗教を支持し、または特定の教派、宗派もしくは教団を支援することを禁止しています。この規定も適用除外されることとなりますが、その中でも特に、営利を目的とする民間事業者に対する利用解禁が、これまでに育まれてきた社会教育活動に少なからず影響を及ぼすのではないかと指摘する声もあるようです。

これまでと同様に公民館として存続させた場合のデメリットと、コミュニティセンターに移行した場合のメリットについて、どのようにお考えでしょうか。

以上、町長にお聞きいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 公民館のコミュニティセンター化についての御質問にお答えいたします。

御質問の1点目、町内各地区に設置された公民館がこれまで果たしてきた功績と評価につきましては、町内に10館ある公民館は、社会の変化に対応した学習機会の提供、教育情報の収集・提供など、よりよい地域社会づくりを目指して活動を展開してまいりました。事業内容・方法等に工夫をこらし、特に地域住民の学習活動に大きく貢献している公民館として、これまでに中央・中条・刈安・条南の4つの公民館が全国優良公民館として表彰されております。

このように、公民館は地域の特色を生かした生涯学習活動の振興発展に寄与し、地域住民のた

めに社会教育を推進する拠点施設として、これまで中心的な役割を果たしてきたと評価をしているところでございます。

次に、2点目の一般的に公民館の機能と果たすべき役割について、公民館とコミュニティセンターの相違について、コミュニティセンターとまちづくり協議会との関係性についてお答えいたします。

公民館とコミュニティセンターは、ともに地域住民のための集会を中心とした場としての施設であります。公民館は、社会教育法に基づいて設置される社会教育施設であり、教育委員会の所管となります。公民館は、住民の実生活に即した教育・学術・文化に関係する事業を行い、生活文化の振興や社会福祉の増進に寄与することを目的としております。教育の普及を重視した施設であり、学習機能や必要課題への取り組みが重要視されます。

一方、コミュニティセンターは、首長部局の管轄で、住民の自治意識や連帯感を高めることを目的としており、各地域で運用方法を多様化することができます。地域振興政策の一環として設置された施設であり、地域づくり活動や要求課題への対応が重視されます。

まちづくり協議会は、地域住民や団体・事業者・行政などが参加する組織として設立されるもので、コミュニティセンターを主な活動拠点とし、課題解決や地域づくりに向けて、住民主体で計画・実施・評価する組織でございます。

近年、公民館におきまして、環境保全や防災対策、子育て支援や高齢者福祉、観光振興など、本来果たす役割を超えた活動が活発となってきており、公民館の負担が大きくなってきたことから、昨年度、公民館のコミュニティセンター化検討準備委員会を設置し、検討を進めてきたところでございます。

最後に、3点目のコミュニティセンターへの移行により、社会教育活動に影響を与えないか、公民館として存続した場合と、コミュニティセンターに移行した場合のメリット・デメリットについてお答えいたします。

コミュニティセンターに移行することにより、営利を目的とする民間事業者の利用禁止などの規制が緩和されることとなりますが、必ずしも社会教育活動に悪影響を及ぼすとは限りません。むしろ地域住民のニーズや要望に応える柔軟な運営が可能となり、例えば、地域で採れた野菜などの有償提供や地域貢献に関する研修会などが行えるようになります。

柔軟な運営が可能となり、できることがふえることはメリットですが、事業計画や予算管理、施設管理などやらないとかならないこともふえ、これはデメリットと言えるのかもしれませんが。

コミュニティセンターのあり方につきましては一様ではなく、各地域の実態を踏まえたさまざまな形があると考えております。その中には現在の公民館機能を維持しつつ、利用方法などを柔軟に変更することもできるような形態も可能と考えております。今後は、地域の皆さんみずからが地域の実情を踏まえて、必要かつ効果的で地域に適した組織像を協議検討していただきたいと思っております。

なお、現在行っている人的、財政的支援を、組織形態が変わることによってなくしたり、減らしたりすることは、考えていないことを申し添えさせていただきます。

以上です。

○八十嶋孝司議長 竹内竜也議員。

○7番 竹内竜也議員 再質問をお願いします。



2つになるんですけれども、まず2点目の質問のところ、公民館とコミュニティセンターの違い、そしてコミュニティセンターと（仮称）まちづくり協議会の関係性についてお聞きをいたしました。公民館がコミュニティセンターに移行して、そこに（仮称）まちづくり協議会、そこがまちづくり協議会の活動拠点として云々という御答弁があったかと思うんですけれども、活動拠点というのは、要は何かしらの活動をするに当たり、そのよりどころとなる場所という意味だと思っておりますけれども、であれば、これ町長の御答弁の中にもあったんですけれども、公民館がこれまで担ってきた実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業について、要はこれは公民館が果たすべき役割、機能そのものなんですけれども、（仮称）まちづくり協議会がそれをそのまま引き継いでいくという理解でよろしいのでしょうか。

あともう1つ、3点目の質問で、コミュニティセンターに移行した場合のメリットについてお聞きしました。御答弁の中でメリットの1つとしては、社会教育法の適用が除外されることになるので、利用の幅が広がって、いいことがたくさんあるというようなことが言及されたと思うんですけれども、コミュニティセンターに移行するに当たっては、設置条例のようなものを制定することになるかと思うんですけれども、その中で社会教育法第23条で公民館に対して禁じている行為、例えば、先ほど来の営利目的で云々ということになるんですけれども、社会教育法第23条で定める公民館の運営方針のような合理性が認められる範囲で利用制限するような規定というものを、設置条例のようなもので定めるお考えというものはおありでしょうか。

以上、この2つについて、町長お願いいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 竹内議員の再質問にお答えいたします。

かなり難しい話かなってというような気もしながら、いま再質問を聞いておりましたけれども、それぞれに考える中での仕事であって、できることはやればいんじゃないのかなと、私自身は思っております。ただ、できることできないことは当然あるんだろうというふうに思うんですけれども、そのときそのときにまた相談もしていただければありがたいなと思いますので、よろしくお聞きをいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 竹内竜也議員。

○7番 竹内竜也議員 再質問にも御答弁をいただきました。

当事者である公民館であったり、地域で活動される方々と相談をしながら慎重に話を進めていくよというような、町長の御答弁だったかと思えます。

令和8年度が移行のめどなんですか、多分8年度がめどなんだと思うんですけれども、先ほどもこれまで行ってきた人であったり、財政的な支援についてはこれからも継続したいという強いお言葉もありました。

今後ですね、公民館運営審議会の場合などでもこの話が俎上にのぼるのかなとも思いますが、それぞれの地区、地域にとって無理のない制度、そして繰り返しになりますが、人、そして予算、活動予算ですね、財政面についても無理のない制度移行となりますよう、綿密で周到な制度設計をお願い申し上げ、7番、竹内竜也の一般質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、7番 竹内竜也議員の一般質問を終わります。

次に、6番 小町 実議員。

〔6番 小町 実議員 登壇〕

○6番 小町 実議員 議席番号6番、小町 実です。

まず1問目に、豪雨災害時の車中泊避難はというテーマで質問させていただきます。

まずは、このたびの7月12日に発生した線状降水帯による豪雨で被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。また、災害復旧のために御尽力、御協力をしていただきました皆様に感謝申し上げます。その中でも、ボランティア活動に参加していただいた方々、運営に協力してくださった方々、各地区の区長、民生委員、復旧に携わった建設関係の皆様、町職員の皆様など、本当に言葉で言えないくらいの方々に支えられたかなと思っております。

このたびの豪雨では、人的被害こそなかったものの、町内の広範囲にわたり住宅の半壊、一部損壊、床上・床下の浸水が発生するなど、多くの町民の皆様が被災されました。また、土砂災害による通行止め、道路の損壊に加えて、農地への土砂の流入などさまざまな被害となっており、近年類を見ない大規模な災害となってしまいました。

12日午後10時ごろですか、石川県津幡町には大雨により河川の氾濫の可能性があるととして、町内に避難指示（警報レベル4）が発令されましたが、ことの重大さの意識レベルが低かったかなと思っております。津幡町の中心部には昭和39年の津幡川氾濫以来59年ぶりの大きな災害に見舞われました。また、水没した自動車は、町の中心部だけでも200台を超えると推測され、町全体では約300台を超えるのではないかととも言われております。近年の車はハイブリット車が多く、室内に泥水が混入すると電気系統への影響大きく水没車として廃車になってしまうケースが多くあります。冠水によるダメージは車両保険でカバーできる部分もわずかにはありますが、新車もらえるわけではありません。今後、今回のような線状降水帯が発生したときや大雨の天気予報が出たときに、車を安全な場所へ避難させたいのは人間の心情かと思えます。

線状降水帯の発生による雨は、今までの常識が通用しないレベル、まさに異常気象であります。今回の豪雨災害では、町の中心部を流れる津幡川が氾濫寸前に近い状態とを感じる住民が多くいたようです。中には10時ごろから家族で車に乗り、とりあえず町の施設でもある、れきしるの駐車場に行き、豪雨が収まる様子を見ていた人が大勢いたようです。また、車だけ置いていかれた人もいたようです。そのため、れきしるの駐車場は、ほぼいっぱいであったそうです。

内閣府は、津波や地震の場合は、避難方法は原則徒歩を推奨しています。台風や水害の場合は、移動中に洪水等に見舞われることや渋滞による避難のおくれがあることに留意し、車中泊避難はやむを得ない限りとしています。そんな中、車中泊避難を最大限生かすための対策を乗り出した自治体が、神奈川県綾瀬市です。市内には鉄道の駅もなく、市民の主な移動手段は車です。市では車中泊避難のために、公園や公共施設に駐車場3カ所に、600台以上の車をとめられる場所を確保しました。長い期間の避難に備え、24時間使える防災トイレの整備も進めています。国や民間企業に働きかけ、さらに車中泊避難ができる場所をふやそうとしています。自動車は予期せぬ集中豪雨であっても、むやみに、どこにとめてもいいわけではありません。基本は自治体の指定避難場所の駐車場などかと思えます。車中泊避難を前提として、町でトイレの利用も考えると、れきしるの駐車場、また運動公園駐車場や高台にある小学校の駐車場などが安心してとめられる場所かと思えます。今回のような水没車を多く出さないためにも、事前にルールを決めて車中泊避難や豪雨時の避難駐車場、そして時間外のトイレ利用を御検討ください。

自然の力は本当に怖いです。線状降水帯はいつ発生するかもわかりません。また、被災された皆様が一日も早く元の穏やかな生活を取り戻されますよう、国・県、関係機関と連携を図っていただき、必要な施策や支援、そして数多くの課題に、災害のない津幡町になるよういち早く取り組んでほしいと思っております。

矢田町長の御答弁をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 小町議員の豪雨災害時の車中泊避難についての御質問にお答えいたします。

7月12日の豪雨の際には、午後8時23分の大雨警報に続き洪水警報と土砂災害警戒情報が発表され、その後に線状降水帯が発生したことで、河川の水位が急激に上昇し、氾濫の危険性があつたことから、午後10時に笠谷地区、英田地区及び萩坂地区の計2,723世帯、7,109人に避難指示を発令いたしました。幸いにも人的被害はなかったものの、住家においては、税務課による調査認定により、現時点で330棟に罹災証明書を交付しております。

また、住家の被害のみならず、所有する自動車の水没し、生活に多大な支障が生じている家庭も多くあると聞いており、改めて災害の恐ろしさと防災体制の強化の重要性を感じた次第であります。

さて、災害発生時には、町があらかじめ指定した避難所に滞在することが原則となっておりますが、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない方に対して、車中泊避難は避難形態の一つであるとされております。

しかしながら、車中泊避難は、狭い車内に同じ姿勢でいると、エコノミークラス症候群を発症するリスクに加え、長時間のアイドリングによる一酸化炭素中毒の危険性も生じます。また、熱中症や低体温症の健康対策にも気を配る必要があり、プライバシーを確保できるメリットがある反面、さまざまなリスクも存在いたします。

さらに、車で高台への避難の場合、水害からの危険を回避することはできますが、土砂災害の危険性が高まる場所もございます。

以上のことから、車中泊避難は災害発生時の避難形態の一つではあるものの、推奨できるものではないと理解しているところでございます。

豪雨時の避難駐車場につきましては、あくまでも一時的な車両退避場所となりますが、れきしるや運動公園体育館の駐車場などの高台にある公共施設が候補となり、利用できるトイレもございます。また、民間企業の駐車場の活用も検討し、必要に応じて働きかけを行っていきたいと考えております。

今回の災害を教訓に、災害発生時の情報発信を含め、防災体制の強化を図り、災害に強いまちづくりの推進に努めてまいりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 小町 実議員。

○6番 小町 実議員 御答弁、ありがとうございます。

災害時に、きょうは雨が多そうだなというときに、そういう運動公園ですとか、れきしるの駐車場なんか少しはとめてもいいような感じで受けとめたんですけども、今回のれきしるの駐車場なんかでも隣にトイレが実はあるんですけども、トイレなんか当然防犯上、いろんなこと

でクローズするのは当たり前かなとは思いますが、そういう災害のとき、雨の多いとかそういうときには何か、誰かが開けてくれるような感じのことで、解放できればなども思っております。防犯上ちょっと怖い面もあるかもしれませんが、そのケース・バイ・ケースでその場に応じて、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

今後、またハザードマップなんかにもここにとてもいいよという何かあればなどは思ひますが、今後の課題として、これからもまた復旧に向けて御尽力のほうをひとつよろしくお願ひいたします。

それでは、2問目の質問に入りたいと思ひます。

ミストシャワーで、熱中症対策をについてお伺ひ申し上げます。

近年の猛暑により、毎日のように熱中症に対する注意が呼びかけられております。今や熱中症対策は、命を守る大事な取り組みになっております。

本年県内では、熱中症警戒アラートが頻繁に発表され、8月10日には、フェーン現象の影響で、小松市では、最高気温が40度に達しました。8月22日、津幡町では猛烈な暑さに見舞われ、農作業をしていた60代男性が意識を失い、熱中症でお亡くなりになられております。8月31日現在、金沢地方気象台によると、金沢で30度以上の真夏日を観測するのは42日連続で、気象台が金沢市西念に移転してから一番最長になっているようです。本年より新型コロナウイルスが感染症法上の位置づけが第5類感染症に変更され、いろいろな行事やスポーツ競技の大会などが通常に近い状態で行われるようになりました。ことしは、熱中症対策と新型コロナウイルス対策の主催者や参加者の頭を悩めているようです。9月に入ると、こども園、小中学校の運動会が行われます。また、休日ともなると、秋のスポーツ大会なども盛んに行われるでしょう。この暑さ、熱中症で救急搬送される報道や体育館で熱中症になったというニュースを聞きます。熱中症は激しい運動によって、体内に著しい熱が発生したり、暑い環境で体が十分に対応できない結果、引き起こす可能性があると言われております。

その熱中症対策として効果があるのは、全国的にもミストシャワーを採用することがふえてきているようです。そこで学習環境などの熱中症対策として、ミストシャワーを提案したいと思ひます。

今さらでもありませんが、地球温暖化により気温の上昇はとどまることを知りません。ミストシャワーは、連日の猛暑から起きる熱中症から児童生徒たちを守るとともに、快適な学習環境の維持を目的に、自然を利用した環境を守る優しい取り組みです。水を微細なミストの状態にして噴霧し、水が蒸発する際に気化熱を吸収する効果を利用して、その空間の気温を下げ冷却する仕組みです。昔の風景でよく見かける打ち水と同じ原理で、打ち水は、まいた水が気化するときに地熱を奪って冷やしてくれます。ミストシャワーは、打ち水と同じで、散水された水の粒子が蒸発するときに気化熱を奪ってくれるので、周辺の気温が室外で2度から3度下がります。体の体温を下げることは、ダイレクトに熱中症対策につながると思ひます。マイナスイオンを発生させるので、心身のリフレッシュや疲労回復にもつながります。太陽光線が強い時間帯に散布をすることで、湿度を上げることなく冷却を行うことができるミストは、暑い時間に使ってこそ効果的と言われています。最近、朝夕少しは涼しくなりましたが、まだまだ残暑が厳しいものがあります。そこで、ミスト扇風機や冷風機など移動式のものであれば、災害時の避難所や運動会など、またさまざまな場所で利用が期待できると思ひます。児童生徒を猛暑から守るた

め、暑さをしのぐツールとして熱中症対策の一環として、小中学校及び体育館、公共施設への導入の考えはありませんか。

吉田教育長にお聞きします。よろしくお願ひします。

○八十嶋孝司議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 ミストシャワーで熱中症対策をとの御質問にお答えいたします。

近年の猛暑は災害級の暑さとなっており、本年も熱中症警戒アラートが連日発表され、暑い日が続いています。

本年より、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、さまざまなイベントやスポーツ大会がコロナ禍前と同様に行われるようになりました。しかし、8月5日、6日に4年ぶりに開催された石川県民スポーツ大会では、当日の危険な暑さ等により、一部の競技が中止となりました。

近年、小中学校においては、夏場の暑い時期は、熱中症予防のため、暑さ指数を参考にして教育活動を実施しています。指数が、嚴重警戒以上になった場合は、屋外での活動を中止したり、短時間での活動に切りかえたりしています。また、適切な休憩と水分補給を行うとともに、教室の冷房を活用して体温を下げるなど、熱中症の予防に努めています。

また、夏季休業中の部活動については、暑い日中の活動を避けて午前早い時間に実施したり、時間を短縮して実施したりしています。特に、暑さ指数が高い日は、活動を中止したり、冷房の効いた教室内のミーティングに切りかえたりするなど熱中症の予防に努めています。

御質問のミストシャワーにつきましては、近年、ビルや公共施設などの屋内や屋外での冷却設備として広く利用されています。屋内では5度から6度、屋外でも2度から3度の冷却効果があるとされています。このミストシャワーの冷却効果は、気化熱によるもので、霧状に噴射された水が蒸発し、その際に熱を吸収して周囲の温度が下がります。私は、熱中症予防の有効な手段の一つであると考えます。

これから秋に向かっていくため、今年度の導入は考えていませんが、ミストシャワーのほか、移動式のミスト扇風機や冷風機など、次年度以降の熱中症対策の一つの手段として検討していきたいと思ひます。今のところ、例年、暑い時期に開催している全国選抜社会人相撲選手権大会やつばたレガッタなどのイベント時に、ミスト扇風機等の活用を試み、有効であれば学校や体育施設などにも広げていくことを考えていますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 小町 実議員。

○6番 小町 実議員 ありがとうございます。

ミストシャワーなり、そういう涼しさに対応するような機械、いろんなものがありますので、また来年度以降、ケース・バイ・ケースでいろんなところに使えるようなもの、場所にも設置できるものもいろいろありますし、多分これから猛暑、こういうような猛暑がずっと続くのではないかなとは思ひますけども、例えば運動会の日をずらすというのも1つの方法、涼しい春先にやるということも1つの方法かもしれませんけども、夏はどうしても暑いですし、じゃあ暑い間、家にずっといるってわけにもいかなひですし、そういう大会なんかもいろいろ今回も、ことしからたくさんふえてきました。その中でも1つ小さなロビーの前にあるだけでも結構、なんていうか、休憩ができるというか、リフレッシュできるんじゃないかなと思ひます。そういうことで、

県体なんかも上位入賞もふえるのではないかなと思うんですけども、この後、柴田議員なんかにも、体育館にエアコンという質問もございましたけども、なかなかハードルが高いと思います。とにかくミストとか冷風移動式のものをたくさん導入しまして、来年度以降を乗り切っていってほしいなと思っております。

以上、終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、6番 小町 実議員の一般質問を終わります。

次に、14番 道下政博議員。

〔14番 道下政博議員 登壇〕

○14番 道下政博議員 14番、道下政博です。

今回は、5点について質問をさせていただきます。

まず、最初の質問ですが、広域避難所である学校体育館にエアコンの整備を急ぐべきだとの質問をいたします。

7月12日の豪雨災害では、多くの町民が被害に遭遇いたしました。被害を受けられた方々に対してお見舞いを申し上げますと同時に、一日も早い復旧を願い、努力してまいりたいと思います。

テレビの全国放送ニュースで知った友人から、心配をいたしましてお見舞いの連絡を多数いただきました。それほどすごい災害だったんだと、後で改めて感じました。

その後、8月25日の閣議において、令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨災害及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令についての閣議決定がなされ、8月末には公布、施行されるものと聞いておりましたので、この点については大変よかったと思っております。

復旧に向けて、町執行部の皆様は、調査や手続き作業等の準備で特に忙しいと思いますが、町民に寄り添い、一日も早い復旧に向けて進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

一方、指定避難所となる学校体育館は、今回の豪雨による影響での使用はなかったとのことですが、もし台風が直接町を通過したり、線状降水帯がさらに長時間停滞していたなら、また、こんな時期に珠洲地震のような別な災害が重なり、指定避難所として学校体育館の必要性が生じていたならばと考えると大変怖くなってしまいます。

本年8月5日、6日に予定されておりました石川県スポーツ大会夏季大会でバレーボール競技が協会の判断で中止となりました。中止の理由は気温35度を超えるようなことしの8月の大会日程中は、エアコンのない体育館での競技は、高温により競技者に危険があると判断されたからと聞いております。予定会場は、内灘高校・中学校、内灘町総合体育館でありましたが、津幡町の体育館であったとしても結果は同じであったと思います。

以上のことなど、いろいろな観点からも体育館のエアコンの必要性が迫ってきているように強く感じられてなりません。

令和元年12月会議と令和3年6月会議でも体育館のエアコン設置について一般質問し、提案を続けてまいりましたが、矢田町長は、体育館にエアコンの必要性は認識しているが、今後財源を調査検討・研究すると答弁され続けております。

いざというとき、広域避難所である学校体育館にエアコンの設置が間に合わなかったと後悔するのであってはつらいと思います。

そこで、体育館のエアコンの設置について、大きな障壁となるのは財源の確保でありますので、

いきなり全小中学校のエアコン設置に取り組むのではなく、まずは、津幡、津幡南中学校、両校2校の体育館にエアコンの設置を優先してみたいかがでしょうか。

そこで提案であります、国の臨時財政対策債の活用を考えてみたらいかがでしょうか。令和5年までの期限であったものが令和7年まで2年間、期限が延長されたとの情報も入りました。

また、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業等の活用も視野に、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

矢田町長のお考えを、お聞かせいただきますよう、よろしくお願いたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 道下議員の広域避難所である学校体育館にエアコン設置を急ぐべきだとの御質問にお答えいたします。

令和元年12月会議及び令和3年6月会議におきまして、議員から小中学校体育館へのエアコン設置についての御質問をいただきました。

当時の答弁といたしまして、小中学校体育館は、通常時は学校の授業のほか、地域のスポーツ活動などで利用されており、非常時には避難所として活用されることから、エアコンの必要性は高いと考えております。しかしながら、小中学校の体育館11施設に及ぶエアコン設置費用に加え、維持管理費用、機器の保守費用など、かなりの財政負担が生じることとなるため、有利な財源がなければ難しいとお答えいたしました。

議員御指摘のとおり、今回の豪雨災害では学校に隣接する公民館等を活用して避難所を開設しましたが、地震などの災害が重なった場合には、学校施設でも避難所開設の必要が生じていた可能性もあります。そのような場合には、小中学校の空調設備のある教室や特別教室など、学校授業との調整を図りながら、活用してまいりたいと考えております。

さらに、平成27年10月に締結いたしました災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定により、スポットクーラーや冷風機などを避難所となる体育館での使用に提供していただき、避難所の生活環境の向上に努めてまいりたいと考えております。

一方、国の緊急防災・減災・国土強靱化緊急対策事業などの活用につきましては、設置時の費用においては財政負担が軽減され有利な財源となりますが、維持管理費用や機器の保守費用等を補うには至りません。

今後は、文部科学省の防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策で進める学校トイレのバリアフリー化を優先して進めさせていただき、エアコンの設置につきましては、引き続き、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 道下政博議員。

○14番 道下政博議員 ありがとうございます。

今ほどきちんとした方向性が、町としてはっきりしているということですので、それについては、今後も私も粘り強く提案を続けさせていただきたいと思っております。

それでは、2番目の質問に移ります。

男性職員の育児休暇取得率は向上しているのでしょうかということで、質問をいたします。

3年前の令和2年9月議会で一般質問しましたときには、女性職員の育児休暇取得率は100%

であるのに対し、男性は0%という状況の報告でした。

そのときの町長答弁は、男性職員の育児休暇取得率向上に向けて、子供が生まれる男性職員の把握や、所属長等による積極的な育児休業取得へ働きかけを行い、男性の育児参加の重要性の認識を深めるための研修も検討しているとの答弁でありました。

あれから3年が経過しました。その後の対策の進捗状況の報告と、結果、取得率は向上したのかを質問をさせていただきます。

矢田町長に答弁を求めます。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 男性職員の育児休業取得率は向上しているかとの御質問にお答えします。

まず、男性職員の育児休業取得に向けた対策についてであります。令和3年度において、育児参加するための重要性、認識等を深めるために、管理監督者を対象にイクボス研修を実施して制度の理解を深めております。

また、年度始めに全職員に対して、育児休業取得の周知を図っているところであります。そのほか、出産を控えた職員、お子さんが生まれた職員には、総務課にて個別に育児休業制度についての制度説明等を行い、男性職員への育児休業の積極的な取得について働きかけを行っているところであります。

このように職員が育児休業への理解を深め、取得しやすい職場環境を着実に整えているところでございます。

なお、育児休業に対し、業務及び職場への影響懸念の不安を抱える職員に対しましては、まず特別休暇となる配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得を促し、積極的に育児に参画できる休みやすい環境を整えるよう、所属長にも働きかけているところでございます。

結果として、町職員の令和4年度における育児休業取得率は、取得可能な職員の人数が、女性5人、男性7人の計12人であり、そのうち女性職員は100%、男性職員は14.3%となっております。令和3年度の男性職員の育児休業取得率がゼロ%であったことから、着実に職員の間で育児休業に対する周知が図られ、男性の育児休業取得向上につながってきているのではないかと考えております。

今後も引き続き、ほかの自治体の取り組みも参考にしながら、性別を問わず仕事と育児を両立できる職場環境の整備に努めてまいります。また、男性職員に対し、育児休業取得に向けた意識の醸成に取り組むとともに、男性の育児休業のさらなる推進及び促進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○八十嶋孝司議長 道下政博議員。

○14番 道下政博議員 ありがとうございます。

一歩進んで14.3%ということですので、何とかもう少し高いレベルでの取得率ができる環境づくりに、また今後に向けて頑張っていただければと思います。

それでは、3番目の質問に移ります。

迅速な使用で命救うAEDの位置を知らせてくれるアプリの活用と「AED GO」活用ボランティアの取り組みを提案をいたします。



突然に心臓発作を起こした人に電気ショックを与えて救命するAED、自動体外式徐細動器はかなりの台数があると聞いております。

迅速な使用で命を救える可能性があるのですが、総務省消防庁によると、2021年に人前で倒れた患者にAEDが使われたのは、わずか4.1%、1,096人とどまるようであります。

いざというとき、AEDがどこにあるかわからないといった状況をなくしていくために、スマートフォン（スマホ）のアプリを用いる取り組みが注目されています。

AEDを活用した救命の促進に取り組む公益財団法人、日本AED財団が、昨年9月に発表した無料アプリが「救命サポーターアプリteam ASUKA」であります。

このアプリは、スマホ端末の位置情報をオンにした上で使うと、公共施設やコンビニエンスストアなどに置かれた最寄りのAEDが地図上に表示されます。

駅などの施設名からも検索でき、現在地から設置場所までの道順を誘導してくれるものです。

AED設置場所は、現在、全国で約5万6,000台が登録されているということです。

アプリには、心臓マッサージを含む救命処置の方法を動画で学べる機能なども備わっています。同財団によると、同アプリのインストール数は約2万9,000件に上り、利用者からは、いつかどこかの、誰かの命を守る活動だと思って参加しているといった声が寄せられているようで、その気持ちがあります。

同財団は、救命には知識や技術だけでなく、いざというときに行動を起こしてくれる市民の存在が不可欠であり、アプリを活用して、こうした輪を広げたいと期待をしています。

同財団の広報用チラシの中のコピーには、1番目として頭が真っ白になることを前提にAEDはつくられている。2番目にはまずはアプリで、操作は難しくないと知ってください。3番目にはAEDを動かすのは勇気じゃない、知識だとの切り口でアプリをアピールしているそうです。

なお、このアプリの名称は、2011年にさいたま市の小学校で駅伝の練習中に心肺停止で倒れ、校内にあったAEDが使われないまま亡くなった桐田明日香さん（当時11歳）の名前からつけられたものだそうです。

また、AEDをいち早く必要な人の元へ届けるため、無料アプリ「AED GO」を活用し、ボランティアに機器を運んでもらう取り組みも一部自治体で行われているそうです。

それでは、ここで箇条書きにし、質問をまとめます。

1番目、町でのAED設置数の報告をお願いします。公共施設への設置数、民間施設、その他の設置数、これはわかる範囲で結構です。

2番目に、町でのAED活用状況の報告をお願いします。実際の活用、そして蘇生数。

3番目には、迅速な使用で命救うAEDの位置を知らせてくれるアプリ「team ASUKA」の活用について、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

4番目には、AEDをいち早く必要な人の元へ届けるため、無料アプリ「AED GO」を活用し、ボランティアに機器を運んでもらう取り組みの提案について。

以上、4点のうち、1と2の質問については、松本消防長に、3と4については、田中総務課長に答弁を求めます。

○八十嶋孝司議長 松本消防長。

〔松本聖史消防長 登壇〕

○松本聖史消防長 迅速な使用で命救うAEDの位置を知らせてくれるアプリ活用と活用ボランティアの取り組みを提案するの御質問に、私からは3点目と4点目についてお答えいたします。

一般市民が目撃した心臓疾患が原因で心停止に陥る傷病者に対して、一刻も早いAEDによる早期電気ショックを実施することは救命率を高め、社会復帰率は2倍になることが統計でも示されています。議員御指摘のように、そのためには、いざというときに行動を起こしてくれる住民の存在、いわゆるファーストレスポnderが重要であります。

3点目の御質問のスマートフォンアプリ「救命サポーターアプリteam ASUKA」についてですが、突然の心停止傷病者が発生した場合に、どこにAEDが設置してあるのかがわかる地図アプリは有用であると認識しております。しかしAEDの設置事業所がアプリに設置場所登録しなくてはならないため、本町においては、現在石川高専と津幡高校、それと民間事業所2件のみの登録となっております。

また、4点目の御質問の「AED GO」については、救急隊の指令とほぼ同時に登録ボランティアの方に連絡が行くと聞いており、一刻を争う心停止傷病者にとっては大きな助けとなることが期待されます。

現在、救命に関してのさまざまなスマートフォンアプリがあり、それぞれ有用なものとして認識はしておりますが、一般財団法人救急振興財団のスマートフォンアプリケーションを用いたAED運搬システムの導入効果の検証によると、登録ボランティアの確保や自宅などにおける個人情報保護の問題、さらには救急隊より早くAEDを使用できた事例がなかったなどの課題が検証されています。

また、119番通報受信指令システムの改修が必須でありますので、共同運用を実施している2市2町消防通信指令事務協議会における検討も必要となってきます。

いずれにしても、増加する救急需要に対し、有効な救命アプリ導入も視野に入れ、今後、調査・研究をしていきたいと考えておりますが、まずは救急車が到着するまでにファーストレスポnderによる救命手当の重要性を広く町民に訴え、応急手当講習受講者をふやすことにより救命率の向上を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 田中総務課長。

〔田中 圭総務課長 登壇〕

○田中 圭総務課長 私からは、1点目と2点目の御質問についてお答えいたします。

2021年に人前で倒れた患者にAEDが使用された数につきましては、総務省消防庁が毎年発表している、令和4年度版救急救助の現況によると、2021年中、一般住民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者は全国で2万6,500人であり、そのうち心肺蘇生を実施した傷病者は1万5,225人、57.5%で、さらにAEDを使用し除細動を実施した傷病者は1,096人、4.14%でございました。

御質問1点目のAED設置数ですが、公共施設のAED設置数は、健康推進課が年1回、県へ報告することとなっております、その数は現在38器となっております。

また、AEDは設置について届け出等の必要がないため、民間施設の設置数については町として把握しておりません。しかしながら、応急手当講習を受講しAEDを設置して申請のあった本町独自の救適マークの交付事業所は民間施設で18カ所となっております。

御質問2点目のAED活用状況についてですが、町消防本部のデータによりますと、本町管内の過去5年間の心肺機能停止事案は148件で、その内、11件はその場に居合わせた人によるAED

Dの使用があり、1件が電気ショックにより蘇生しております。なお、救急隊・医師により蘇生した数は39件で、トータルで蘇生した方は40件、27%となっている状況でございます。

私からは以上になります。

○八十嶋孝司議長 道下政博議員。

○14番 道下政博議員 ありがとうございます。

私のほうの一般質問通告の順番で、1、2、3、4がちょっと逆になりましたことをお詫び申し上げます。

きちんと報告いただきまして、ありがとうございます。どちらにしてもAEDの活用を着々と進めて一人でも多くの心肺停止の方の蘇生が実現されていくことを願いますので、また御協力のほうをお願いしたいと思います。

それでは、質問4点目に移ります。

AEDボックスに三角巾の配備を提案ということで、質問いたします。

三重県名張市は、公共施設やコンビニに設置している自動体外式徐細動器、AED96台の各ボックスに応急手当や、傷病者のプライバシーを守るために三角巾を1枚ずつ配備したそうであります。

女性にAEDを使用する際、三角巾で胸部を覆えばプライバシーを守りつつ、処置できるもので、ボックスのそばに使い方の説明書を置いているとのことで、市の女性議員からの提案であったと聞いております。

私のほうからは、本町においても公共施設やコンビニ等のAEDボックスに三角巾の配備を提案したいと思います。

酒井総務部長に答弁を求めます。

○八十嶋孝司議長 酒井総務部長。

〔酒井英志総務部長 登壇〕

○酒井英志総務部長 AEDボックスに三角巾の設置をの御質問にお答えいたします。

AEDの使用に当たり、パッドと呼ばれる電極シールを張りつける際に、女性に限らず傷病者を脱衣させることに躊躇する場合があるというお話は聞いたことがあります。

また、パッドの張りつけについては、一般財団法人救急振興財団が策定している応急手当講習テキストにおいても、できる限り人目にさらさないよう配慮すると記載してございます。

人目のある場所でパッドを張る際は、金属ワイヤーやネックレスに触れないように配慮し脱衣させることが一番ではありますが、議員の御指摘のようにプライバシーを守るためには三角巾を用いることも一つの有効な手段だと考えられます。

本町におきましても、公共施設に設置してあるAEDと、先ほど総務課長の答弁の中にありました、救適マーク交付事業所については、三角巾及び使用する際の説明書を備えるよう準備してまいりたいと考えております。しかしながら、本町で把握していない民間施設に設置してあるAEDについては、各事業所で自主的に設置した機器となりますので、三角巾の設置は事業者の判断となることを御理解くださいますようお願いいたします。今後、AEDに備えるための三角巾の配布を含めた民間施設への広報等を検討してまいりたいと考えております。

AEDを使用する際に最も注意が必要なことは、プライバシーを重視するあまり除細動がおくられたり、三角巾や布で胸部を覆うことにより正しい心臓マッサージの位置がずれ、傷病者本人の

命が救命できなくなることです。

このAEDの使用の本質を見誤ることなく、今後も応急手当講習を通じて適正なAEDの使用  
方法の普及・啓発に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 道下政博議員。

○14番 道下政博議員 ありがとうございます。

前向きな答弁をいただきました。また少しでも多くの方の命を救っていただけるように、また御協  
力をお願いしたいと思います。

それでは、最後の5点目の質問に移ります。

選挙投票時に代筆などの支援を受けられる投票支援カードの導入を提案いたします。

東京都東久留米市は、4月の市議選から、代筆などの支援を受けられる、投票支援カードを導  
入したそうであります。

また、選挙時にマイナンバーカードを活用した電子申請「ぴったりサービス」で遠隔地滞在者  
のための不在者投票を請求できるようになったそうであります。

投票支援カードは、かわりに書いてほしい、誘導してほしいなどのチェック欄に本人がチェッ  
ク、記入することで、係員による支援を受けられるもので、カードは各投票所に設けたほか、ホ  
ームページからも印刷できるようにしているそうであります。

そこで、一人でも多くの町民の意思を政治に反映できるように、投票率の向上に向け、障害の  
ある方でも高齢者でも、文字を書くのに自信が持てなくなった方でも、声が出せなくなった方  
でも遠慮なく堂々と投票ができるように配慮をするべきであると思っておりますので、投票支援カードの  
活用ができるようにしていただきたいと願います。

本町では、すでに代筆等のサービスは行われているということは承知しておりますが、もう一  
歩踏み込んで進ませるためのものでもあります。

そのポイントは、投票所にやっと足を運んだ方でも、少ない体力と精神力の方であっても、言  
葉を使えなくても、またうまく話すことができない人であったとしても、すぐそばにある投票支  
援カードにチェックをいれて差し出すだけで、投票者の意思を表すことができるということが大  
切なのであります。

ぜひ、本町にあっても、一人でも多くの有権者が棄権せずに投票ができるような最大限の配慮  
を願いたいものであります。

田中総務課長、選挙管理委員会書記長に答弁を願います。

○八十嶋孝司議長 田中総務課長。

〔田中 圭総務課長 登壇〕

○田中 圭総務課長 選挙投票時に代筆などの支援を受けられる投票支援カードの導入をとの御  
質問にお答えいたします。

選挙は、民主主義の根幹をなすものであり、投票によって有権者の意思を政治に反映させるこ  
とのできる重要な制度です。

そのため、議員の言われるとおり、一人でも多くの有権者が棄権せずに投票ができるような最  
大限の配慮は、不可欠であります。

これまでの選挙においても、文字を書くことが困難な方に対して、職員の代筆による代理投票  
や、車いすの補助などの必要な支援を行っております。これらの支援を受けるに当たっては、選

挙人または付き添いの方からの投票管理者へ申し出をいただいております。

しかしながら、文字を書くことが困難な方だけではなく、口頭による伝達が難しい方や苦手な方におきましては、投票支援カードがあることで、よりスムーズな支援が可能になることから、有権者の利便性向上につながると考えられます。今後は、導入自治体における効果等を参考に本町での導入を検討してまいりたいと思います。

また、マイナンバーカードを活用する電子申請、ぴったりサービスについてですが、選挙当日、仕事などにより遠隔地に滞在している方が不在者投票を請求する際に、従来は請求書の印刷、記入及び郵送といった手続きが必要でしたが、このサービスを導入することにより、これらの手続きが不要となることから、こちらも有権者の利便性向上につながると考えられるため、導入に向けて検討してまいりたいと思います。

選挙における投票率は、選挙の争点や当日の天候等、さまざまな要因が総合的に影響すると考えられますが、より多くの方に投票していただけるよう、投票率向上に資する効率的な方策及び効果的な手法を調査、研究してまいります。

以上です。

○八十嶋孝司議長 道下政博議員。

○14番 道下政博議員 ありがとうございます。

大変前向きな御答弁をいただきました。一番大切なことは1人でも多くの有権者が棄権せずに投票ができるような最大限の配慮をするということでもあります。そういう意味では、前向きな答弁をいただきまして、また1人でも多くの方が投票しやすい環境づくりをお願いをしたいと思います。

それでは、私、道下政博、議席番号14番ですが、5点の質問を終わります。

ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、14番 道下政博議員の一般質問を終わります。

次に、5番 小倉一郎議員。

〔5番 小倉一郎議員 登壇〕

○5番 小倉一郎議員 5番、小倉一郎です。

私の前に登壇した3名の議員が、7月の豪雨災害に関連した質問がありましたけれども、私も今回、防災、減災のためのさらなる備えをということで、質問のほうをさせていただきます。

初めに、去る7月12日夜間の豪雨により、本町のいたるところで、土砂崩れ、家屋の損壊や浸水等、近年まれにみる甚大な災害が発生いたしました。

今回の豪雨災害の中でも、家屋への被害は、日常生活を営む上で、そこに住んでいる方々が受けたダメージは計り知れません。

家屋被害はもとより、生活のために必要な家財道具や車など、これまで大切にしていたものを失われた方が多数いらっしゃいます。

この場をお借りし、被災されました方々に心よりお見舞いを申し上げます。

また、このような大きな災害は、現在在職している町職員にとっても初めてのことであります。職員の皆さんにおかれましては、通常業務に加え、災害対応などで大変お疲れのことだと思えます。御自身の健康に留意しながら、業務に当たっていただくようお願いいたします。

さて、今回の一般質問ではこのような自然災害による被害を最小限に抑えるためにも、今後の

町の防災、減災に係る計画及び具体的事業等についてお伺いしたいと思います。

本町では、令和2年度に国土強靱化基本法にのっとり、令和6年度までの5カ年を計画期間として津幡町国土強靱化地域計画が策定されております。

この計画は、災害に強いまちづくりを目指し、本町のインフラ等の強靱化に関する取り組みの方向性を示す指針として策定されたものであります。

その後、令和3年7月には見直しが行われておりますが、これは計画期間において防災、減災を目的に、本町で整備すべき事業を洗い出し、国の財政支援を受け推進していくためのものであると認識しております。

一方、国においては、ことし6月に国土強靱化基本法の改正法が可決されました。これまで令和3年度から7年度までの5カ年加速化対策の実施計画となっておりましたが、この改正により、実質計画期間が延長され、国の財政支援も継続されることとなった模様であります。

今回本町を襲った豪雨では、中山間地域を流れる川幅が狭い中小河川と住宅地を流れる総門川及び八反田川の氾濫により、家屋への浸水と車、エアコンの屋外機等の水没など、多くの被害がありました。

また、がけ地や山林等ののり面崩落や農地、道水路の損壊等、大小数えると切りがないほどであります。

なお、今年度町では、土砂災害ハザードマップ及び洪水ハザードマップが新たな情報を加え修正し、作成される予算が計上されております。災害発生時の早めの避難行動により命を守ることは最も大切なことではありますけれども、私たちが安全で安心して生活していく上で、今回のような甚大な被害を繰り返さないよう、さらなる防災、減災施策を講じたまちづくりをしていくことも、本町の重要施策である移住・定住促進を図るためにも喫緊かつ重要な課題であると考えます。

そこで、御質問いたします。

1点目、今年度作成される土砂災害と洪水の2つのハザードマップは、この豪雨による災害で新しいマップ内に反映された情報はあるのか。また、これまでのマップとどう違うのか。大きな違いや変更点があれば教えていただきたいと思っております。

2点目、私が住んでおります津幡地区では、住宅が密集している清水・津幡・庄地内の総門川及び八反田川流域において、多くの家屋への浸水被害があり、被災された方々は生活再建に向け大変御苦労されております。

今回被災された方々が、現在の場所で安心して暮らし続けるためにも、二度とこのような災害を繰り返さないことが最も大切かと考えます。

まずは河川氾濫の原因をしっかりと究明し、早急に水害対策を講じた整備に着手すべきだと考えますが、現時点での町の考えをお聞かせ願いたい。

3点目、今回の災害で町国土強靱化地域計画の見直しは必須であると考えます。道路橋梁及び河川はもとより、がけ地等、今回災害が発生した要因を検証した後、国の財政支援を受け、改修整備等を行うには、本町の国土強靱化地域計画に位置づけなければなりません。本計画に具体的事業が示されるのはいつごろか。

以上3点について、矢田町長にお伺いします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 小倉議員の防災、減災のためのさらなる備えをの御質問にお答えいたします。

御質問の1点目、ハザードマップについてお答えいたします。

議員の言われるように、本年度は洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップの作成を予定しております。

洪水ハザードマップは、石川県が本年5月に水位周知河川以外の小規模河川についても、洪水浸水想定区域を作成したことから、その浸水想定区域を反映させるものでございます。本町におきましては、新たに大海川、材木川及び能瀬川が対象河川となります。

土砂災害ハザードマップは、石川県が令和4年7月に土砂災害警戒区域を町内において新たに8カ所指定したことに伴い、当該区域をハザードマップに反映させるものでございます。本町におきましては、常德、池ヶ原、上大田、三国山、興津、山北、大島及び俱利伽羅が対象区域となります。

2つのハザードマップともに、浸水リスクや土砂災害リスクの空白地帯を減らすことで、防災体制の強化につなげ、安全安心なまちづくりを推進してまいります。

今回の7月12日の豪雨による災害で新たにマップへ反映する情報につきましては、今回の災害において指定避難所である刈安コミュニティプラザが浸水し、避難所として機能しなかったことから、避難所の見直しに向けた検討が必要であると強く感じております。避難所の見直しにつきましては、施設の構造や規模に加え、標高などの外的環境も考慮し総合的かつ慎重に考える必要があり、一朝一夕に完了するものではございませんが、可能であれば避難所の見直しの結果を本年度作成するハザードマップに反映できればと考えております。

御質問の2点目、総門川及び八反田川の水害対策を講じた整備について、お答えいたします。

今回の豪雨は、最大時間雨量80ミリメートルを超え、町内全域に総雨量200ミリメートルを超える雨をもたらしました。こうした状況により、石川県が管理する二級河川が上流部で越水するなどし、町が管理する準用河川で多くの氾濫が発生いたしました。この降雨により、津幡川では危険水位の6.18メートルを超え6.59メートルまで上昇いたしました。

総門川については、野山団地周辺から実生こども園までの区間、約1,660メートルを流れる準用河川であり、今回の豪雨でほとんどの区域において氾濫し、沿川上の多くの建物に、床上、床下浸水などの被害が発生いたしました。

JR七尾線から上流の区間につきましては、昨年度、堆積土砂除去工事を実施し、豪雨時の浸水被害解消に取り組んだことから、被害は少なかったものと思います。

八反田川につきましては、公共下水道事業により整備した延長2,140メートルの雨水幹線であり、通常時は川尻水門下流の津幡川へ自然流下で流入しておりますが、大雨により流量が増大した場合は、最下流部にある川尻雨水ポンプ場の排水ポンプにより強制排水を行うこととなっております。

今回の豪雨により河川が氾濫した総門川や八反田川流域の水害対策においては、小倉議員の言われるとおり、まずは河川氾濫の原因究明を早急に行い、しっかりと対策計画を立案した上で水害対策を講じた整備に着手すべきと考えております。

本町の水害対策としましては、河川護岸のかさ上げや流域で貯める治水対策、道路や公園整備での透水性舗装や浸透ます等の設置も考えられ、対策計画において検討を行ってまいります。ま

た、八反田川につきましては、排水ポンプの増強による雨水排水能力の強化について検討してまいりたいと考えております。

今後も、水害対策についての新しい技術や事業手法などの情報収集に努めるとともに、関連機関とも協力して雨水の流出抑制を図っていきたいと考えております。

次に、御質問の3点目、国土強靱化地域計画を見直し、本計画に具体的事業が示されるのはいつごろかとの御質問についてお答えいたします。

本計画で位置づけする個別事業については、別表に一覧として記載をしており、別表は必要に応じて見直しを行っております。今回の災害を検証し、その対応が定まり次第、できるだけ早期に更新したいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 小倉一郎議員。

○5番 小倉一郎議員 御答弁、ありがとうございました。

今、いろいろ具体的なお話もお聞きしましたし、今後に向けてのいろいろな対策についても伺いました。

余談ですけれども、先日自宅にあります公民館報つばた、現在の広報つばたになりますけれども、その縮刷版が自宅にありまして、それを見ておりました。昭和39年8月に発刊された特集号には、同年の7月8日と18日の2回の豪雨で3の方が亡くなられ、町内約1,800戸が浸水被害を受けたと、そういったようなことが書かれておりました。

私の家も津幡川の近くにありまして、当時幼少でありましたけれども、家族全員で自宅から避難したことや、また浸水被害の後ですね、片づけに苦勞する家族の姿もうろ覚えでありますけれども、何となく記憶がございます。

その後、津幡川も5年の歳月をかけまして大改修されました。これも二度と水害のない住みよいまちづくりのため、町挙げて災害対策にあたったものであろうかと思えます。

これから先、被災された方々が、それぞれの地で安心して生活を送り、これまでの日常を取り戻すことができる対策を早急に講じていただくよう切にお願いし、次の質問に移りたいと思えます。

続きまして、障害者等のタクシー利用料金助成額を増額せよということで、質問させていただきます。

本町では、在宅で生活をし、みずから運転をしない重度障害のある方や、要介護認定等を受けた方々に対し、各自お住いの地域に応じて年間8,000円から1万2,000円のタクシー利用助成券、または町営バス回数券を交付しております。

助成額につきましては、平成22年、2010年ですね、から今年度までの13年間変わらないままとなっておりますけれども、これはその間にも消費税の改定がありましたが、タクシー料金は据え置かれていたことが、その理由の一つだと思っております。

しかしながら、ことし6月に15年ぶりに本町をエリアとする金沢地区のタクシー料金が改定されました。この改定では、初乗り料金が安くなったものの、その分距離も短くなっており、また、走行距離による加算も約260メートルごとに80円から100円に値上がりしております。

近年の燃料費の高騰やドライバー不足等、会社経営改善のため、タクシー料金の値上げは致し方のないことだと思っておりますけれども、本町のタクシー利用料金助成制度を使われる方々に



とりましては、実質負担がふえることとなり、近年の物価上昇とあわせ、家計への圧迫が懸念されております。

そこで、お尋ねいたします。

今般のタクシー料金の値上げを受け、現行の町障害者等外出支援事業の見直しを行い、現在の利用料金助成額をぜひ引き上げていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

羽塚健康福祉部長にお答え願います。

○八十嶋孝司議長 羽塚健康福祉部長。

〔羽塚誠一健康福祉部長 登壇〕

○羽塚誠一健康福祉部長 障害者等のタクシー利用料金助成額を増強せよとの御質問にお答えいたします。

本町では、津幡町障害者等外出支援事業として、一定の基準の心身障害のある方、介護認定を受けた方を対象に、タクシー及び町営バスの利用料金の一部を助成しております。

現行の制度は、議員の御質問にありますとおり、平成22年に助成対象者を心身障害者のほか、高齢者の生活の実情に合わせて、自分で自動車を運転できない介護認定者も対象とし、事業の充実及び促進を図ったものでございます。

近年の事業のタクシーでの利用状況を実人数で見ると、令和2年度は292人、令和3年度は307人、令和4年度は287人となっております。

助成制度の拡充につきましては、平成25年3月会議において当時の町民福祉部長が、社会情勢を勘案しながら検討してまいりたいとの答弁をしております。

ことし6月に15年ぶりに改定された県内のタクシー料金の状況を踏まえますと、制度創設から据え置きとなっている助成金額の引き上げについて、調査の必要性を感じているところでございます。

令和5年度につきましては、年度途中ということから、これまでどおりの助成内容としたいと思っております。そして、来年度に向けて他の自治体の対応状況も調査するとともに、今回のタクシー料金の改定率を参考に、助成額の見直しについて、前向きに検討していきたいと考えております。

今後も、移動が困難な障害者や高齢者への支援として生活の質の向上を図るため、外出支援事業について広く周知し、一層の制度活用の促進に努めてまいります。

以上です。

○八十嶋孝司議長 小倉一郎議員。

○5番 小倉一郎議員 答弁ありがとうございました。

今ほど部長がおっしゃられたように、今据え置きになっております利用助成額、これにつきまして、来年度に向けて検討して下さるといったようなことですので、また障害者、あるいは運転のできない介護認定を受けた高齢者の方々の福祉向上に向けて、またよろしくお願ひしたいと思っております。

以上で、私、5番、小倉一郎の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、5番 小倉一郎議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたしまして、午後1時から一般質問を再開いたしたいと思っております。

〔休憩〕 午前11時57分

〔再開〕 午後1時00分

○八十嶋孝司議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

3番 東 克彦議員。

〔3番 東 克彦議員 登壇〕

○3番 東 克彦議員 議員番号3番、東 克彦です。よろしくお願いいたします。

まずは、7月12日の線状降水帯におきまして、津幡豪雨で被害に遭われました方々に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。そして、休日も返上してですね、町の復旧、復興に身をささげている町の職員の皆様にも深くお礼申し上げたいと思います。

条南校区の学童保育ではですね、コミュニティとともにここ2年ほど電力問題で暑い夏をですね、迎えておりました。なかなかの暑い日でもエアコンを使用できずに主に窓を空けて対応している。そんな2年の夏でありました。条南コミュニティでは自分で持ち運べるハンディタイプの扇風機とかうちわで対応している方々や、会議等々で参加している皆様の姿も見受けられましたし、学童保育に至ってはですね、夏、本来ならば学童に預けたいのですが、涼しい家でお留守番できるお家は、できるだけ御家庭で子供たちが過ごしてもらえるように協力していただけませんかというというような、自主的にお休みをしてほしいという苦肉の策まででるような状況でございました。そんな中、ことし春先からですね、ことしの夏は猛暑が予想されますという長期予報を聞くたびにですね、不安になった御家庭もあったことと思われまます。ただですね、夏休みに入る前にですね、6月に応急処置等々で改善をしていただきまして、ことしの夏不安された子供たちの熱中症や非常に過密状態での暑さをどのように対応していくかという問題もですね、解消されまして無事に夏休みを過ごしてほっとしましたという指導員さん、保護者からもお声を聞かせていただいております。

今回は、この学童保育について、少し質問をさせていただきたいと思っております。

まず、学童保育のほうのインターネット、こちらのほうのですね、ウイルス感染の対策についての現状について、質問をさせていただきます。

東京都の杉並区、そちらのほうでは、令和5年の5月末に学童クラブ、放課後児童クラブなどを事業として委託しています社会福祉法人、こちらのほうのサーバーがウイルス感染をいたしました。

そのウイルスのほうは、身代金要求型というランサムウェアというもので、杉並区では利用者の氏名や保護者の連絡先などの個人情報を含む全てのデータが暗号化されてしまいました。そして、データを全て削除するという対応を杉並区では取ったそうです。

津幡町でもインターネット化が進み、学童保育（放課後児童クラブ）や保育園・こども園等々、メールのやり取り等もすることから、各事業所ごとのウイルス対策をしているところであれば、そのウイルス対策だけでことが足りるのでしょうか。それらのウイルス感染対策の管理や対応の現状はどのようになっているのかを、子育て支援課長に答えていただきたいのが、1点目。

同様に、教育総務課は、庁舎と小中学校だけではなく、シグナスや教育センターなどともつながっております。それ以外にも幾つかの企業や団体ともつながって連絡を取り合っていると思います。また、学校では先生や保護者等々の連絡等にも活用されており、たくさんの個人情報も学校では管理しております。

教育総務課としては、関係各所のウイルス対策をどのように実施し、どのように総括しているのかを、現状を踏まえて教えていただきたいと思います。

3つ目、我が津幡町役場庁舎内でもDX化が進んでおります。企業・団体等ともインターネットがつながって業務が行われていることから、今回のランサムウェア対策などのウイルス対策はどこまで進んでいるのでしょうか。

未然の対策だけではなく、万一、ネットワーク内にランサムウェアなどのウイルスが侵入した際に被害を最小限に軽減するための研修や報連相の徹底を取っているのでしょうか。

以上の観点は一種の災害ととらえて、津幡町としての現状並びに計画を伝えられる範囲でかまいませんので、具体的に総務部長に教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○八十嶋孝司議長 酒井総務部長。

〔酒井英志総務部長 登壇〕

○酒井英志総務部長 東議員のインターネットによるウイルス感染対策の現状はとの御質問にお答えします。

初めに、私からは役場庁舎内の状況についてお答えいたします。

役場庁舎内のネットワークにつきましては、総務省の指示に基づき2017年4月からインターネット系、L G W A N系、個人番号利用事務系の3つにネットワークを分離する三層分離を実施しています。このうち外部からのアクセスが直接可能なのはインターネット系のみであり、このネットワークでは個人情報等は取り扱っておりません。

このインターネット系につきましては、石川県が構築し、県内全ての自治体が利用している石川県セキュリティークラウドを通過しており、24時間365日運用事業者によって監視されているため、不審な通信等があれば運用事業者から連絡が入ったり、場合によっては強制的に通信を切断したりするなどの対応が可能となっております。

一部業務で外部に個人情報等が含まれたサーバー等の管理を委託しているケースもございますが、いずれも外部のインターネットからは直接接続できないネットワーク上で管理されています。

業務上、さきに述べた3つのネットワーク間でのデータのやり取りが発生する場合がありますが、ウイルスを除去するためのデータの無害化や、データのやり取りに際し、許可した者以外利用不可とするU S Bメモリの利用制限を実施しています。

職員に対する研修につきましては、個人情報保護委員会が定めたガイドラインに基づき、特定個人情報の適正な取り扱いに関する研修を毎年実施することとしており、本年は6月に実施済みでございます。また、セキュリティーに関する研修もこの9月に全職員を対象に実施する予定としております。

私からは、以上となります。

○八十嶋孝司議長 田中子育て支援課長。

〔田中健一子育て支援課長 登壇〕

○田中健一子育て支援課長 私からは、放課後児童クラブ及びこども園のインターネットによるウイルス感染対策の現状についてお答えいたします。

本町の放課後児童クラブやこども園等でもI C T化を進めており、各施設との連絡には、ほとんどがメールでやりとりしており、今や業務上欠かすことのできないツールとなっております。

しかしながら、メールを介したサイバー攻撃は少なくはなく、急速に変化している現代において業務を継続して実施していくためには、あらゆる攻撃を防御できる高度なセキュリティーが必要となります。

このような状況のもと、本町では、インターネットの脅威に対して必要なセキュリティーレベルの確保とインシデントの早期発見・対処を目的として、石川県と県内19市町が共同で、自治体情報セキュリティークラウドを構築・運用しており、インターネットを経由する不正通信の監視強化を初めとして、各種の高度な情報セキュリティー対策を実施しております。

また、庁内の情報ネットワーク環境に関しましては、総務省より示された自治体の情報セキュリティー対策である三層分離を実施し、マイナンバーを含むデータを取り扱う個人番号利用事務系、地方公共団体を相互に接続する専用ネットワークを使用するL G W A N接続系、さらに機密性の高い情報を取り扱わないインターネット接続系に分離することにより、業務に使用するデータの保管やシステム構築されている領域を外部インターネット環境から保護しております。

情報セキュリティー対策の実施に当たっては、セキュリティーツールの導入など技術的な対策ばかりに依存することなく、引き続き、人的な対策も実施しながら、人的要因によるセキュリティーリスクを低減させ、万全の情報セキュリティー対策を講じてまいりたいと思っております。

以上です。

○八十嶋孝司議長 山崎教育総務課長。

〔山崎明人教育総務課長 登壇〕

○山崎明人教育総務課長 私からは、教育委員会所管のインターネットによるウイルス感染対策の現状はについての御質問にお答えいたします。

教育委員会の管理するパソコン、サーバー等は、学校の先生方が校務に利用し、成績などの管理も行う校務系と児童生徒が学習用に利用する学習系があり、校務系・学習系ともにウイルス対策を行い活用を進めております。ウイルス対策は教育総務課で行い、パソコンの保守管理を委託しております導入業者と連携を取りながら進めております。

校務系は、現在、津幡町単独で利用しているシステムが本年12月にリース期間が満了するため、それ以降は、県内で17市町が利用しているシステムを新たに導入する予定にしております。現在、利用している校務系のシステムでは、児童生徒の成績などの重要な個人情報扱うことから、児童生徒が利用する学習系とは物理的に回線を分離し、個人情報を保護するとともに、サーバー及びパソコンにウイルス対策を行っております。また、新たに導入するシステムにおいても、県内で多くの市町が同一のサーバーを利用しており、同様の措置をとっております。

学習系のパソコンやサーバーでもウイルス対策を行っており、パソコン教室の機器は、ウィンドウズのパソコンを利用していることからウイルス対策ソフトを活用しております。GIGAスクール構想で導入したパソコンについては、クロームブックパソコンを利用しており、フィルタリングソフトにより有害なサイトにはつながらないように規制しております。

保護者との連絡は、連絡用のアプリを利用している学校もあり、校務系・学習系のいずれかのパソコンを活用しております。

また、企業や団体とのメールでの連絡については、メール専用パソコンにより行っており、そのパソコンについてもウイルス対策は行っております。

今後も、さまざまなウイルスが発生し、感染するリスクがあることから、校務系・学習系とも

に、万全の対策を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 東 克彦議員。

○3番 東 克彦議員 津幡町における非常に具体的な保守に関して、いろいろ御答弁をいただきました。深く感謝いたします。

三層分離の件や、教育委員会では校務系、そして学習系、並びにメール対策用のPCも分けてということで、非常に安心をした次第です。しかしながら、公設民営である学童保育に至っては、個々でばらばらで保守をしておりますので、今後そちらのほうの連携も深めていただきますよう、お願いをして、1問目の質問を終わりたいと思います。

それでは、2問目、2つ目の質問は、24歳までの大学生等まで医療費の無料を拡大することはできないかということでございます。

ことし、令和5年4月より、津幡町では18歳年度末までの子供医療費は健康保険適用後の自己負担分を助成していただくこととなりました。今までの流れから言うと、少しずつではありますが医療費の助成制度が改正され、18歳年度末までの子ども医療費の無料化に対しましては、まことにありがとうございます。無料化されて、喜んでおられる御家庭も多いかと思えます。

ただ、大学や専門学校等に進学した方の中には、ちょっとした病気でも、若いから大丈夫とか、手持ちのお金がないからといった理由で病院に行かないものも出てきているそうです。彼らが病院に行かなくてはと考えたとき、安易にネットからの情報でその対策を調べるものも少なくないと考えられます。

その情報によりますと、次の4点があげられていることが多いかなと思います。

1つ目、ジェネリック医療品を処方してもらう。

2番目、クレジット払いが可能な医療機関を探す。

3番目、医療ローンを利用する。

そして4番目、カードローンの検討も視野に入れる。

最後の項目は、どうやら消費者金融の作成したQ&Aなどのページで書かれていることが多いのかなと思われま。奨学金を活用している学生さんもふえ、特にローンというワードに不安を感じずるものも少なくないと思われま。

現在、愛知県の東海市や豊田市などの行政では、24歳以下の大学生らは、入院費は無料だそうです。なぜ24歳以下なのかというと、医学部の学生は6年生の大学に進学していることも考えられるので、そこも配慮されて24歳以下とされているそうです。

なんと明治大学では、医療費無料を学校として実現しています。

大学生等の若者が、経済的な理由で病院に行くことを後回しにすれば、今後悪化するリスクがあることは当然あること、そして将来、健康に悪影響が出てくることなどの健康の観点からも非常に問題があると考えられます。

医学部の学生や長期の海外留学に伴う休学も考慮して、津幡町オリジナルとして24歳年度末までの学生で津幡町に住民票があり、学生証や在学を証明できる大学生らの医療費無料化、これを実現する可能性はありますか。

子育て世代のためにも、精神的・経済的なバックアップをぜひ子育て支援の観点からも考慮すべきではないかと、御提案をさせていただきます。

金沢市の平和町では、町内会活動を積極的に参加してくれるのであれば、平和町の県営住宅等

に一人でも複数人でシェアでも大学生が居住することができるという画期的なプランが生まれたそうです。

学生にとっては安く住むことができる場所を確保できて、学生らの保護者にすれば地域の方々の温かい支援を受けられることは、安心安全にもつながります。もちろん町内会活動を通じて地域振興にもつながり、正にWin-Win-Winの関係構築が期待されます。

津幡町では、石川高専の学生の中には学校の近くの駐車場を借りるかわりに、その駐車場の周辺の除雪をお願いされている、そんなケースもあるそうです。

今後は、金沢星稜大学のスポーツ施設等の建設も進み、津幡町にアパートを借りたいと考える学生もゼロではないと考えます。

そこで、24歳年度末までの大学生らの医療費の無料化がすぐにはできなくても、親元を離れて津幡町に住民票がある石川高専や金沢星稜大学の19歳～24歳年度末までの医療費無料、それを実現してほしいと提案をさせていただきます。

異年齢の地域住民との交流をもとにまちづくりにも参加してもらい、中には地域の方々と地域の活性化を積極的に行うことで、まちづくりの参画者として地域の活性化に絡んでくれる学生も生まれてくると思います。

将来の地域リーダーの養成にもつながる可能性も考慮して、地域福祉の観点からも実現すべきであると考えております。

活気あるまちづくりのためには、大学生らの若い力は非常に大切な人材です。高校を卒業したら多くの若者が、進学、就職で町外へと出ていきます。その年代の流出人口は毎年続いていくと思います。流出人口を減少させ、流入人口を少しでもふやすことは、町の活性化にとってもとても重要な施策になるはずで

す。小さな一歩でも構いません、今後の実現の可能性について、矢田町長にお聞きしたいと思

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 24歳までの大学生等まで医療費無料を拡大せよとの御質問にお答えいたします。

本町では、町民の健康増進を図るため、子供から高齢者に至るまで、生活習慣を見直す機会といたしまして、また疾病の早期発見・早期治療に努めることとして、各種の健康診査を実施しております。幼児期からの生活習慣が、将来の健康な体づくりにつながると考えております。

それでは、医学部の学生や海外留学による休学、浪人・留年などを考慮して津幡町オリジナルとして、24歳年度末までの津幡町に住民票があり、学生証のある大学生らの医療費無料化を実現する可能性はあるか。また、石川工業高等専門学校や金沢星稜大学などの学生だけでも19歳から24歳年度末の医療費無料化を実現してほしいとの御質問についてお答えをいたします。

子ども医療費の助成制度は、疾病の早期発見と治療を促進し、子供の保健の向上と福祉の増進を図ること、及び子育て家庭への支援を目的としており、成人である18歳を超えた方の医療費の助成については、現時点では考えておりません。

また、両校の学生に限るとしても、それによる効果は限定的であること、また町外の高等教育機関に通う学生との不公平感は拭えないと考えますので、現時点では考えておりません。

本町の子ども医療費の助成につきましては、これまでも対象年齢を段階的に引き上げるととも

に、子供が医療を受けやすくなるよう、さらに償還払いの手間を省くため現物給付方式を導入するなど、制度の拡充を図ってきました。

そして今年度からは、児童の医療費助成に係る1人1月当たり1,000円の自己負担金を撤廃し、津幡町に住所を有する児童は、18歳に達する日以後最初の3月31日まで無料で医療を受けられるようになっております。

現在の子ども医療費助成は、石川県乳幼児医療費助成事業補助金をもとに、小学校から高校卒業までの12年間を町独自に給付することで、児童が成人するまでの医療費助成を担保している状況であることを御理解願いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 東 克彦議員。

○3番 東 克彦議員 矢田町長、御答弁ありがとうございます。

ことしの3月、4月までの間に段階的にこのようにですね、子育て支援をバックアップしていただいたり、早期発見、早期治療等々で町民の健康増進のために御尽力いただいたことは、本当に感謝申し上げます。

今後、いろんな不公平感もあるかと思えます。もしかするとちょっとした間でも津幡町に住んでみたいという、そんな若者がふえるような、そういうような対策も今後練っていったらいいなどということをお話して、3つ目の質問に行かせていただきます。

3つ目はですね、文教福祉イベントのソフト充実で豊かな心と身体を、皆さんに提供できないかということで、質問をさせていただきます。

ウェルピア倉見では、令和5年度より介護予防教室が一新されまして、プログラムの充実だけではなくたくさんの方々活躍する場として、今津幡町でも注目されるべき事業であると考えております。

この様子は、町のケーブルテレビ、つばたホットラインでも放送されております。

現時点での元気わくわく教室、こちらのわくわく教室の参加者数、並びに年齢層を教えてくださいたいと思います。可能であれば、高齢者が所属するような健康クラブやいきいきサロンなどでも積極的に広報しているのか、そういった点も含めて福祉課長さんに教えてくださいたいなどというふうに思います。

また、アザレアがオープンして5カ月がたとうとしております。積極的な町民の方々を中心に会員登録のほうもたくさんあるということでスタートしました。アザレアは知っとるが行ったことないわという町民の方も当然いらっしゃいます。特に、猛暑の中で快適に利用できる屋内プールの活用は、津幡町民待望の施設であります。

そこで、津幡町民はこのアザレアができたことでどのような恩恵を受けているのかをお聞きしたいと思います。

令和5年の6月には、小学生が1クラス単位だと思えます。入水体験をしているところを拝見させていただきました。浅いほうのプールで非常に楽しくやっておりました。小学生たちはアザレアのスタッフによりビート板を用いて泳いでおりました。プールサイドには担任の先生かなと思われませんが、配置されておりました。

町内の小学生の何人が、どのくらいの頻度で体育の一環として、またその他としてアザレアの屋内プールを利用できたのか。

そしていまからですね、秋から冬にかけても町内小学生は体育の一環として利用する計画があるのでしょうか。

また、移動用のバス、こちらは町のほうが担当していたのでしょうか、それとも事業者が担当していたのでしょうか。町の経済的負担はどれくらいなのか。質問は尽きることもないと思います。学校教育課長にその点に関して教えていただきたいと思います。

同様に、町内の園児たちにもアザレアオープンによる屋内プールの恩恵があるのか、こちらのほうは、子育て支援課長に教えていただきたいと思います。

引き続き、津幡町国民健康保険に加入しておられる40歳～74歳の方を対象に、アザレアで健康づくりという案内を広報つばたで知ることができました。

9月～12月の期間であります、アザレアの定休日の水曜日を除く、月、火、木、金のこの平日の昼間、9時30分～15時30分の間で、150分程度の内容を1回500円で使えるそうであります。この4か月中に3回参加できる方であればオーケーということで、定員も設けてあるということで、税務課に申し込み、問い合わせをする、そんな形のものであります。

9月からということですので、参加利用状況というものもまだ把握はできていないと思いますが、予約状況並びに予約者が特に楽しみにしているよってというような内容などは事前に把握しておられるのでしょうか。今、わかる範囲で構いませんので、税務課長に教えていただきたいと思います。

福祉課として、ウェルピア倉見でも元気わくわく教室のアザレアバージョンなどは、企画して計画的に参加者の健康状態などをいろいろなデータを蓄積してもらいたいというふうにも考えております。そのデータをもとに今後の町政に生かしていただけるものと信じております。近い将来実現する可能性はあるのか、これも福祉課長のほうにお聞きしたいと思っております。

ウェルピア倉見並びにアザレアでの現行のプログラムの現状を各課長に順にお答えいただいて、最後に、生涯学習の観点からアザレアの屋内プールを利用したプログラム、これがですね、実施されているのか、また計画されているのかを、教育長にお聞きしたいと思います。

生涯学習のプログラム、非常にたくさんあって充実もしておりますが、ぜひともですね、アザレアでも他の部門との連携で文教福祉分野のソフト、こちらの充実を図っていただいて、顧客でもある町民の顧客満足度を上げて、町民の豊かな心と体を育ていけることを熱望しております。

この一般質問の様子は、皆さんも御存じのとおりYouTubeを通して全国に発信しておりますので、ここで改めて教育長の思いを津幡町民だけではなく全国の方に発信していただきたいと、そして津幡町のファンをふやしていただけないでしょうか。

答弁のほうをよろしく願いいたします。

○八十嶋孝司議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 私からは、文教福祉イベントのソフト充実で心と身体をとの御質問の中の、生涯学習の観点からアザレアの屋内プールを利用したプログラムが実施されているかとの点につきましてお答えいたします。

生涯学習とは、学校教育はもとより家庭教育・社会教育・文化活動・スポーツ活動・レクリエーション活動・ボランティア活動など、さまざまな場や機会において行われ、仕事や社会に必要な知識を学ぶだけではなく、文化・スポーツ・健康・料理など、自分が興味のあることを学習す



ることを言います。

中でも、スポーツについては、健康で文化的な生活を営むために必要とされており、4月にオープンした住吉公園屋内温水プールアザレアにおいて、プールやフィットネススタジオを利用したさまざまな生涯学習プログラムを実施しております。ジュニアスイミングスクール、学校の体育の授業時間を利用した水泳体験、高齢者の方が自身の体力や生活スタイルに応じて体を動かすことのできるメニューがあり、快適な環境の中でスポーツを楽しむ機会を提供しております。

また今年度は、津幡町スポーツ協会主催で、町スポーツ推進委員に協力していただいている、ジュニアのびのび教室やジュニアチャレンジスポーツ教室でも、アザレアのプールを利用した活動を秋に計画しております。

今後も町民ニーズの把握に努め、町健康福祉部のほか、関係機関、指定管理者と連携しながら、生涯学習プログラムの充実を図ってまいります。そして、アザレアを初め、町内のスポーツ・文化施設の有効活用が、町民の豊かな生活の実現とともに、家庭や職場以外の新たなコミュニティ形成につながっていくことも期待しております。

以上でございます。

○八十嶋孝司議長 長福祉課長。

〔長 陽子福祉課長 登壇〕

○長 陽子福祉課長 私からは、元気わくわく教室の御質問について、お答えします。

初めに、ウェルピア倉見における、元気わくわく教室の参加者数や年齢層、広報はしているのかについてですが、元気わくわく教室は、介護予防事業として、ウェルピア倉見において、来所者を対象に、月に1回開催しております。令和5年度は、これまでの内容を見直し、筋力アップや関節痛の予防など、月ごとに運動内容のプログラムを設定し開催しています。講師は、町作業療法士のほか介護予防メイトが担っており、介護予防メイトの活動の場の拡大にもつながっています。

参加者数は、教室を始めた7月は7人、8月は17人でした。参加者の年齢層は、主に70歳代から80歳代となっています。広報につきましては、地域で開催されているいきいきサロンを初め、地区くらし安心ネットワーク委員会で事業の周知を図っています。

次に、元気わくわく教室のアザレアバージョンを企画し、データを蓄積してはどうかとの御質問についてお答えいたします。

令和5年6月会議において、道下議員の質問に町長がお答えしましたとおり、アザレアの施設を活用し、高齢者を対象に介護予防を目的とした運動教室を9月から開催しています。

運動内容としましては、椅子に座ったままの状態ですべてを動かすもので、継続的な運動の機会を設けることが目的となっています。

また、体力測定による運動機能の個別評価を行い、利用者全員の結果を事業全体の評価として、取りまとめることとしています。

本町としましても、事業で得られたデータから、介護予防の効果を検証し、今後の事業展開に生かしていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 北山学校教育課長。

〔北山ゆかり学校教育課長 登壇〕

○北山ゆかり学校教育課長 私からは、アザレアの入水体験についての御質問にお答えします。

屋内温水プールアザレアのオープンに伴い、町内の小学3年生等、約370名を対象に、体育の授業及び郷土愛を育む取り組みの一環として、アザレアを活用した校外学習活動、津幡町小学3年生屋内温水プール体験学習事業を実施しました。

内容としましては、町立小学校の3年生、それから笠野・刈安・萩野台小学校につきましては3・4年生のクラスごとにアザレアを訪れ、プール学習のほか、施設見学や利用の決まりを学ぶもので、1学期の6月から7月の期間の学校の2～3限目、または3～4限目に、各クラス2回ずつ計4時限で実施しました。引率は担任などの教職員が行い、実技指導は主にアザレアの指導員が行いました。泳力レベルごとに児童は3つのグループに分かれ、それぞれのグループで指導員1人が泳力に合わせた指導を行いました。また、プールサイドでは、教職員やアザレアの指導員が安全面での監視を行いました。

移動用のバスにつきましては、アザレア所有の送迎バスを利用し、委託業者である株式会社エイムが、学校とアザレア間の送迎を行いました。町の経済的負担につきましては、送迎車両にかかる費用、指導料、施設利用料、コース利用料等を含んだ委託料としまして、委託先の株式会社エイムと131万6,700円の契約を結んでおります。児童1人当たりに換算しますと、1人2回計4時限分の活動で約3,500円となります。

また、事業の実施時期についてですが、学校のプールでの水泳指導と同時期に実施することで、効果的な体育指導を行うことができるという観点から、学校のプール水泳学習を行う6月から7月に実施することとしており、現時点では、秋から冬にかけての利用の計画はございません。

屋内温水プールでは、天候の影響等を受けずに水泳学習ができることや、複数の指導員での指導が臨めるため、教職員も含めると安全面、指導面の両面で効果的な体験の場になると考えております。また、児童は学校外の新しい施設での学習を楽しみにしており、水泳学習の意欲向上にもつながるものと考えております。

これからも町の施設を利用した効果的な校外学習を継続して実施し、郷土愛を育むふるさと学習や児童生徒の体力向上につながる取り組みを推進してまいりたいと思います。

○八十嶋孝司議長 田中子育て支援課長。

〔田中健一子育て支援課長 登壇〕

○田中健一子育て支援課長 私からは、町内こども園のアザレアの活用について、お答えいたします。

町内こども園では、園児の健康的な体づくりや水への安全な対処法を学ぶ機会として、9月から11月までの3カ月間に、5歳児約300人が2回、入水体験を行う計画となっております。

入水体験では、水中で遊べる、水が苦手など、園児の水に対する能力別にクラスを分け、水中での安全を考慮して園児5～6人につきコーチ1名を配置し、指導を行います。

施設の利用に当たっては、アザレア所有のバスを送迎に使用することとしており、入水体験を実施するに当たっての町の負担額は、1回の利用当たりの500円の個人負担を除き、施設利用料、コース利用料、指導料及び送迎バス利用料など、総額34万6,000円を予定しております。

この入水体験を通じて、園の簡易的なプールでは体験できない、水中で体を使って動いたり、水中での安全な行動を学べる機会となるように取り組んでまいります。

以上です。

○八十嶋孝司議長 吉本税務課長。

〔吉本高宏税務課長 登壇〕

○吉本高宏税務課長 私からは、アザレアでの健康づくりについての御質問にお答えいたします。

御質問の事業は、津幡町国民健康保険に加入している40歳から74歳を対象に、生活習慣病の予防を図り、専門スタッフにより健康づくりや運動への取り組みを促してもらう事業でございます。

9月から12月の月曜日・火曜日・木曜日・金曜日の9時30分から15時30分の間で、プールプログラム、スタジオプログラム、ジムエリア利用の3種類、計150分の運動を行う事業で、3回参加できる方を募集しております。

参加費は1回500円で、プログラム時間以外は、館内のお風呂やジムなどの利用もできます。

広報つばた8月号に参加者募集の記事を掲載し、8月17日から募集を開始しております。現在、1件の予約が入っており、予約された方はプールの利用を楽しみにしているとのことです。

今後も事業について、町のホームページやFacebook、アザレアの指定管理者である株式会社エイムのホームページなどでさらなる発信、周知を行い、参加者を募集していきたいと考えております。

以上です。

○八十嶋孝司議長 東 克彦議員。

○3番 東 克彦議員 御答弁いただきまして、本当にありがとうございます。

津幡町民がこれを知って、こんなイベント、こんな事業が出てくるのかと非常にわくわく、どきどきしていることを、私は心よりですね、喜んでいきたいなと思います。今後はですね、広く広報をしていただいて、一人でも多くの方に参加していただいて、アザレアできてよかったねと、もっともっと思っていただけのように、思えるように活動を続けていただきたいと思っております。

これで、3番、東 克彦の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、3番 東 克彦議員の一般質問を終わります。

次に、1番 池野翔吾議員。

〔1番 池野翔吾議員 登壇〕

○1番 池野翔吾議員 1番、池野翔吾でございます。

まずはですね、私のこの生まれ育った津幡町が、さきの災害に遭いまして、大変心を痛めているところでございますし、また役場の職員の皆様方におかれましては、連日連夜の大変な業務をこなし、そして町の復興に向けて努力されていること、この場をお借りしまして感謝を申し上げたいと思います。

それではですね、きょうの質問ですが、まずこの災害関連に関して1件、それからほか2件の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、通告の順番にならしまして、河北潟沿岸地域の開発に伴う治水対策はということで、質問をさせていただきます。

さきの7月12日に起きました豪雨によりまして、山間部以外でもですね、津幡町各地の特に清水地区などの低地が浸水し、近年類を見ない被害に見舞われておりました。

その一つの原因として考えられるのは、特に平野部においては、住宅開発、商業地開発により、

水田面積が減少していることも大きな要因の一つと考えられます。

現在、中条地区では、星稜大学スポーツキャンパスの造成工事が水田地帯で行われ、中条地区全体で見れば、水田を埋め立てて住宅造成が次々と行われている状況でございます。

田んぼダムといわれるようにですね、水田のような低地は治水機能を有しているわけでございますけれども、それが失われると行き場を失った水によって水害が発生しやすくなることは、周知のとおりであると思えます。

金沢市では、水田開発の際は、調整池の設置を条例化で厳しく義務化されているようです。

当町では、開発による水田面積の喪失に伴う調整池等の整備の決まりはどうなっていますか。

また、特に大規模開発、星稜大学スポーツキャンパス造成に伴う治水などは、どうなっているのでしょうか。

産業建設部長に質問をいたします。

○八十嶋孝司議長 本多産業建設部長。

〔本多延吉産業建設部長 登壇〕

○本多延吉産業建設部長 池野議員の河北潟沿岸地域の開発に伴う治水対策はの御質問にお答えします。

御質問の開発については、都市計画法に基づく開発行為であることを想定してお答えします。

本町の開発行為は、都市計画区域内の1,500平方メートル以上の区域において、建築等が予定される土地の区画形質の変更を行う場合に、石川県が許可機関となり手続きが必要となります。

現在、北中条及び南中条地内で行われている金沢星稜大学新キャンパス整備についても、令和3年2月に開発行為の申請が許可され、造成に着手しております。

議員御質問の、調整池等の整備の決まりはどうなっているのかということですが、開発行為における雨水排水の協議については、開発面積に応じてそれぞれ規定があり、各機関で協議を行っています。

開発面積が、3,000平方メートル以上1万平方メートル未満については、津幡町小規模開発雨水排水協議基準に基づき町が協議しており、また1万平方メートル以上の開発については、石川県土地対策指導要綱に基づき県が許可を行っております。この協議結果により調整池の設置や排水路の改修などが計画され、整備は開発の原因者である申請者が行うこととなります。

金沢星稜大学新キャンパス整備については、開発面積が約12万4,000平方メートルであることから、石川県が雨水排水協議を行い、協議の結果、約1万4,000平方メートルの調整池を設置し、開発に伴って失われる水田の保水機能を確保しつつ、区域外への流出量を調整する計画となっております。

河北潟沿岸部の農地については、農業振興地域の農用地区域であることから、開発行為を行うためには除外手続きが必要となり、除外要件から大規模な開発が想定されます。

このように、大規模な開発行為の場合は、雨水排水協議が行われ、調整池などの整備が必要となることから、今後も都市計画法や関係法令に基づき協議、指導行ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 池野翔吾議員。

○1番 池野翔吾議員 ありがとうございました。

私が質問いたしました、その大規模開発工事、星稜大学関連の工事ですっきりと協議が行われ、

そして法令に基づいた、また協議された結果の調整池が設けられるということで安心いたしました。

さきの豪雨などですね、大雨が降りますと、私の住んでおります潟端地域では、ほぼ必ずと言っていいほど水がついております。特に旧の集落の道路には必ずと言っていいほど水がついておりまして、そういった対策も今後していかなければいけないかなと思うんですけれども、今回その私たちが住んでいる潟端地区で被害があまりなかったんですけれども、これは普段から洪水というか、水がつくことに慣れているから事前に車を移動したり、また土のうを積んだりして対策されており、こういったのも慣れているから被害がなかったというのもちょっと悲しいことだと思います。この調整池の設置等ですね、そういう治水も重要ですし、また今回のこの大規模開発以外にもですね、住宅地開発においても先ほど1,500平方メートル以上の要件とおっしゃっていましたが、太田地区の田んぼの面積っていうのが、大体8アールくらいの面積です。これを大体、不動産会社さんは、大体2枚〜3枚ぐらいを並べて購入されて、住宅地開発されていると思うんですけれども、8アールの田んぼをですね、1枚ずつ潰していっても、結局その要件に満たずに、排水対策とか調整池開発などがちょっとあまりされていないのではないのかなという懸念もございます。その場その場の開発をですね、しっかりと見ていただいて、必要なところにはしっかりと必要な、そういう治水対策を行っていただくように、今後、町のほうにもお願いしたいと思えます。

ありがとうございました。

続きましてはですね、順番に従いまして、町道太田領家線の歩行者保護を問うということで、質問をさせていただきたいと思えます。

町道太田領家線、いわゆる旧農免道路ですけれども、津幡バイパスと並ぶ当町の大動脈であり、交通量もさることながら、走行する自動車のスピードもとても速く、町民の中には、田んぼのバイパスと呼称する人がいるほどです。

しかしながらですね、太田領家線の出自が農免道路であり、町道になった今も街灯やガードレール、歩道などの設備が少ない比較的低規格の道路でございます。

最近では、住宅街の進出、みずほ病院かいわいの商店の進出がございまして、散歩や買い物目的で当該道路を歩行する人の姿をよく見かけるようになりました。

また、見通しのよい直線道路であることから、スポーツ自転車の練習なども行われ、猛スピードで走行する自動車の横を猛スピードで自転車が走り、農繁期には農業機械などの低速車等が安全設備の乏しい2車線道路を走行する中を、人が歩いたり、また横断する風景が見られます。これはですね、やはりお世辞にも安全な道路であるとは言いがたいと思えます。

またですね、総延長が長い当該道路の改修には多額の予算が必要ですし、交通量も時間によって大きなむらがあることから、短期的期間での解決は難しく、長期的な目線で周囲の開発等とあわせまして、適時改修を行っていく必要があると思えます。

そんな中でもですね、今回は緊急性がある箇所について取り上げさせていただきます。

津幡南中学校ボート部の生徒さんが県漕艇場へ通う際に、農道から当該道路を横断し漕艇場へとつながる町道へ渡ります。

ランニングしてきた20名ほどの部員が、横断歩道等整備されていない箇所を高速で走行する車の間を縫って、まさに大縄跳びの縄をですね、タイミングを見ながら飛ぶようにですね、この道

を横断していくわけでありまして、これは大変に危険な状況になっていると思います。

また、これからの季節はですね、夕暮れが早まりますが、ちょうど帰宅ラッシュで交通量がふえる中、暗い交差点で横断を待つ生徒の姿は認識されにくく、そのような中を車の間を縫って横断するのは大変危険でございます。

ここで、ちょっと私の体験談を少し入れますと、私よく農業をしていますので、その太田領家線をよく通るんですが、ある暗いときにですね、津幡南中学校の生徒さんの姿を確認し停止いたしました。で、渡り始めたところをですね、私の軽トラックを後ろから来た車がそのまま追い越そうという行為に及びまして、生徒さんが渡っているところへ突っ込むような形になりました。幸いですね、その車の運転手さんはすぐに気づいて、停止されたので事なきを得たんですけども、そのようにですね、暗い中を高速で車が走っているという特殊な状況、そこを歩行者が渡るというのは大変危険な状況になっているのかなというふうに思います。

こういったですね、状況の中で、本来であれば信号機のある横断歩道を整備できれば最高ではございますけれども、周辺環境を鑑みれば設置は大変難しいかなと思います。ですが、管理者の責任としてこのような危険を放置するべきではなく、せめて当該箇所へ街灯や、横断者ありなどの注意喚起の看板の設置を早急に設置するべきではないでしょうか。

町民生活部長の見解を求めたいと思います。

○八十嶋孝司議長 細山町民生活部長。

〔細山英明町民生活部長 登壇〕

○細山英明町民生活部長 町道太田領家線の歩行者保護をとの御質問にお答えいたします。

津幡南中学校ボート部員については、石川県漕艇競技場での練習のため、学校から漕艇場へは自転車もしくは徒歩で移動をしております。その際、車の通行が多い町道太田領家線を通行するのではなく、農道を移動し、当該道路を横断して漕艇場へと向かう町道へ入ることとしております。横断箇所については、横断歩道等の整備がなされていないため、学校では安全な横断方法について部員へ継続的に厳しく指導をしているとのことでございます。

当該路線沿線は、周辺に住宅も多く、近年、病院や商店の進出もあり、特に夕方の帰宅時には交通量も多くなるため、横断歩道が設置されれば格段に安全性が向上するものと期待できますが、横断歩道の設置に関しては、警察庁交通局所管の交通規制基準の設置基準に合致する必要があります。設置の可否については、基準に基づき石川県公安委員会が判断することになります。区や学校から町に対して、信号機・横断歩道・規制標識などの設置要望があれば、津幡警察署に進達し、石川県公安委員会に上申していただくよう要望をしております。

また、横断歩道の代替あるいは補完措置として、御質問にあります街灯設置や注意喚起看板の設置も、歩行者の安全性向上には有効な手段と考えております。街灯設置については、設置を希望する区に対して、町からは設置費の2分の1を補助しており、注意喚起看板については、設置を希望する区に対して、原材料支給にて看板を提供しております。

議員が指摘する箇所につきましては、今後、調査を行い、地元区や津幡南中学校などと調整をしながら注意喚起看板を設置したいと考えております。

本町では交通安全対策として、日ごろより津幡警察署と連携し、町交通安全協会及び防犯委員会・街頭交通推進隊・女性ドライバーの会などの地域の方々の御協力も得ながら交通事故防止の取り組みを実施しております。

交通事故を未然に防ぎたいという思いは、みんなの願いであり、町といたしましても今後の交通事情の変化を的確に捉え、交通事故防止に向け、地域の方の御意見をいただきながら、津幡警察署や石川県公安委員会など関係機関と連携し、適切な交通安全対策に取り組みたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 池野翔吾議員。

○1番 池野翔吾議員 御回答ありがとうございます。

やはりですね、場所的な問題ですとか、またその状況等を鑑みますとやはり、この横断歩道というのを設置するのは、なかなかハードルが高い場所なのかなというのわかりますし、またですね、おっしゃってありました地域、また区からの要望があればという部分に関しましては、少々あの地域の部分だと川尻区などになるのかなと思いますけれども、川尻区からも少しちょっと離れたような感じになっておりますので、なかなかその当該の区の問題であるというふうな認識も少しにくい場所なのかなというふうにも思います。ですから、やはりここはちょっと危ないということで、町からもう少し指導、または助言などがあれば、こういった話は進みやすいと思いますので、やはりこの津幡南中学校の未来ある生徒さんたちを守るためにも、少しでもできることがあれば、完璧ではないかもしれないけども今できる最善の努力をしていただきまして、看板の設置でもしていただける、設置に向けて頑張っていただけという御回答でしたので、ぜひ実現していただいて、少しずつでも安全な道路にしていけたらいいなというふうに思いました。

御回答ありがとうございます。

続いては、保育士不足について町はどう考えているのか、今後の対応はということについて、質問をさせていただきます。

現在、全国的に保育士が不足している状況であり、保育士の確保に各自治体、保育園・こども園経営者は苦心している状況でございます。

先日、民間保育園の経営者、園長と意見交換をさせていただきましたが、やはり緊急の課題として保育士の確保を挙げておりました。

ほかの市町村でも保育士確保のためにさまざまな助成や対策を打っているため、複数の自治体の保育園やこども園に就職相談をされる方がふえており、他の市町村の保育園の雇用環境、支援策と比較した上での受験の辞退もあるようです。

町営の保育園においても保育士採用に2次募集をかけている状況でございます。

当町の保育全体の問題として、保育士のなり手不足を解消し、質のよい保育を提供していくことが若い世代の移住定住、子育てに魅力あるまちづくりにつながると思います。

この保育士不足について、町としてどう考えているか、また保育士志望者にとって魅力あるまちづくりに向けてどのような対策をとっているのか、またこれからとっていくのか。

子育て支援課長にお伺いしたいと思います。

○八十嶋孝司議長 田中子育て支援課長。

〔田中健一子育て支援課長 登壇〕

○田中健一子育て支援課長 保育士不足について町はどう考えているか、今後の対応はどの御質問にお答えいたします。

本町の公立こども園では正規職員のほか、会計年度任用職員の採用や派遣職員も活用し、賃金のベースアップ等処遇改善を行いながら保育士を確保し、運営しております。

また、業務改善としてICTを積極的に取り入れ、事務負担を軽減するなど効率化を図っております。

さらに、用務員、支援員等さまざまな職種や延長時間専任保育士の採用など、保育を支える仕組みをつくり、安定した働き方につなげています。

そうしたことから、現在、公立園では年齢別配置基準を上回り、保育士は十分確保できております。

また、町では私立各園に対しても、賃金のベースアップ等处遇改善を実施しております。

なお、私立各園もそれぞれICT環境を整え、業務の効率化を進めています。そのことが保育の業務軽減につながっていると思います。研修会では私立公立ともに学びあう機会を持ち、資質向上につながっています。

しかし、人材確保は安定した状況ではございません。幼児の事故など世間のこども園等に関する話題が多く、保育については、責任の重さや事故に不安があるからとか、保護者との関係が難しそうなどの思いから、保育士資格を取得しても保育業務につかない人が多いと聞いております。

このような状況を踏まえ、町では人材育成、就業継続支援、再就職支援、働く現場の環境改善という4つの柱を軸に今後も保育士の確保に努めてまいります。

コロナ禍で困難であった保育実習や職場体験も、今後積極的に受け入れるなど、保育士を目指す若者の発掘に取り組むとともに、新たな方策も検討してまいります。

そして、町内各こども園の特色ある保育の魅力の発信を重点的に伝え、子供たちの成長とともにある喜びや保育、教育に携わることで得る充実感などをしっかりと発信していきたいと考えております。

以上です。

○八十嶋孝司議長 池野翔吾議員。

○1番 池野翔吾議員 ありがとうございます。

さまざまな業務提言について、ICTなどを導入して保育士さんの労働環境の改善に取り組まれているということをお聞きいたしました。また、公立の保育園については、その保育士さんの数がしっかりと満たされているということで、安心をした次第でございます。

先月の2日にですね、保育士応援フェアというものが、実は石川県でやっております、そちらのほうのですね、ホームページを見ますと、各市町におけるその助成ですね、保育士さんの確保に向けた助成の一覧がありまして、その中にも津幡町の助成の案内がありまして、大変誇らしく思いました。

しかしながらですね、他の市町村がこういった保育士さんの確保に向けた保育士さんに対する助成なのに対し、当町はですね、津幡町の未来を拓く若者支援補助金ということで、全ての職種の方に適用される補助金の制度が載っております。もちろんこれも大変素晴らしいことではございますが、今後ですね、さらなる保育士さんの安定確保、また他町に負けない保育士さんに魅力あるまちづくりをするため、子供たちの子育てに魅力あるまちづくりをするためにですね、当町でも保育士さんが魅力を持っていただけるような、そういった補助制度を創設していただき、保育士さんの確保に努力していただければ、大変うれしいなというふうに思います。

子育て支援課長には御回答いただきまして、ありがとうございます。今後ですね、保育士さんの確保、そして子供たちの幸せのために、ぜひ頑張っていただきたいなというふうに思いま



す。

それでは、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、1番 池野翔吾議員の一般質問を終わります。

次に、9番 西村 稔議員。

〔9番 西村 稔議員 登壇〕

○9番 西村 稔議員 9番、西村 稔です。

災害に強いまちづくりについて、質問いたします。

去る7月12日に津幡町を中心に線状降水帯が発生し、河川の氾濫はもちろんのこと、分水嶺のがけ崩れが多く発生いたしました。主要道路は土砂で埋め尽くされました。

その上、家屋の倒壊や床上浸水がたくさんあり、安心安全をモットーとしていた津幡町に大きな衝撃がもたらされ、多くの町民の生活を損なってしまいました。

国の激甚災害の認定を受けたことに関しては、日ごろより国政に協力している町民の成果のあらわれではないかと思えます。

日本全国至るところで災害が発生し、河川の氾濫が起きております。身近なところでは、昨年、小松の梯川の堤防が決壊して、甚大な被害が出たばかりです。

そういったことを教訓にせず、津幡町だけは安全な町であると言って、大々的な対策を講じなかったこともあると思われまます。

石川県も被害を未然に最小限に抑えるため、堤防や河川の流れをスムーズにするよう、予算をつけて対策するとのことでした。

津幡川が危険水域まで水面が上昇して、流入する河川や用水に逆流をしたため、老舗の旅館やハローワーク、津幡小学校の一带に床上浸水をもたらしたことと思えます。

多くの住宅が半壊状態になったり、車が水没して使用が不可能になり損害額も相当膨らんでおります。

私は、津幡駅のそばの河原市用水に面したところに一軒家を持っていた時、用水が氾濫して床上浸水して大変な目に遭いました。そこで、家の周りを堤防よりブロックを高く積んで、敷地内に水が入ってこないようにして、ポンプアップ槽を設けて常時の排水装置をつくったため、今回の豪雨でも何の問題もありませんでした。

このように、各家や商店、企業がよりよい方法で防災工事をしたときも助成制度の検討をしてはよいのではないかと思えます。

川底ざらいや草木の除去、河川や用水を流れやすく拡幅したり、堤防のかさ上げ等の対策が必要かと思われまます。

町では、今回の災害を受け、今後、安心安全を確保するため、どのような対策、助成、予防を計画しているか、お尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 西村議員の災害に強い町づくりについての御質問にお答えいたします。

本年7月に発生いたしました線状降水帯を伴う豪雨では、全国各地に甚大な被害をもたらし、本町においても、記録的な大雨により、がけ崩れや床上浸水など、多くの建物が被災しました。また、土砂崩れによる通行止め、道路のり面や河川護岸の崩壊、林道や農地等農業施設も多く被

災しており、現在は本格復旧に向けて、懸命に取り組んでいるところでございます。

さて、ただいまの西村議員がおっしゃった御質問の中には、全国至るところで発生した災害を教訓とせず、津幡町だけは安全な町であると言って対策を講じなかったとのことでありますが、安全安心を掲げる本町にとりまして、議員のお言葉は、大変心外であると言わざるを得ません。

本町では、安全安心のまちづくりを目指し、令和2年度より本町が管理する準用河川15河川において、緊急浚渫推進事業を順次行っているところでございます。この事業は、河川の流下能力を確保し、水位の上昇を抑えるために、河川に堆積した土砂や草木等の撤去を行うものであり、全国の水害を教訓とした災害対策であることは、御存じのことと思います。

さらに、令和3年度には、通学路の道路擁壁に大きなクラックが見つかったことから、安全を確保するため早急に応急工事を行い、昨年度は調査設計、今年度は道路擁壁の対策工事を実施するなど、本町といたしましても、災害に備えた対策を行ってまいりました。その結果として、今回は大事に至らなかったものと思っております。

また、過去の災害の経験から、平成26年にがけ地の崩壊による災害から町民の命と財産を守るため津幡町がけ地防災工事費等補助金交付要綱を制定し、個人が行うがけ地の崩壊による災害に対する防災工事や応急防災工事に対して補助を行っております。今回の激甚災害の指定により、補助限度額を今年度引き上げ、早期復旧と復興の加速化を図っております。

しかしながら、想定を超える今回の集中豪雨では、河川が氾濫するなど多くの被害があったことから、小倉議員の御質問にお答えしたとおり、河川氾濫の原因を究明するため、調査検証を行い、防災、減災に向けたさらなる対策を講じていきたいと考えております。その検証を行った上で、住居に対する助成制度等の必要性も研究してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 西村 稔議員。

○9番 西村 稔議員 ありがとうございます。

私が質問すると、心外ってよく言われますので、本当言うたらあれですけど、そのために、そういったことを教訓とせず、津幡町だけは安心な町であると言って、ここに大々的なということは、さっきつけ加えて、多少の対策は十分それはしておいでだと思いますので、でも、津幡町始まって以来の47億円も使う補正を組んだのは、津幡町始まって以来だということなんで、やっぱり事前にそういった大きな費用がかからないように、津幡川と言っても津幡町が管理しているのではなしに、県が管理している川ですから、県にも強くかさ上げや、もっと用水の取り入れ口なんかを改善するように、県にも要望していただきたいなど、こういうふうに思いますので、そういったことで、再質問をすればいいのかしないのがいいのかわかりませんが、これで一応、私の言いたいことを言いましたので終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、9番 西村 稔議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたしまして、午後2時40分から一般質問を再開いたしたいと思います。

よろしく願いいたします。

〔休憩〕 午後2時25分

〔再開〕 午後2時40分

○八十嶋孝司議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

11番 塩谷道子議員。

〔11番 塩谷道子議員 登壇〕

○11番 塩谷道子議員 11番、日本共産党の塩谷です。

今日は4点にわたって質問をいたしますのでよろしくをお願いします。

まず、最初です。7月12日、13日の大雨状況についてお尋ねします。

7月12日、13日はすごい雨が降りました、7月18日現在で、床上浸水118、床下浸水199、半壊2、一部破損9という状況でしたが、8月15日現在で、現地調査認定後は、全壊7、大規模半壊1、中規模半壊40、半壊65、準半壊（床上浸水）34、準半壊（床下浸水）1、一部損壊（床上浸水）7、一部損壊（床下浸水）152、小計307という状況でした。崖もあちこちで崩れました。被害に遭われた方々には、お見舞い申し上げます。

役場の職員の方々にも大変尽力していただき、お礼申し上げます。

津幡区では、神社ののり面崩落、大規模災害が発生、グリーンハイツ倒壊2、エクセルタウン、太白台小学校通学路など土砂崩れが起きています。庄区では、床上浸水7、床下浸水16、鷹の松墓地公園土砂崩れ、瓜が谷内のため池側面の崩れが派生しています。清水区では、浸水110、土砂崩れや倒木による道路封鎖、堤の崩壊がありました。

この大雨に対する対処で、人為的な問題はなかったのかお聞きしたいと思います。

津幡川の水門は開けられていたのですか。旧町内で言うと、総門川、八反田川の水の行き場がなかったのではないのでしょうか。これら2つの川の状況を詳しく教えてください。

中山では大水があふれています。中山の方々総出で後片づけをしておられます。種でも道が壊れていました。家族総出で荷物を出して後片づけをしておられました。崖崩れで道がふさがれていて河合谷の方へは行けませんでした。

また、刈安コミュニティプラザも床上浸水していて避難所には使えません。避難所を国道の少し広いところに新設することはできないのでしょうか。避難場所にするだけなので、広間と台所、トイレがあればいいと思います。

また、災害を受けた方々にはどのような補償がなされるのでしょうか。国や県、町からの補償はどうなっていますか。全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊の床上浸水、準半壊の床下浸水、一部損壊の床上浸水、一部損壊の床下浸水の補償を教えてください。

総務部長、よろしくお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 酒井総務部長。

〔酒井英志総務部長 登壇〕

○酒井英志総務部長 塩谷議員の7月12日、13日の大雨状況についての御質問にお答えいたします。

7月12日の豪雨により現地調査の結果、現時点で、全壊7件、大規模半壊1件、中規模半壊41件、半壊69件、準半壊39件、一部損壊173件の計330件となりました。

初めに、この大雨に対する対処で人為的な問題はなかったのかの御質問にお答えいたします。

津幡川の川尻水門（川尻用水堰）については、7月12日の午後8時に河川管理者の石川県から水門を管理している川尻用土地改良区に指示をし、水門が開けられております。また、総門川及び八反田川の状況につきましては、総門川ではほとんどの区間の沿川上で氾濫が発生しており

ました。

八反田川につきましては、清水地内を流れたあと暗渠で庄地内を通り、川尻地内の川尻水門下流の津幡川に流れ込んでおります。大雨により流量が増大した場合は最下流部にある川尻雨水ポンプ場の排水ポンプにより強制排水を行い、内水氾濫を防止する仕組みとなっており、今回の豪雨においても強制排水を行いました。計画を超える雨量であったため排水が追いつかず、八反田川沿川の清水地内、庄地内で氾濫が発生したものと考えております。

次に、刈安コミュニティプラザにつきましては、先ほど矢田町長が小倉議員の質問で答弁されたとおり、災害発生時に床上浸水し、避難所として機能しなかったことは想定外であり、今後、同様のことがないよう対策を講じることが必要であると強く認識しております。避難所を周辺に新設するかどうかにつきましては、今後、今回と同程度の大雨が降った際に、既存の建物を改修し対応が可能であるか調査・検討した上で判断したいと考えております。

次に、被災された方々への補償について御説明いたします。国の制度である被災者生活再建支援制度につきましては、罹災証明書の被災区分が、全壊世帯、半壊解体世帯、長期避難世帯、大規模半壊世帯に対し、基礎支援金として最大で100万円、加算支援金として再建方法に応じて最大で200万円を交付するものです。

町の制度である被災者生活再建支援補助金制度につきましては、半壊世帯に対し、再建方法に応じて最大で100万円、準半壊世帯に15万円、一部損壊世帯（床上浸水）に10万円、一部損壊世帯（床下浸水）に1万円を交付するものです。

国、町の両制度ともに一人世帯に対しては、先ほど申し上げた金額の75%の交付金額となります。

また、災害救助法に基づく支援では、罹災証明書の被災区分が全壊世帯、大規模半壊世帯、中規模半壊世帯、半壊世帯で、みずからの資力で応急修理をすることができない方は、70万6,000円を限度に町がかわりに工事を行う住宅の応急修理制度もございます。

また、賃貸型応急住宅への入居制度もあり、罹災証明書の被災区分が全壊世帯、大規模半壊世帯、中規模半壊世帯、半壊世帯に対し、居住人数に応じて、最大で月10万円、最長2年間の家賃のほかに礼金や手数料などを補助するものでございます。

これらの補助制度につきましては、今後も制度の積極的な周知を図り、被災された方々が一日でも早く元の生活を取り戻すことができるよう、支援してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 塩谷道子議員。

○11番 塩谷道子議員 総門川、八反田川のようによくわかりました。

結局、水の量が多かったということなんですね、それから刈安コミュニティプラザにかわる避難所っていうのは新設していただけないかって言ったんですが、同様の災害があった場合に同じことが起こらないようにということを考えていいことなので、それはそれでいいと思います。それから被災者に対する補償もよくわかりました。年金生活の方で直すことにたくさんお金を使っていらっしゃる方もいらっしゃいます。これだけの額が示されたということは、一つちょっとほっとしていらっしゃるんじゃないかと思えます。

ありがとうございました。

次、2番目の質問に移ります。温水プールを使う方へのアンケートはどうなったのかというこ

とで、御質問いたします。

6月議会で、温水プールを使う際の障害者枠について質問をしましたところ、利用者の方にアンケートを取ると言われましたが、それは実施されたのですか。

障害を持っておられる方は、どうなることかと待ち望んでおられます。障害者には人がついて指導できるということでしたが、人数が多くなっても大丈夫なのでしょうか。発達障害のある方が利用なさる場合はどうですか。

何より利用者の方に早くアンケートを取っていただくことが必要ではないかと思います。利用者の方で障害のある方は、自分一人で泳げる方もおられますが、誰かの手助けが必要な方もおられます。そういう方は付き添いの方のプールの利用券を無料にするなどの措置も必要かと思えます。障害のある方にはそれぞれの障害の程度により必要な手助けが必要です。

誰もが楽しめるプールにするために、生涯教育課長、よろしく願いいたします。

○八十嶋孝司議長 森生涯教育課長。

〔森 光敏生涯教育課長 登壇〕

○森 光敏生涯教育課長 温水プールを使う方へのアンケートはどうなったのかの御質問にお答えします。

住吉公園屋内温水プールアザレアは、8月末日現在、フィットネス会員数1,129人、ジュニアスイミング会員501人が登録しており、オープンからの延べ利用者数は5万5,580人、1日平均利用者数529人となり、大変好評をいただいております。

6月会議の御質問にお答えしました、利用者アンケートについてですが、利用しやすい環境改善のためのアンケートということでアザレアの全会員を対象に、半年に1度の頻度で実施するよう指定管理者と協議をしており、9月中に実施を予定をしております。また、利用者の方の意見を反映するため、オープン当初からアザレアの館内に意見箱を設置し、利用者の方々から多くの意見をいただいております。指定管理者である株式会社エイムと御意見の内容を検討し、すぐに改善できる内容につきましては、改善を進めております。

また、介助が必要な障害者のアザレアの利用についてですが、専門スタッフも配備していますので、ぜひプールを利用していただきたいと思えます。その際、スタッフの対応など準備もありますので、アザレアに予約を入れてからお越しいただくと、なおよいと思われれます。大勢の障害者が一度にお越しいただく場合にも、どのような内容でプールを利用したいか事前に相談していただくとともに、介助スタッフが不足する場合は、お手伝いをお願いすることもあります。その介助については、自身の健康増進のための利用ではないため、無料となるよう検討したいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしく願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 塩谷道子議員。

○11番 塩谷道子議員 再質問いたします。

障害者に対する、どうなるかっていうことのアンケートは、特に取られないのでしょうか。それだけお願いします。

○八十嶋孝司議長 森 生涯教育課長。

〔森 光敏生涯教育課長 登壇〕

○森 光敏生涯教育課長 再質問のほうにお答えいたします。

アザレアと指定管理者エイムのほうと質問の内容を吟味して行っておりますので、今現在、アザレアの会員に対して改善できるか、施設のよい方向にもっていけるようアンケートということを考えておりますので、障害者っていうくくりだけではなく、全体を考えてアンケートを取るということを考えておりますので、よろしく願いいたします。

○八十嶋孝司議長 塩谷道子議員。

○11番 塩谷道子議員 そのアンケートを取られることでいい方向に行くようなら、それはそれでいいかなと思いますので、よろしく願いします。

では、3番目の質問に移ります。会計年度任用職員の働き方についてということで、お尋ねいたします。

津幡町役場の職員は、正規職員381人に対して、会計年度任用職員275人です。会計年度任用職員は42%とかなり多くなっています。この会計年度任用職員がどんな働き方をしているかは、とても大切なこととなります。会計年度任用職員の年数の制限はないということなので、必要とあれば試験を受ければいわけです。

津幡町役場では会計年度任用職員の方は何年働いている方が多いですか。また、正規職員になりたい人も試験を受ければいわけです。経験者枠の保育士や給食調理員などは有利ということになります。実際に経験者枠の保育士、あるいは給食調理員として採用された方は何人いらっしゃいますか。

会計年度任用職員の方には期末手当のみ支給されています。勤勉手当について、4月26日に参議院で会計年度任用職員に支給可能とする地方公務員法が成立しました。令和6年から支給可能となるため、現在は支給に向けて検討中だそうです。これはぜひとも実現してほしいものです。

また、昨年12月23日に総務省は給与水準の決定について最低賃金に留意することや、再度の任用に際して公募が必須ではないことに言及した通知を出しました。

非正規公務員の多くは低賃金で、しかも非正規公務員の約8割が女性で、公務職場における正規、非正規の格差はジェンダー問題です。

津幡町の勤勉手当の支給対象の条件、件数、予算などの見込みについて、総務課長にお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○八十嶋孝司議長 田中総務課長。

〔田中 圭総務課長 登壇〕

○田中 圭総務課長 会計年度任用職員の働き方についての御質問にお答えします。

まず、会計年度任用職員が何年働いている方が多いかとの御質問についてですが、会計年度任用職員制度が令和2年4月から始まっていますので、その年度から起算して3年以上勤務している職員が全体の半数以上となります。しかしながら、会計年度任用職員については、以前にもお答えしたかと思いますが、地方公務員法第22条の2において一会計年度を超えない範囲でおかれる非常勤の職と規定されており、任期は採用日に属する会計年度の末日までと定められております。また、再度の任用については、任期の終了後に選考を経て、新たに設置された職や、必要となる職に新たに任用することが可能となっていることから任用回数の制限もありません。すなわち、継続した勤務という考え方ではなく、一会計年度ごとに必要な職がある場合に任用されるという趣旨であることを御理解いただきますようお願いいたします。

次に、御質問のありました正規職員の経験者枠として採用された職員についてお答えいたしま

す。過去5年間において、職務経験者として採用された職員は、医療職の職員以外では、保育士4人、手話通訳士1人、給食調理師2人が採用されております。

最後に、会計年度任用職員の勤勉手当の支給についてですが、現段階においては検討中でございますので、御質問にありますが支給対象の条件、件数、予算等の見込みについてお答えすることができないことを御理解いただきたいと思います。

引き続き、会計年度任用職員の趣旨、国からの通知等を踏まえ、具体的に検討を重ねるとともに、県・他市町の動向等も注視しながら適正な運用に努めてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 塩谷道子議員。

○11番 塩谷道子議員 勤勉手当の支給については、まだはっきりとはわからないけれども、一応前向きに検討、前向きには言えないのでしょうか、検討されているということなので、それに期待したいと思います。

では、4番目の質問に移ります。小中学校の給食費を無料にせよということで質問いたします。

新型コロナ感染症対応で設けられた国の地方創生臨時交付金を使い、期間限定で給食費無償化を実施する自治体も対象で、小中学校とも今年度無償、あるいは今年度実施予定の自治体は482となりました。小中とも無償の自治体は、全都道府県に広がっています。

一部補助や第3子以降が対象などの制度も、無償への足がかりになっています。

法律上、義務教育の費用は無償とされています。しかし、学校徴収金は小中学校にも広く存在しています。政府のかけ声とは裏腹に、教育費負担がとても重いと感じている人は多いのではないのでしょうか。隠れ教育費があるからです。隠れ教育費には教材費があります。小中学校では教科書は無償ですが、漢字ノートや算数セット、絵の具やリコーダーなど数多くの副教材は全て自己負担です。それから制服代・体操服代・ランドセルの支払いがありますし、そのほかに給食費・修学旅行代・クラブ活動費などの負担もあります。筆記用具や学習用のノート、これらも自己負担です。

教育費の無償化は全く進んでいません。世界の多く国々では、授業料を徴収しないどころか必要な教材は全て無償で措置したり、筆記用具やノートでさえ、無償で提供しているところが少なくありません。例えばアメリカの公立の小学校では、教室に筆記用具など全て用意されていて、子供たちはその中から好きな鉛筆や消しゴム、計算用紙を自分の机に持ち帰り勉強しています。ドイツのように大学生の公共交通機関を無償化している国もあります。研究者は授業料無償に加え、学校に通うために必要な教育費も無償にすべきと考えています。これを修学費無償説と言い、教育法研究ではこれが通説的な見解となっています。給食費無償も修学費無償の中に入ります。どうか小中学校の給食費を無償にしてください。

これをもとにして、修学費無償に向かっていくようにしたいと頑張ります。

町長にお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 小中学校の給食費を無償にせよとの御質問にお答えいたします。

これまで、昨年の12月会議、ことしの3月会議、6月会議で、議員から同様の御質問があり、本町の小中学校における給食費無償化の現状についてお答えをいたしました。

多子世帯の保護者に対し、低学齢の2人を除いた高学齢の児童生徒分の学校給食費を無償としているほか、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に支給している就学援助費のうち、学校給食費分を全額支給とし、無償としております。

さらに、食材費等が高騰する中で、昨年度に引き続き、各学校で設定している1食当たりの給食費に対して、小学校で20円、中学校で25円を助成し、給食費に係る保護者負担をふやすことなく学校給食を円滑に実施し、子育て支援につなげております。

学校給食費の無償化に関する政府の動向といたしまして、6月議会の質問でもお答えいたしましたとおり、特に、こども政策担当大臣より異次元の少子化対策の実現に向けた、こども・子育て政策の強化についての試案が示されました。この試案の中には、児童手当などの拡充のほか、学校給食費の無償化に向けた課題の整理などが盛り込まれており、今後、具体的な検討が進められるようでございます。

繰り返しのお答えになりますが、現在のところ、本町では全ての小中学生の給食費を無償化する予定はございません。給食費を含めたさまざまな教育に係る費用につきまして、引き続き調査検討を行い、学校における子育て支援の方策の一つとして、保護者の教育費負担の軽減に向けた取り組みを、多方面から進めてまいりたいと考えております。

また、無償化に向けた国の今後の動向にも注視してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 塩谷道子議員。

○11番 塩谷道子議員 全国で実施していただければ、すぐにでも津幡町でも実施ということになるんでしょうけど残念ながらそうとはならないので、もしそうなったら子育てに対する手当となって意味があると思うんですけども、ちょっと残念ですが、いろいろと検討してまいりますということなので、それに期待したいと思います。

これで、私からの一般質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、11番 塩谷道子議員の一般質問を終わります。

次に、2番 柴田洋一議員。

〔2番 柴田洋一議員 登壇〕

○2番 柴田洋一議員 議席番号2番、柴田洋一です。

まずは、このたびの豪雨災害被災者の皆様にお見舞いを申し上げますとともに、役場職員の皆様には昼夜、休日を問わず復旧に向け対応していただいたことに感謝申し上げます。

6月の一般質問で、町の防災への取り組みについて質問させていただきました。

当時は、5月に発生した珠洲を中心とした震度6強の地震を受けてのことで災害は起こらないに越したことはないが、いつ何が起こっても対応できるよう備えておくことが必要と締めくくったのですが、まさかその約1カ月後にこのようなことが起こるとは考えてもおりませんでした。

そこで、今回も防災関連から質問させていただきたいと思います。

まずは1点目、避難所への経路表示、防災アプリの導入についてです。

6月の一般質問で、町の防災への取り組みとして避難場所の経路表示を設置してはという質問をさせていただきました。それに対し、避難場所の案内板を43カ所に設置しているとの回答をいただきました。

後日、幾つかの避難場所を見て回ったのですが、避難場所の前に看板、ここが避難場所だとい



うようなものですね、が設置されているものの、たとえそこにたどり着くまでの経路表示となるようなものは見当たりませんでした。また瞬時にそこが避難場所であるとわからない箇所も幾つかございました。

今回、再質問のような形になりますが、いま一度、質問の意図、土地勘のない人でも避難場所までたどり着けるといったことを御理解いただき、御検討をお願いしたいと思います。

なお、井上の荘では同様の取り組みが、すでに行われており、案内板による誘導だけではなくQRコードを用いたアプリと連動した経路表示がすでに実現されております。

そこで2点目、現在、津幡町のDX推進計画、6月の全員協議会の資料によりますと、防災に関する具体的な内容、取り組みは記載されておりました。

以下、あくまでも一例ではございますが、

1、避難所への経路表示（ナビ機能）や避難所の開設情報・混雑情報、また安否情報等を検索する機能など、避難場所に関する情報。

2、道路の寸断情報の表示、道路の水没や土砂崩れ等で道路が寸断され通れない場所を地図アプリでわかるようにすることで、危険箇所をあらかじめ回避することができるようなもの。

3、ごみ集積場の表示、ごみ集積場が地図アプリでわかるよう。これは、今回の災害でクリーンセンターの混雑を受け、各区でごみ捨て場を用意し、ボランティア等には現地でお知らせするようになっておりましたが、そういった土地勘のない人にもわかるようになどなど、DX推進事業の一環として、防災アプリの導入・充実を図ってほしいと思います。

防災アプリによって必要な情報が得られれば町民の避難や情報収集に役立つだけでなく、役場職員の窓口業務や電話対応等の負担減にもつながるのではないかと思います。

以上、2点について、総務課長に答弁をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 田中総務課長。

〔田中 圭総務課長 登壇〕

○田中 圭総務課長 柴田議員の避難場所への経路表示、防災アプリの導入をとの御質問にお答えいたします。

避難場所の誘導につきましては、現状、避難場所の近辺において誘導案内板を設置し、適正に表示しておりますが、議員の御指摘のとおり避難場所へ到着するまでの経路表示とはなっておりません。

御質問にありますように、井上の荘区においては、区の管理する街灯の柱に避難場所への経路表示となる2次元コードを表示することで、町内や町外の方を問わず誰でも携帯電話から井上の荘区の避難場所までの避難経路を確認することができる取り組みを行っております。

この取り組みは、昨年度開催されました、第1回高専防災減災コンテストにおいて石川工業高等専門学校が応募し、防災科研賞を受賞したまちなかハザード標識という取り組みで、井上の荘区の協力のもと実現しております。このまちなかハザード標識は、土地勘のない通勤・通学者や旅行者であっても、避難場所への経路や時間が視覚的にわかるとともに、平時においても最寄りの避難場所への経路の確認ができますので、避難場所及び避難経路の把握に有効であると考えております。

今後は、このまちなかハザード標識の活用について石川工業高等専門学校との連携、及びこれを利用した防災アプリについても検討できないか協議し、避難経路の表示だけでなく、現在地の

危険度の表示や防災行政無線との連携など、多機能なアプリとなるような取り組みを進められないか調査したいと考えております。

D X推進の観点から、デジタルツールの導入は利用者の利便性向上につながるとともに、迅速かつ効率的な避難行動を取ることの促進につながります。

今後も、災害発生時に迅速かつ正確な情報を効率的に提供することで、効果的な災害対策に努めてまいりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 柴田洋一議員。

○2番 柴田洋一議員 ありがとうございます。

さまざまな対応を考えておられるということで安心いたしました。

今回、一方で避難場所までの経路表示を表示する案内板、もう一方では、防災アプリの機能として避難場所への経路表示の提案を行いました。防災アプリが作成されれば、案内板による経路表示等はいらないといった意見もあるかもしれません。

しかしながら、今回災害時の町への問い合わせにもあったように詳細はホームページを見てくださと言われてたが、パソコンないだとか、ホームページの見方がわからないといった意見もありました。このようなデジタル化に対応できない人もいます。

ちょうど今朝の新聞で、デジタル度、石川は鈍化という記事が載っており、そこにはネット利用者はふえはいるものの伸び率小さいといったことが書かれておりました。そういった人たちが取り残されないようデジタル化と同時にアナログ的な対応も並行して進めていってほしいと思います。いずれにしても今回のような豪雨災害は今後いつ起きてもおかしくない、そのような気持ちで、引き続き準備をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

続きましては、小中学校の体育館のエアコンの設置についてです。

すでに道下議員の一般質問にて答弁が行われエアコンの設置の必要性は高いものの、財政面で困難であり、維持管理も含め、引き続き検討していきたいとのことでしたが、子供たちの安心安全面からも緊急性が高いとの判断から、優先順位を上げてほしいという期待も含め、引き続き質問させていただきたいと思います。

昨日の町長のお話にもありましたが、石川県で熱中症警戒アラートが発令された数は、環境省のホームページ記載によりますと、7月15日に初めて発令されてからきのうまでの間に35日、9月に入ってからも連日の発表となっております。

この間、8月3日から学校閉庁日となる8月10日まで、中学校では部活動を禁止、学校再開後も大幅に時間短縮しての活動を行っていたと聞いております。

また、このような状態が続けば、部活動だけでなく授業にも影響を及ぼすこととなります。現在、小中学校のエアコンの設置率は、文部科学省による2022年のデータを見ると、普通教室の設置率は95%を超えているものの、体育館などにおいては12%ほどしか設置されていないということです。

津幡町では、5年前、ちょうど私がPTA連絡協議会の会長として、小中学校へのエアコン設置をお願いに上がり、翌年には設置をしていただき、現在では一般教室の設置率は100%、特別教室においても80%近い設置となりました。

それからわずか数年しかたっておりませんが、暑さの度合いはさらに増しており、子供たちの

安心安全、何より命を守るための手段として体育館へのエアコン設置は、急務ではないかと考えております。

津幡町の定住促進制度の教育支援の中に、教室にはエアコンを整備とありますが、すでに石川県の小中学校全ての普通教室にエアコンが設置されており、あまりアピール性は高くなく、ここに体育館も加われば定住促進の面でも他の市町をリードするのではないのでしょうか。

また、今後は部活動の地域移行が進めば、総合体育館や津幡運動公園の体育館など、町の施設の利用もふえてくると思います。最終的には、そういった施設への導入もお願いしたいと思いますが、まずは小中学校だけでも、または段階的にも中学校からでも、いち早く設置をお願いできないか。

以上、繰り返しとなりますが、子供たちの安全安心という観点で、町長に答弁をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 小中学校の体育館にエアコンの設置についての御質問にお答えいたします。

近年の猛暑は災害級の暑さとなっており、本年も6月下旬から最高気温が30度を超える日があり、熱中症警戒アラートが発表されるなど暑い日が続いております。9月に入りましても暑い日が続くことが予想されておりますが、本町では、令和元年度に小中学校の普通教室と特別教室にエアコンを設置したことにより、暑さの厳しい7月や9月におきましても、良好な環境下で授業を進めることができしております。コロナ禍の令和2年度には4月と5月に小・中学校が臨時休業となったため、8月に授業を行いました。エアコンが設置してあったことにより、暑さを気にせず教室で授業を進めることができました。

しかしながら、体育館につきましては、エアコンが設置されていないため、熱中症警戒アラートが発表された場合など、子供たちの安全を第一に考えて、教室で行うことができる活動に変更するなど工夫をして授業を行っていると考えております。

夏休み中の部活動につきましては、暑い日中を避けて、午前の早い時間に実施する場合もあると考えておりますが、ことしの夏は猛暑のため、活動を中止した期間もあり、大きな影響があったものと考えております。

8月5日、6日に河北郡市を中心に4年ぶりに開催されました、石川県民スポーツ大会におきましても、当日の危険な暑さ等により、一部の競技が中止となりましたが、本町を含めて近隣の市町の体育館にエアコンが設置されていないことが影響して中止となったものと考えております。

また、小・中学校の体育館は、児童生徒の活動以外にも、災害時の避難所に指定される場合もあり、豪雨による災害のほか、大きな地震等による大規模な災害を考えた場合には、エアコン設置の必要性は高いと考えております。

しかし、先ほど道下議員の御質問にもお答えいたしましたが、小中学校の体育館11施設に及ぶエアコン設置費用に加え、維持管理費用、機器の保守費用など、かなりの財政負担が生じることとなるため、有利な財源がなければ難しいとも考えております。

現在のところ、近隣市町においても学校の体育館にはエアコンが設置されていない状況ですが、今後は文部科学省の防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策で進める学校トイレのバリアフリー化を優先して進めさせていただき、エアコンの設置につきましては、引き続き

き検討してまいりたいと考えておりますので、どうぞ御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 柴田洋一議員。

○2番柴田洋一議員 非常に前向きな形で検討いただいているということですが、なかなか難しいということも御理解いたしました。

ありがとうございました。

8月26日に、津幡南中学校の体育館で夕涼みコンサートが行われました。私もそこ参加したのですが、町長も来られておりましたので、おわかりと思いますが、体育館の中は夕涼みという言葉とはほど遠い環境でありました。また、災害発生時において小中学校の体育館は避難所に指定されているところも多くあります。とは言え、災害はいつ起こるかわからないもの、避難所として使用の想定も大切ですが、授業や部活動で毎日子供たちが体育館を利用しているという現実もあります。小中学校のトイレ洋式化を優先して取り組んでいきたいということで、こちらつきましても非常にありがたいことではございますが、体育館のエアコン設置につきましては、保護者・教員・子供たちを問わず、本当に多く人からの要望を聞いておりますので、できるだけ早い設置をお願いしたいと思っております。

最後に、冒頭の夕涼みコンサートのお話には続きがありまして、町長が来られた際に、詳しい内容はお伝えできませんが、あまりにも体育館の暑さに、子供たちのことを心配されておられたことが思い出されます。やはり町長も気にはしていただいているんだなということを加えさせていただいて、私の一般質問を終わりたいと思っております。

○八十嶋孝司議長以上で、2番 柴田洋一議員の一般質問を終わります。

次に、4番 中島敏勝議員。

〔4番 中島敏勝議員登壇〕

○4番 中島敏勝議員 4番、中島敏勝、質問させていただきます。

まず、1番目ですけれども、町民の情報共有のためのLINE、メールの登録推進と連絡網の整備についてでございます。

7月の豪雨災害につきまして、被災者にお見舞い申し上げます。また行政スタッフの皆様には毎日本当に業務ありがとうございます。引き続き、町民のために御尽力いただきますようお願いいたします。

災害時、緊急時にまず大切なのは、情報の伝達と共有です。時々刻々、状況が変化する中、一斉に情報を伝え、共有するものとして、LINEとメールが使われております。情報網だけでも整備しておけば、いざというときの混乱と不安は軽減できます。役場がたくさんの電話対応をすることも少なくなっていくと思います。今や高齢者でもスマホをもっている人が多い中、登録をさらに推進したらよいと考えております。

そこでまず、お聞きします。

現在、LINEとメール配信サービスの登録人数は、何人でしょうか。

また、登録人数をふやす取り組みは、どのようなことをやっておりますでしょうか。

次に続きまして、地区の自主防災クラブについてでございます。

自主防災クラブ規約を見ますと、目的は、地震等の大規模災害による被害の防止及び軽減を図る。事業には、情報の収集伝達、初期消火、避難誘導、救出救護応急対策などを行い、クラブ長

は、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行うとなっております。

今回の災害時に、地元の自主防災クラブとしては、何の連絡も受けず、活動もありませんでした。総会の時に、このような災害時に何も行動できないクラブの存在意義をどう捉えたらよいのだろうかという率直な意見も出されました。

しかし、登録名簿には、班ごとに名前が登録されておりますが、連絡先には、固定電話や携帯電話しか出ていません。もし連絡があっても果たして機能できたかどうか疑問でございます。災害時には、電話はかかりにくく使えないのが実情でございます。

誰が悪いとかではなくて、これが現状でございます。これを何とかするには、まず、LINEと一斉メールの登録でございます。連絡体制が整備され、定期的に確認されていれば、十分活躍できると思います。

実際に、珠洲市でも地震が起き、災害だけでなく他国のミサイルが落ちてくる可能性もあり、現在は世界も戦争中で、東アジアでの有事では日本もウクライナのように巻き込まれると報道されているのが現実の世界でございます。政治行政の一番大切なことは、住民の命を守ることです。また、水不足で水道制限などが起きても、情報伝達がしっかりしておれば、混乱を避け機能します。私は、情報網の整備を急ぎつくるべきと考えております。

そこで、2番目の質問でございます。

なんとか行政に主導していただきですね、自主防災クラブのLINEと一斉メールの情報体制の整備を促進していただけないでしょうか。皆さん心ある住民の方ばかりで、思ってもなかなか動けず、行政側からですね、率先してお願いをしたいという質問でございます。

3番目の質問でございます。

この情報体制を回覧板のかわりに活用するように、区長とか区に指導していただけないでしょうか。情報回覧板の廃止ではございません、併用でございます。登録した家族全員に情報が送られるので、回覧板より周知が図られます。高齢の方にはスマホの登録を御近所の方が援助に回って登録すれば、なお近所関係もよくなるきっかけにもなります。

また、総会などでもですね、会議もリモート参加したり閲覧したりできます。住民の参加意識が高まります。ICT活用の時代ですね、コミュニティには欠かせません。これを行政が前向きに進めていただきたいのです。お願いできないでしょうか、御検討をお願いいたします。

総務部長にお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 酒井総務部長。

〔酒井英志総務部長登壇〕

○酒井英志総務部長 中島議員の町民の情報共有のためのLINE、メールの登録推進と連絡網の整備についての御質問にお答えいたします。

御質問1点目のLINE、メール配信サービスの登録人数についてお答えいたします。令和5年8月31日時点で、LINEにおいては1万1,559人、メール配信サービスにおいては3,593人となっております。

登録人数をふやす取り組みといたしまして、LINEについては町電子申請サービス等との連携や用途に応じたサブアカウントを作成することで間接的に登録を促しております。また、メール配信サービスについては、町ホームページや広報誌で登録を促しておりますが、今後はLINEとの連携により、LINEとメール配信サービスの両サービスの登録者がふえるような取り組みを検討して

まいります。

御質問2点目の自主防災クラブのLINE、一斉メールの情報体制の整備の推進について、お答えいたします。

津幡町自主防災クラブは、平成5年の能登半島沖地震及び平成7年の阪神淡路大震災を教訓に、平成8年度に町内全域を9地区に分けて結成されました。自主防災クラブは、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという意識に基づいて自主的に活動していただく組織です。

また、地域やコミュニティといった周囲の方々と協力して助け合う共助が、自主防災クラブの活動であり、あくまでも自主的な活動になりますので、災害が発生中に町から自主防災クラブ員に活動をお願いすることはありません。よって、自主防災クラブ員に町から活動の要請を行うことはないことから、自主防災クラブのLINE、一斉メール等の情報体制の整備は困難であると考えております。

御質問3点目の、この情報体制を回覧板のかわりに活用するよう区長、区に指導する件につきまして、お答えいたします。

区は、住民自治組織のため、本町から指導を行うことはできません。しかしながら、電子回覧板アプリや一斉送信メールアプリ、LINEなどのコミュニケーションアプリ等を利用したサービスは、情報の伝達や共有に有用と考えられます。今後、区長会を通じて資料の配布等を行い、アプリやサービスの利便性について、各区へ周知してまいりますので御理解をお願いいたします。

今回のような災害時において、情報の伝達及び共有は非常に重要であります。今後、どのような手段・ツールが、効果的・効率的であるか調査研究を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 再質問、お願いいたします。御回答ありがとうございました。

LINE登録の件数でございますけれども、今、災害があつてから登録件数が伸びたのか伸びてないのか、そしてこれまでこのサービスを始めてから、LINE1万幾つというのは、そこそこの数字だなど思うんですが、これが高止まりしているんじゃないかなと、私は推測するんですけれども、もしですね、これが伸びないということであれば、今、大地震とか、この間よりも大きな災害とか起きたときに、町から町民にどうやって情報を伝えるのか。登録件数が伸びれば、より多くの人が混乱せずに済むんですが、この取り組みをしないと、また同じことをやるわけです。

今回の災害を教訓として、私たちは非常に貴重な経験をさせていただいたので、本当に天からの人命が失われなかったという、そういう微妙な貴重な体験と前向きに捉えたときには、必ず平和ぼけしないで災害ぼけしないで、これよりもっと想定外が起こるのは当たり前話なんで、一番大事なのは情報です。一人でも多くのLINEが正しいアプリかどうか、私は今のところわかりませんが、いまできることは、一人でも多くの登録をふやすということ、これが同じ轍を踏まないということだと思うので、その伸び具合について御回答お願いいたします。

○八十嶋孝司議長 酒井総務部長。

〔酒井英志総務部長登壇〕

○酒井英志総務部長 中島議員の再質問にお答えいたします。

LINEの件数が伸びているかとの御質問でございますが、通告にございませんのではっきりとした数字は言えませんけれども、LINEの登録者数については実際のところ伸びております。数字は

この場では申し上げることはできません。

今後のLINEやメール配信サービスの登録をもっとふやすというお話ですけれども、答弁でも申しましたように、いろんな機会を捉えまして毎年行われます区長会の総会であったり、そういった場で、区長に各区のほうに登録を促すような周知等をまたしていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 丁寧な御答弁ありがとうございました。

自主防災クラブについては、あくまで自主ということなので、私は地元のほうでできるだけ整備を進めたいと思っております。ありがとうございます。

2つ目にいきたいと思っております。

訪問入浴サービスの事業者撤退に伴う介護サービスの提供体制の確保についてということで、自宅にバスタブを持ち込んで寝たきりなど介護度の高い方が利用する訪問入浴サービスというのがございます。金沢市、野々市市、津幡町、かほく市近郊では3つしかサービス事業者がなく、そのうちの1つが今年9月に事業を撤退し、利用されている町民の方から来月からどうしたらよいかという不安の声がございました。

厚生労働省の平成29年度人生の最終段階における医療に関する意識調査報告書など幾つかの調査がございしますが、最後まで、住み慣れた自宅で過ごしたいと考えている日本人が6割から7割ぐらいいらっしゃいます。

最後まで在宅でお家で生活をするにはですね、訪問看護とホームヘルプと、あとショートステイのほか、入浴サービスが欠くことができません。特にお湯でじゃぶじゃぶ体を洗って、お湯につかるというお風呂好きの日本人にとっては、たった1週間に一度のお風呂が一番の楽しみという実感のこもった声もたくさんお聞きしました。

今のお年寄り世代は、戦争で父や家族をなくし、戦後苦勞して猛烈に働き、日本をつくってくれた世代でございします。私たちはこの世代のおかげさまで今日があり、御恩に感謝してなんとか願いに報いたいと思っております。また人工呼吸器をつけられるなど頑張って在宅で過ごしてらっしゃる障害の方もですね、お風呂が入れないという事態は避けなければならないと思っております。

ある町民の方は、浴室の改造を考えましたが、経済面や間取りなど難しく、それならばバスタブのセットを買ってもよいから、何とか家族をお風呂に入れてあげたいと考えておられる方もおります。

介護サービスの提供体制のサービスをするのが市町村の義務であります。

そこで質問でございます。

このまま津幡町に事業所がサービスに来てくれない場合、町としてどのような対応ができるのか教えてください。

例えば、来てくれる事業所に割増加算をつけるとか、町内か近隣の介護事業所に少しインセンティブをつけるなどをして、訪問入浴サービスをしてくれるように促すなどできないでしょうか。

よろしく御検討をお願いいたします。

これは、福祉課長に質問をさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○八十嶋孝司議長 長福祉課長。

〔長 陽子福祉課長登壇〕

○長 陽子福祉課長 訪問入浴サービスの事業者撤退に伴う介護サービスの提供体制の確保についてとの御質問にお答えいたします。

訪問入浴サービスは、専門の事業者が自宅の浴槽では入浴することが困難な要介護者に対して、浴槽を自宅に持ち込み、入浴の介護を行うサービスです。

令和5年6月の介護保険サービスにおける訪問入浴サービスの利用者数は、13名となっております。

御質問1点目の、町に事業所がサービスに来てくれない場合、町としてどのような対応ができるのかにつきましては、介護保険サービスの利用者には、安心して、できる限り自立した生活が送れるよう支援する介護支援専門員がいます。住民が利用している事業所から撤退する旨の連絡を受けた場合、利用者を担当している介護支援専門員と情報の共有を図り、切れ目のない支援に向けて対応を行います。また、訪問入浴サービスを提供している他の事業所と、事業所変更の調整を行い、継続してサービスが利用できるよう支援していきます。

御質問2点目の、来てくれる事業所に割増加算をつけるなどして、訪問入浴サービスをしてくれるよう促すなどできないかにつきましては、訪問入浴サービスのみに特化した割増加算をつけることは考えておりません。

町としましては、介護保険サービス利用者が安心して生活できるよう、事業所との連携を図り、安定的なサービスの提供体制の確保に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 お答えありがとうございます。再質問でございます。

今のお話ですと、いわゆるケアマネジャーさんに何とかやってもらえないということで、町としては、なかなか支援ができないというふうなことだと思っておりますけれども、この要介護3以上になって、介護保険を払っているのに介護サービスが受けられない。自宅で在宅介護、在宅医療を進めるのが国の政策であり、財政面からも施設とか入院よりは圧倒的に安いということで、当然本人も望んでいるということで進められてきた政策ですけども、いまホームヘルパーも事業所が減っていきます。この介護サービスを提供する体制を整備するということで、今のお答えですと、在宅介護の推進というよりは、結局、社会的入院とか、施設に入ってしまうざるを得ないという結論になるんですけれども、この質問に対して本当にこの在宅介護を、町は町民のために推進してくれるのかという決意をお聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○八十嶋孝司議長 長福祉課長。

〔長 陽子福祉課長登壇〕

○長 陽子福祉課長 中島議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、切れ目のない支援を受けられるよう継続してサービスが受けられるように介護支援専門員と連携しながら、また訪問入浴サービスを提供している事業所とも調整しながら、継続してサービスを受けられるように支援していくということでございます。

現時点で、本町において訪問入浴サービスを行う事業所があります。

他のサービスとの公平性に欠けることから訪問入浴サービスのみに特化した割り増し加算をつ



けることは考えておりませんが、今後とも継続したサービスが受けられるよう支援してまいりますので御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 ありがとうございます。

なかなか、民間が赤字で撤退してサービスがなくなっていくと、これが現実でございます。

これを何とかするのが、私は行政じゃないかな、昔は措置制度、措置制度だったので、でもこれは世の中の流れなので、できることをまたみんなでやりたいと思っております。ありがとうございます。

3番目の質問でございます。

新型コロナウイルスのワクチン接種の政策において、自治体としてできることについて質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の問題が起きてから3年が過ぎました。国の政策として行われてきましたが、町民の命と健康を守る自治体行政として関与でき得ることについて、ワクチン接種を中心について質問させていただきます。

まず、ワクチン接種の状況ですが、日本は1人当たりのワクチン接種率は世界で断トツのトップです。当初は2回打てばよいと言われ、元の生活に戻れるならと期待して協力された方も多いと思います。ワクチンに感染予防効果があるのであれば、感染者数も少なくなるはずですが、逆に感染者数はずっと世界のトップであり、打てば打つほど感染するといわれてもおかしくないような状況を経験してきました。3月にはWHOは健康な方への追加接種は推奨しないと表明いたしました。世界はG20諸国では、ほぼ追加接種をしていない中、日本だけがいまだに接種を続けております。

変異するごとに弱毒化し、感染予防から重症化を防ぐためと言われるようになりました。日常生活と経済への影響が大きすぎるということから、昨年12月に茨城県が2類から5類へしてほしいとの緊急要望を国に出すなどした結果、5類に変更となりました。今、重症化についても厚労省のデータでも乳幼児から若い世代の重症化率は、ほぼゼロ%となっています。

今、局面はあまり報道されませんが、実態はワクチンの副作用による後遺症、死亡が表面化している状況となってきています。7月28日の厚労省の副反応審議会では、2,082件の死亡者と心筋炎及び心膜炎が948件報告されております。

また、8月21日の厚労省の疾病・障害認定審査会、感染症・予防接種審査分科会の審議結果では、予防接種健康被害救済制度の認定結果として、累計3,810人の認定があり、そのうち156人については、死亡一時金の認定を受けております。また4,000人以上の申請が審査見未処理でふえ続けております。

この事態に野党第一党の立憲民主党は、6月14日にコロナ後遺症対策推進法案とコロナワクチン健康被害救済法案を衆議院に提出しております。打てば打つほど免疫低下が起きて、癌の進行が早まる、带状疱疹が増加するなどワクチン被害が明るみに出てきており、立憲民主党の衆議院議員の原口一博氏は3回目接種後、悪性リンパ腫を発症し、みずからの体験からワクチンによる被害の救済を語っております。

昨年の全国の死亡者数については、おとし2年前までは137万人台だったものが、一気に157万人となりました。これは明らかな異常数値と言えるかと思えます。この年に行われた大きな出

来事として、3回目、4回目のブースター接種が短期間に行われました。名古屋大学名誉教授の小島勢二氏は、死亡者数とワクチン接種の相関が明らかであると書籍等で発表しております。

私は気になって津幡町の死亡者数の推移を調べましたところ、全国と同じ傾向でございました。コロナ前の年間死亡者数が年間350人前後だったものが、昨年は395人となり10%の増加。また6カ月ごとに見た場合、6カ月半期で見た死亡者数が、160人～180人前後だったものが、200人台となっております。この増加傾向はことしも現在も続いております。

また、津幡町の救急車の搬送件数を見たところ、1年間1,000件～1,100件ぐらいのところ、昨年は1,264件と急増し、そのうち急病者の搬送件数も720件台から、昨年は915件と激増しております。これも異常数値と言えるかと考えております。第三次救急への搬送も多く、急性心筋梗塞、脳卒中の血管性の疾患による搬送も75件ありました。

最初の質問でございますが、町民の命を守るのが、政治と行政の一番大切な使命でございますが、昨年の死亡者数の増加の原因は、何であると捉えていますか。健康福祉部長に伺います。

2つ目の質問でございますが、町内でワクチンによる副反応の報告は、何件上がってきておりますか。また、死亡、重篤、重症、軽症などの内訳がわかれば教えてください。

3番目の質問でございます。町内で予防接種健康被害救済制度の相談は、何件ございますか。どのような内容で、結果はどうだったでしょうか。

そして、4番目の質問でございます。名古屋市ではこの事態に、なごや新型コロナウイルスワクチン長期的な副反応相談窓口というものを設置し、自治体独自でワクチン接種にかかる健康被害救済申請支援制度を始めております。国への申請の支援や文書代の補助などです。令和5年6月5日までに2,000件を超える相談を受けているそうです。また大阪府泉大津市もやっております。ほかの自治体に先駆けた取り組みということで県外からも注目されております。

津幡町で同様の制度を設けるように、御検討いただけないでしょうか。これが4番目の質問です。

また、大阪府泉大津市では、予防接種を受ける方は、予防接種による発症予防や重症化予防に期待される効果と副反応のリスク、流行している新型コロナウイルスの特徴を確認の上、みずからの意思で接種してください。新型コロナワクチンは、人体に実用化するのが初めてとなる遺伝子ワクチンです。接種による感染予防効果や中長期的な人体への影響については明らかになっていませんと、市長みずからが市民にメッセージを発信しております。

接種券の発送については、子供さんのワクチン接種を希望する際は、保護者の方にメリットとデメリットを調べてもらった上で、直接、市に申し出てもらい、希望する方に接種券を発送するといった取り組みが行われております。

5番目の質問です。接種券を対象者全員に送るのではなく、このように希望があった方だけに送る、あるいは接種券に接種は任意であるという文言を小さい文字ではなく、普通の大きさのフォントで目立つところに配置するなど、津幡町でも同じ取り組みをできないでしょうか、御検討をお願いいたします。

健康福祉部長によりしくお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 羽塚健康福祉部長。

〔羽塚誠一健康福祉部長登壇〕

○羽塚誠一健康福祉部長 新型コロナウイルスのワクチン接種の政策における自治体としてでき

ることについての御質問にお答えします。

まず1点目、昨年の死亡者数の増加の原因は、何であると捉えているかとの御質問についてですが、令和3年度の県の衛生統計年報では、本町の死因の第1位は悪性新生物、次に心疾患、老衰となっています。令和4年度は、まだ報告されていませんが、老衰が多くみられており、増加の要因に高齢者の死亡がふえていることがうかがえます。

2点目、ワクチンによる副反応の報告は何件上がってきているかとの御質問ですが、副反応に関しては、県の副反応相談センターが担っており、件数は把握しておりません。集団接種会場における救護対応について申し上げますと、これまでに16件ありましたが、通院には至っておりません。

3点目、町内での予防接種健康被害救済制度の相談は何件あるかとの御質問ですが、新型コロナウイルスワクチン予防接種の健康被害救済制度については、国の方針により、他県との整合性や個人の特定につながるおそれがあることから、進達件数や認否結果を公表することは差し控えるよう連絡を受けています。そのため、現在は、相談件数や内容についてお答えすることはできませんので、御理解をお願いいたします。

4点目、副反応相談窓口を設置し、自治体独自でワクチン接種に係る健康被害救済申請支援を設けるよう検討いただけないかとの御質問についてですが、副反応相談窓口については、厚生労働省は各都道府県に設置を依頼しており、石川県では県が設置する副反応相談センターにおいて、専門的医療機関の紹介や健康被害救済制度へつなぐ対応をしております。なお、健康被害救済の申請に関しては、町健康推進課が窓口となり相談支援を行っております。

5点目の接種券を希望があった方だけに送る取り組みをできないかとの御質問ですが、先般、8月の議会全員協議会で令和5年秋開始接種について御報告しましたとおり、令和5年春開始接種を接種された方には、申請不要で接種券を発送いたしますが、それ以外で接種を希望される方には電子申請、または窓口での申請により接種券を発行しております。

町が実施しているワクチン接種については、国から示されている方針や指示に基づき行っております。国からの情報を的確に発信してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 再質問でございます。

副反応報告の事例でございますけれども、いまたくさん自治体、県だけじゃなくて、ここありますけれども、すでにホームページ上で公表が始まっております。

そして、乳幼児への一斉の接種券の送付というのも1,700自治体のうち400自治体以上が、一斉に送付していないと、津幡町もいま、電子申請というふうなことで、これについてはオーケーなんですけれども、今後です、ほかの自治体の政策を見てですね、石川県に任せるなら任せるのかもしれませんが、私が言いたいのはですね、自治体によってその情報が偏る。名古屋市とかそういうところの子供たちは、リスクがあるかどうか分からないけども情報が弱者になると、自治体のこの姿勢によっては、そこに住んでいることよってですね、これは命にかかわる情報なので、私はほかの自治体と同じように、もしかしら県はやってても津幡町はやるよと、これは別に政府に逆らうということじゃなくって、町民の命を私は守りたいんです。守ってほしいし、行政はそれが一番の仕事で、薬害エイズでもあったように厚労省も間違えるわけです。この

間違えたときに、この命にかかわる情報は誰にも責任取れないし、かばってやれないし、泣くしかない。ですから、ほかの自治体と並んで、今後また多分、ワクチン接種が行われると思いますけれども、その際には、この副反応の応報とかですね、そして接種券の送付とかも自治体としてできることを目を光らせて、情報弱者にならないように守ってほしいというふうなことで、ちょっと部長にですね、もう一度県がやるからやらないんじゃないかと、津幡町でもちょっと検討してみようというふうなことをできないかという質問をさせていただきます。

お願いします。

○八十嶋孝司議長 羽塚健康福祉部長。

〔羽塚誠一健康福祉部長登壇〕

○羽塚誠一健康福祉部長 再質問にお答えいたします。

まず、1点目は名古屋市の県とかの国からの情報についてなんですけれども、まず、先ほども申しましたが、相談センターについては、県に設置することになっております。ただ名古屋市は政令都市でありますので、保健所とか所有しております。国のほうは多分、保健所のある所で相談を窓口を設置するというので、そのような動きが出ているのかと思っております。津幡町については保健所はありませんので、やはり県の専門のところと相談しながら対応していきたいというふうには考えております。

接種券については、これまでは公的関与が適用されておりましたので、接種券を送付しておりましたが、この秋開始の接種からは、先ほど申しましたとおり、申請受付にて接種券を送付する方法にいまかえております。

以上となります。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 ありがとうございます。これで終わります。

ぜひ私は、子供たちの命を守っていただくような行政を信じておりますし、津幡町のいい人ばかりで本当に信じておりますので、ほかはだめでも何とか自分たちの身近なだけでも守るというふうなことで、この日本人のですね、次の世代を命を懸けても守ってくれてですね、私はそれは日本人のですね、永遠の約束ごとだと思っておりますので、ぜひ政府に負けずにですね、町民の命を守っていただくような行政をぜひよろしく願いいたします。

ありがとうございます。

○八十嶋孝司議長 以上で、4番 中島敏勝議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

### <散会>

○八十嶋孝司議長 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後4時09分

## 令和5年9月12日（火）

### ○出席議員（16名）

議長	八十嶋 孝 司	副議長	竹 内 竜 也
1 番	池 野 翔 吾	2 番	柴 田 洋 一
3 番	東 克 彦	4 番	中 島 敏 勝
5 番	小 倉 一 郎	6 番	小 町 実
9 番	西 村 稔	10 番	酒 井 義 光
11 番	塩 谷 道 子	12 番	多 賀 吉 一
13 番	向 正 則	14 番	道 下 政 博
15 番	谷 口 正 一	16 番	河 上 孝 夫

### ○欠席議員（0名）

### ○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	酒 井 英 志	総 務 課 長	田 中 圭
企 画 課 長	中 嶋 徹 郎	財 政 課 長	杉 田 純 也
町民生活部長	細 山 英 明	生活環境課長	由 雄 宏 一
健康福祉部長	羽 塚 誠 一	福 祉 課 長	長 陽 子
産業建設部長	本 多 延 吉	都 市 建 設 課 長	本 多 克 則
消 防 長	松 本 聖 史	消 防 本 部 庶 務 課 長	中 川 俊 介
教 育 長	吉 田 克 也	教 育 部 長	宮 崎 寿
教育総務課長	山 崎 明 人	河北中央病院事務長	斎 藤 晶 史

### ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山 本 幸 雄	議会事務局主幹	山 本 慎 太 郎
総務課主幹	有 沢 雅 子	財政課副主幹	掃 部 富 雄
企画課主事	長谷川 直 人	監理課主事	北 方 未 華

### ○議事日程（第3号）

令和5年9月12日（火）午後1時30分開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第55号 令和5年度津幡町一般会計補正予算（第5号）から

議案第68号 委託契約の締結についてまで

請願第2号 生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求める意見書の提出を求める請願

請願第4号 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」の慎重な運用を求める請願書

請願第6号 政府は、男女賃金格差を是正する具体的方策をつくるよう求める請願

請願第7号 健康保険証廃止の中止等を求める意見書採択の請願

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第3 同意第5号 津幡町教育委員会委員任命につき同意を求めることについて

（質疑・討論・採決）

日程第4 議会議案第7号 津幡町議会基本条例について

（質疑・討論・採決）

### ○議事日程（第3号の2）

追加日程第1 議会議案第8号 生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求める意見書

議会議案第9号 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）の慎重な運用を求める意見書

（質疑・討論・採決）

### ○議事日程（第3号の3）

追加日程第2 議案上程（議案第69号）

（質疑・委員会付託）

議案第69号 令和5年度津幡町一般会計補正予算（第6号）

（休憩）

議案第69号 令和5年度津幡町一般会計補正予算（第6号）

（委員長報告・質疑・討論・採決）

### ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時30分

<開 議>

○八十嶋孝司議長 本日の出席議員数は、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

<議事日程の報告>

○八十嶋孝司議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

<会議時間の延長>

○八十嶋孝司議長 あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

なお、議場内が暑いと思われるときは、適宜上着を取っていただいて結構です。

<諸般の報告>

○八十嶋孝司議長 日程第1 諸般の報告をいたします。

本日の会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。

<議案等上程>

○八十嶋孝司議長 日程第2 議案第55号から議案第68号まで、並びに請願第2号、請願第4号、請願第6号、及び請願第7号を一括して議題といたします。

<委員長報告>

○八十嶋孝司議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過及び結果につき各常任委員長の報告を求めます。

小町 実総務産業建設常任委員長。

[小町 実総務産業建設常任委員長 登壇]

○小町 実総務産業建設常任委員長 総務産業建設常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第62号 津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第63号 津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について、

以上、2件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第67号 町道路線の認定については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第68号 委託契約の締結については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第2号 生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求める意見書の提出を求める請願については、賛成多数により採択といたしました。

次に、請願第4号 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解

の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」の慎重な運用を求める請願書については、賛成多数により採択といたしました。

次に、請願第6号 政府は、男女賃金格差を是正する具体的方策をつくるよう求める請願については、賛成少数により不採択といたしました。

以上、総務産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 向 正則文教生活福祉常任委員長。

〔向 正則文教生活福祉常任委員長 登壇〕

○向 正則文教生活福祉常任委員長 文教生活福祉常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第64号 津幡町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第65号 津幡町営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第66号 津幡町児童福祉施設条例の一部を改正する条例について、

以上、3件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第7号 健康保険証廃止の中止等を求める意見書採択の請願については、全会一致をもって不採択といたしました。

以上、文教生活福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 河上孝夫予算決算常任委員長。

〔河上孝夫予算決算常任委員長 登壇〕

○河上孝夫予算決算常任委員長 予算決算常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第55号 令和5年度 津幡町一般会計補正予算（第5号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第56号 令和5年度 津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、

議案第57号 令和5年度 津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、

議案第58号 令和5年度 津幡町介護保険特別会計補正予算（第1号）、

議案第59号 令和5年度 津幡町バス事業特別会計補正予算（第1号）、

以上、4件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め可といたしました。

次に、議案第60号 令和5年度 津幡町水道事業会計補正予算（第2号）、

議案第61号 令和5年度 津幡町下水道事業会計補正予算（第2号）

以上、2件の事業会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するもの



であります。

以上、報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 これをもって委員長報告を終わります。

#### ＜委員長報告に対する質疑＞

○八十嶋孝司議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

#### ＜討 論＞

○八十嶋孝司議長 これより討論に入ります。

本日の討論時間は、1人15分以内といたします。

討論の通告がありますので、これより順次発言を許します。

11番 塩谷道子議員。

〔11番 塩谷道子議員 登壇〕

○11番 塩谷道子議員 11番、日本共産党の塩谷です。

私は、請願第6号、請願第7号に賛成の意見を述べます。

まず、請願第6号、政府は、男女賃金格差を是正する具体的方策をつくるよう求める請願について意見を述べます。

男女の賃金格差は、男性を100とした場合、女性は75.7%です。女性の働く割合が多い職種、例えば介護職のヘルパーや保育士、または母子家庭を考えてみればよくわかるのではないのでしょうか。

母子世帯の就労収入の中央値は169万円となっていて、月額14万円程度です。一方、父子家庭は、年収350万円、月額約29万円で倍額以上の違いとなっています。やはり母子家庭の収入は相当低いようです。中央値とは、サンプルを収入別に並べたときに、ちょうどサンプルの半数地点の収入値を示しています。平均値の場合は、極端に高い収入のサンプルの値に影響されると実態とかけ離れてしまう傾向があるので、中央値がよりリアルな数字に近いと言えるでしょう。

男女の賃金格差がなかったら、女性の働きづらさがもっと緩和されるのではないのでしょうか。賃金が低いと年金額にも反映されて低くなります。女性の賃金が低いことは、生きることそのものが難しくなります。

政府は、男女賃金格差を是正する具体的方策をつくるよう求めます。

次に、請願第7号、健康保険証廃止の中止等を求める意見書採択の請願について意見を述べます。

マイナ保険証の問題がなかなか収まりません。請願にあるように、マイナンバーカードの取得は任意とされてきたにもかかわらず、健康保険証と一体化させることにより、マイナンバーカードの利用を国民に強制させることとなります。

政府は、マイナンバーを地方公共団体情報システム機構に照会する際、氏名、性別、生年月日、住所の4情報を確認すれば、別人を登録することはないとしていますが、実際はそんなに簡単ではありません。住民票記載の漢字氏名には外字も多く含まれており、住所表記は自治体ごとに異なります。4情報で確認したくてもできないこともあり、それが同性同名の別人を登録してしま

う原因になっています。つまり4情報で照会しろと言われても、現場ではマイナンバーを照会できなくて困るだけなのです。

公金受取口座の誤登録については、窓口の共用端末のミスで発生した940件の誤登録のほかに、家族名義などと推察される本人名義以外の口座が登録されている事案が約14万件も見つかっています。これらは戸籍の氏名が漢字で、口座に登録した氏名がふりがなのため、システム上の照合ができないことから発生したトラブルです。

自己点検では、他人の情報が自分のマイナンバーにひもづけされていることは確認できても、自分の情報が別人に登録されていることは確認しようがありません。

マイナンバーカードの急速な普及やその後のトラブル対応で、自治体などの現場は疲弊しています。無理な期限を区切れれば現場は大混乱に陥り、再びミスの拡大につながりかねません。一方でこのままでは、個人情報の漏えいが放置されます。マイナンバーカードの運用を一旦停止し、完全・確実な総点検が必要です。

国内最大の健康保険事業者で中小企業者が加入する協会けんぽは、約4,000万人いる加入者の1%に当たる約40万人分でひもづけ作業が終わっていません。協会けんぽの担当者は、加入者本人に書いてもらった住所と住民票上の住所が合わないため、本人と特定できずにマイナンバーを取り寄せることができない事例などがあると説明しています。また、担当者は、協会けんぽ特有の事情で起きたのではない。他の保険組合でも同じ事象があり得ると述べています。

この間、相次いで発覚した誤登録に続いて、多数の未ひもづけ者を生んでいることがわかりました。医療保険の情報とマイナンバーカードのひもづけすらままならない状況は、制度の欠陥を示しています。また、政府が来年秋に計画している紙の健康保険証の廃止は不可能であることは明らかです。

よって、請願が述べているように、健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一体化について、国に対して中止を含め見直すことを求めます。

以上で、私からの意見を終わります。

○八十嶋孝司議長 次に、9番 西村 稔議員。

〔9番 西村 稔議員 登壇〕

○9番 西村 稔議員 9番、西村 稔です。

健康保険証の廃止等の中止を求める意見書採択を求める請願について、反対の討論をいたします。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化の改正法案が、令和5年6月20日の参議院本会議で可決、成立した案件について中止の要望が出ましたが、私は、個人の尊厳が大変大事なことと思います。

戸籍法があるように、個人個人が日本国民として間違いなく登録されてこそ人権が守られているものと思います。その事柄に個人番号をつけることは、デジタル化社会において業務の簡素化を図るため当然なことと思います。まして、カード時代に突入しており、たくさんのカードを持たなくてはならない事実があります。一枚のカードで個人が持つ権利を行使することは、大変重要なことだと思います。何ら問題がないと思います。

健康保険証とマイナンバーカードを一体化することに決定されましたので、二重に健康保険証を持つことになるので、単独の健康保険証を廃止することは当然なことでもあります。

日本社会では、議会の決定は多数決で決定され、少数の意見は通りませんが、少数意見でも時代とともに民意が広がることもあります。また、選挙制度においても1票の差で落選者の民意が消されることも不本意に思いますが、決まったことに従わざるを得ません。

今回9月会議に提出された請願7号について、すでに決定された法案であり、従わざるを得ないので反対いたします。

議員各位の御賛同をお願いいたしまして、反対の討論といたします。

○八十嶋孝司議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「議長、14番、道下」と呼ぶものあり。〕

○八十嶋孝司議長 14番 道下議員。

〔14番 道下政博議員 登壇〕

○14番 道下政博議員 私のほうからは、請願第4号、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の慎重な運用を求める請願書に、反対の立場で討論いたします。

最初に、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律を再度読ませていただきました。

第1条は最後に御紹介いたしますが、第2条につきましては、性的指向とは、恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての指向を言う。

第2条の2については、この法律においてジェンダーアイデンティティとは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無、または程度にかかる意識を言う。

第3条につきましては、全ての国民がその性的指向またはジェンダーアイデンティティにかかわらず等しく基本的人権を共有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念の通り、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別は、あってはならないものであるとの認識のもとに、相互に人格と個性を尊重し合いながら共有、共生する社会の実現に資することを旨として行わなければならない。

第5条、事業主の務め。そして第7条については、施策の実施の状況の公表。そして5番目には、基本計画が掲載されております。そして6番目には、第9条ですが、学術研究等について説明がされております。7番目の第10条につきましては、知識の着実な普及等について説明がされております。そして第11条には、性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議について述べられております。そして第12条につきましては、措置の実施等に当たっての留意点について決められております。

そして、この法律の規定については、この法律の施行後3年をめぐりとして、この法律の施行状況等を勘案し検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとするというふうに書かれております。この請願にもありましたけれども、いろんな問題点はどうするのかという指摘があったようでございますけれども、きちんと見直しをする、3年ごとにとということが決められております。

そして、第1条でございますが、この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が、必ずしも十分ではない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し基本理念を定め、並び

に国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とするというところが、大変重要かと思っております。

今回の第4号の請願につきましては、いろいろなことが心配されるので、慎重にすべきだという内容だったかと思っておりますけれども、ここで大事なことは、今まだまだ国には国民に対して十分な理解がされていない、そのポイントは何か。これは、ジェンダーアイデンティティのポイントがなかなか理解されていない。だからこそ今回、この法律が採択され、そして進んでいるものと思っております。

私の意見といたしましては、1番目といたしまして、法制度の成立プロセスと多数意見として、公明党といたしましては、この法律について十分な議論を重ね、幅広い合意形成を図ってまいりました。また、複数の党から賛成多数で可決されております。その意義と必要性は多くの人々に認められています。このような背景を考慮すると、請願書で指摘されているような、審議不足には当たりません。

2番目といたしましては、法律の逐次評価と調整の余地、第1回の実施状況の公表と連絡会議の設置が予定されていることから、社会への影響は逐次評価される設計となっています。これによって、請願書で懸念されているような問題が発生した場合には、修正や調整が可能となっています。

3番目といたしまして、多様性の認知と社会全体の進歩、性的多様性を認知し尊重することは、全ての人々が自分自身を安心して表現できる社会をつくる基盤です。公明党はこの点を高く評価し、当事者の声に耳を傾け、多様な意見を取り入れており、理解増進は積極的に行われるべきとの立場であります。

以上の点を考慮すると、請願書で指摘されているような強い懸念に対しても、この法律とその運用が柔軟に対応できる体制が整っていることが十分わかります。

請願第4号の項目の4番目、最後のところですけれども、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する教育については、保護者や国民の理解が進まない段階で安易に実施されることがないように留意することとあります。非常にそのとおりにかなと一見思ってしまうかもしれませんが、先ほども1条で紹介させていただきましたが、理解が進んでいないからこそ、きちんとこの法律をつくって、いち早く理解をしていただく社会をつくっていただきたいというのが、この趣旨でございます。

きのうですけれども、9月の全員協議会の中で、津幡町のパートナーシップ宣誓制度の公表がありました。この初めにという文章を少し紹介させていただきます。

令和3年の東京オリンピック・パラリンピックを契機に、性の多様性に注目が集まり、当事者への理解は少しずつ進んではきていますが、いまだ当事者は生きづらさを感じて生活をしていません。このことから本町では、当事者の人権を尊重し、誰もが住みやすいまちづくりの実現に向けて、パートナーシップ宣誓制度を導入することとしました。

この制度は、法的な効力を生じさせるものではありませんが、性的マイノリティの方を初めとした、さまざまな事情によって婚姻の届出をしない、あるいはできないなどの悩みや生きづらさを抱えている町民の方々の気持ちを尊重し、人生のパートナーと協力しながら自分らしく、いき

いきと生活されることを願い、その願いを津幡町が応援するものであります。

この基本方針は、パートナーシップ宣誓制度の本町への導入に向けて、町の関係組織で構成する、津幡町多様な性への理解の促進と支援のためのワーキンググループにおいて検討を進め、各分野の専門家や当事者等の意見を反映しながらまとめたものです。

この制度の導入により、町民や事業者の皆様にも、性的マイノリティの方々に対する理解が広がり、多様性を認め合い、お互いの人権を尊重し合う社会の実現を目指してまいります。というのが、初めにの文章でございます。そのとおりでと思います。これをきっちりと進めていって、まだまだ十分理解されていない性的マイノリティについて、少しでも普及し、そして理解が進んでいくよう、これからも我々は応援してまいりたいというふうに思っております。

津幡町としても着々と、ジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の慎重な運用を求める請願に、私は反対をしております。請願第4号に反対の立場で私の討論とさせていただきます。議員の皆様への反対の御意見をあらわしていただければと思っております。

以上で、私の討論を終わります。

○八十嶋孝司議長 ほかに討論はありませんか。

〔「議長、4番、中島」と呼ぶものあり。〕

○八十嶋孝司議長 4番 中島敏勝議員。

〔4番 中島敏勝議員 登壇〕

○4番 中島敏勝議員 4番、中島敏勝でございます。

今ほどの請願4号につきまして、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。よろしく願いいたします。

この請願はですね、拙速で審議不足であります、国会でですね、国民の代表である国会で先日成立したものであるというのは事実でございます、これは尊重し、しかし慎重に運用してほしいというふうな請願の趣旨でございます。

理由は何点かありますけれども、1番はですね、なかなか報道はされませんが、10年くらい前から諸外国で、こういう性的少数者のですね、差別を禁止する法律、あるいは子供への教育というのが進んでいる諸外国の情報についてですね、なかなか我々日本国民が知らされていないという状況にあると、ここで御指摘をさせていただいております。

子供の心がですね、かえって不安になったり、そして親と子供と学校をめぐって、地域社会、あるいは家族が分断されて、実は争っているという事実がございます。

例えば、スコットランドでは、4歳から男でも女でもいいという教育をされて、親の承認なしに、4歳の子が性を選べるというふうなことを進めており、イギリス政府と争っておったりですね、北米のほうでは、自我が形成される子供の心の不安からですね、ホルモン治療とか、性転換手術が増加していると、またですね、アメリカの一流大学のブラウン大学というところで、自分はLGBTであるという自認する学生が急激にふえて4割ぐらいになっている。それに対して、いわゆる反LGBT法、これを見直すという法律も実際にたくさん起きて、分断されているような情報がございます。

今、このような先行する諸外国の状況をまずしっかりと調べてですね、その混乱をそのまま日本がですね、輸入するということになってはいけないと、やはり十二分に調べて議論し、地域で

父母、家族交えてですね、考えていただきたいと考えております。何よりも大切な子供たちの心と体の問題、一生を左右する問題でございます。

そして、LGBTと一緒にと言いますけれども、よくジェンダーレストイレ等で問題となったのは、やはり日本社会ではまだ、このトランスジェンダーの方、Tで表されるこの方々についてですね、まだまだ外面的にわからないということが問題になっております。LGBにつきましては、誰を好きになるかということなので、それは本人の自由なので、別に問題はないわけなんですけど、トランスジェンダーの方につきましては、例えば体は男なのに、心は女であると認めてほしいと言われても、内面はですね、ほかの人にはわかりませんので、本当に心から女性の方なのか、あるいは性的に少し変質者なのか、そういったことが見分けがつかずですね、海外では、女性や女の子が犯罪に巻き込まれているという事実がございます。

〔「それは、差別発言です。」と呼ぶものあり。〕

○4番 中島敏勝議員 すみません。

日本でも新宿のジェンダーレストイレというのが、安心して使えないとかいうことで、閉鎖をされました。警備員が常駐したりですね、やったりしたんですけど、まだまだ日本の社会では混乱が起きると、そして先行する諸外国では、外国ではパスポートの性別にトランスジェンダーの場合など、Xと表記されているところもございます。そういった国から観光客や留学生が来た時に、その女性スペースの利用を拒めるのか、本当に我々日本人の社会として、今これを受け入れられるのか、慎重に議論をすべきと思います。

私は、決して性的少数者の差別はいけませんし、それに反対しているわけではございません。憲法14条の全て国民は法のもとに平等であり、人種、信条、社会的関係等において差別はされません。性的少数者の差別で困っておられる方がおれば、例えば、就職差別をされれば、それはそれで、ちゃんと個別に対応すべきですし、いじめを受けたりそういった差別を受ければ、いじめをほかに受けている方と同様、個別に対応すればよいのであって、全国民に、この性的少数者の方の理解をするための研修とか政策を、全国民に大々的に行うというのは、やはり影響がかなり大きいので、慎重に慎重に運用すべきというふうな立場でございます。

また、私の友人にもゲイの人がいますけれども、当事者からも何の問題もなく生活している。かえって被害者のようにレッテルを張られてかわいそうな人というふうに認定されてしまうようなことで反対であると、パターン化されたこの当事者像というのがあってですね、なかなかその当事者もですね、この法律を諸手をあげて全員が受け入れるということでもないということが、実際あると思われま。

この法律は、具体的な施策の内容が明らかになっておらずですね、国の基本計画で決めるという建てつけになっております。自治体、事業所、学校は、その基本計画が示されるまでですね、具体的な内容がわからないまま、ひとまず協力だけを先に求められるという法律になっておりますので、今申したような諸外国で起きているような、子供たちの心の発達に悪影響が及ぶのではないとか、子供たちに誰がどのような教育を行おうとされているのか、現段階ではわかりません。ですから、計画が示されたらですね、それは国民は初めてそこに意見とか議論ができるわけですから、慎重に慎重に運用していただきたいと思うわけでございます。

以上、たくさんの方がですね、議論したり考えたり調べたりしなければいけないことがある中ですね、まずは、これは法律の慎重なですね、運用を求めるという請願は、これは私は賛成の

立場で皆さんに御賛同をお願いをしたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○八十嶋孝司議長 ほかに討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

### ＜採 決＞

○八十嶋孝司議長 これより議案採決に入ります。

議案第55号から議案第68号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第55号から議案第68号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願第2号 生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第2号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者1人〕

○八十嶋孝司議長 起立多数であります。

よって、請願第2号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第4号 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」の慎重な運用を求める請願書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第4号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者10人 不起立者5人〕

○八十嶋孝司議長 起立多数であります。

よって、請願第4号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第6号 政府は、男女賃金格差を是正する具体的方策をつくるよう求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第6号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者1人 不起立者14人〕

○八十嶋孝司議長 起立少数であります。

よって、請願第6号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第7号 健康保険証廃止の中止等を求める意見書採択の請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第7号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者1人 不起立者14人〕

○八十嶋孝司議長 起立少数であります。

よって、請願第7号は、不採択とすることに決定いたしました。

#### <同意上程>

○八十嶋孝司議長 日程第3 本日、町長から提出のあった同意第5号 津幡町教育委員会委員任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 議員各位におかれましては、9月4日の会議再開以来、連日にわたりまして慎重な御審議を賜り、まことにありがとうございます。

また、今ほどは今9月会議に提出させていただきました議案のうち、予算決算常任委員会に付託されました決算の認定に係る案件を除き、全て御決議を賜りましたことにつきましても、重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

それでは、本日追加提案をいたしました人事案件につきまして、御説明を申し上げます。

**同意第5号** 津幡町教育委員会委員任命につき同意を求めることについて。

本案は、教育委員会委員4人のうち、渡邊加寿子氏が令和5年9月30日をもって任期満了となります。引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、本日御提案を申し上げました人事案件につきまして御説明申し上げたところでございますが、何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

#### <質疑・討論の省略>

○八十嶋孝司議長 お諮りいたします。

同意第5号につきましては、人事に関する案件につき、質疑及び討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、同意第5号については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。



## ＜採 決＞

○八十嶋孝司議長 同意第5号 津幡町教育委員会委員任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、同意第5号は、同意することに決定いたしました。

## ＜議会議案上程＞

○八十嶋孝司議長 日程第4 議会議案第7号を議題といたします。

竹内竜也議会改革検討特別委員長提出の議会議案第7号 津幡町議会基本条例について、提案理由の説明を求めます。

竹内竜也議会改革検討特別委員長。

〔竹内竜也議会改革検討特別委員長 登壇〕

○竹内竜也議会改革検討特別委員長 当町議会が、合議制の代表機関として目指すべき方向、当町議会議員としてあるべき姿勢、町民の皆様との関係、総じて議会としてのスタンスを明らかにするものを条例という形式、つまり、明文化することによって誰しも明らかな形で制定し、議会はもとより、町民の皆様にも共有していただきたいという強い思いで、長期間にわたり、十分な時間をかけ、議会改革検討特別委員会では、丁寧に精緻な議論を積み重ねてきました。

当特別委員会を代表いたしまして、特別委員長の私が提出者として、議会議案第7号、津幡町議会基本条例について、提案理由とこの基本条例の趣旨を説明申し上げます。

言うまでもありませんが、地方分権が進展するに伴い、自治体議会が果たすべき役割と期待はより大きなものとなり、首長を初めとした執行機関に対する監視と評価機能の拡充を図るとともに、町民の皆様の多様な御意見を反映させ、それを活発な議論につなげることによって最良の意思決定を行い、町民福祉の向上と、将来にわたる町勢の発展に寄与することが求められています。

津幡町のさらなる発展に向け、当町議会がその役割を適切に果たしていくことができるよう、その目指すべき方向性を明確にするため、議会の基本理念、議員の活動原則等の基本的な事項を定める必要性が御承知のとおり高まり、まさに今がそのときと言えます。

このようなことから、津幡町議会基本条例では、議会及び議員の活動原則や町民と議会の関係、議会と行政との関係など、前文から始まり第1章総則から 第8章最高規範性を見直し手続までの本文25カ条にわたり、議会に関係する基本的、一般的な事項を定めています。

これまで以上に、公平で公正、透明な議会運営と町民の皆様にかかれた議会づくりを推進し、当町の最高意思決定機関として、その権能を最大限に発揮すべく議会の役割と責任の重さを改めて認識するとともに、飽くなき議会改革を不断に推し進めていくことを決意し、当町議会における最高規範として新たに制定するものです。

最後に、議員の皆様にご理解と御賛同をお願い申し上げます、提案理由と趣旨説明を終わります。

### <質 疑>

○八十嶋孝司議長 これより議案に対する質疑に入ります。  
質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

### <討 論>

○八十嶋孝司議長 これより討論に入ります。  
討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

### <採 決>

○八十嶋孝司議長 これより議案採決に入ります。  
議会議案第7号 津幡町議会基本条例についてを採決をいたします。  
この採決は、起立によって行います。  
お諮りいたします。  
原案のとおり決すること、賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者 15人 不起立者 0人]

○八十嶋孝司議長 起立全員であります。  
よって、議会議案第7号は原案のとおり可決されました。  
ここで、暫時休憩いたします。

[休憩] 午後2時20分

[再開] 午後2時21分

○八十嶋孝司議長 会議を再開いたします。  
お諮りいたします。  
請願第2号及び請願第4号の採択に伴い、議会議案第8号及び議会議案第9号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。  
これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。  
よって、議会議案第8号及び議会議案第9号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

### <議会議案上程>

○八十嶋孝司議長 追加日程第1 酒井義光議員ほか2名提出の議会議案第8号 生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求める意見書、及び中島敏勝議員ほか2名提出の議会議案第9号 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）の慎重な運用を求める意見書を議題といたします。

### <提案理由・質疑・討論の省略>

○八十嶋孝司議長 お諮りいたします。  
議会議案第8号及び議会議案第9号につきましては、提出者の説明、質疑及び討論を省略して、

直ちに採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第8号及び議会議案第9号につきましては、提出者の説明、質疑及び討論を省略して、直ちに採決することに決定をいたしました。

### ＜採 決＞

○八十嶋孝司議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第8号 生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求める意見書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり採決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者1人〕

○八十嶋孝司議長 起立多数であります。

よって、議会議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議会議案第9号 性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）の慎重な運用を求める意見書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者10人 不起立者5人〕

○八十嶋孝司議長 起立多数であります。

よって、議会議案第9号は、原案のとおり可決されました。

以上、本9月会議で可決されました議会議案第8号及び議会議案第9号の意見書の提出先及び処理方法につきましては、議長に御一任願います。

ここで、暫時休憩いたします。

〔休憩〕 午後2時23分

〔再開〕 午後2時24分

○八十嶋孝司議長 会議を再開いたします。

お諮りいたします。

本日、町長より議案第69号の提出がありました。

議案第69号を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第69号を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

### <議案上程>

○八十嶋孝司議長 追加日程第2 本日、町長から提出のあった議案第69号を議題といたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 今ほどは、提出させていただきました人事案件につきまして、御同意を賜り、まことにありがとうございます。

ここで、7月12日の豪雨が、災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用を受けたことに伴い、緊急かつ応急的な対応が必要なものにつきまして、追加で御提案をさせていただきましたので、その議案の概要を御説明申し上げます。

**議案第69号** 令和5年度津幡町一般会計補正予算（第6号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ2億623万8,000円を追加するものでございます。

歳入では、県支出金及び繰入金をそれぞれ増額いたします。

続いて、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

民生費では、災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用されたことに伴い、被災された方への支援として応急仮設住宅の供与並びに住宅の応急修理に係る災害応急救助費、及び被災区分により支援金を支給するための被災者生活再建支援金を追加するものでございます。

農林水産業費では、被災された農業者への支援として石川県の実施する農業機械再取得等支援事業に対し、町の追加支援として実施する農業機械再取得等支援補助金、及び石川県が単独で実施する被災農業者営農環境整備支援補助金に係る被災農業者再建支援事業費を追加するものでございます。

商工費では、被災された事業者への支援として石川県の被災事業者再建支援事業費補助金を受ける事業者に対し、町の追加支援として実施する被災事業者再建支援補助金、及び国等が実施する災害関係融資を利用する事業者に対し、その利子補給を行う災害対策資金利子補給金に係る被災事業者再建支援事業費を追加するものでございます。

以上、本9月会議に追加で御提案を申し上げました議案の概要を御説明申し上げたところでございます。

また、今後の新たな対応といたしまして、被災された方の町税、保険料及び使用料の減免につきまして検討しているところでございます。詳細が決まり次第、議員の皆様にお示しするとともに、速やかに被災者に対応いたしたいと思っておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

この後、予算決算常任委員会におきまして、議案について関係部課長より詳細に説明いたしますので、原案のとおり決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

### <議案に対する質疑>

○八十嶋孝司議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

### <委員会付託>

○八十嶋孝司議長 ただいま議題となっております議案第69号は、配付してあります議案審査付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩中に常任委員会で、議案の審査方よろしく願いいたします。

〔休憩〕 午後 2 時29分

〔再開〕 午後 3 時20分

○八十嶋孝司議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第69号を議題といたします。

### <委員長報告>

○八十嶋孝司議長 これより常任委員会における付託議案に対する審査の経過及び結果につき常任委員長の報告を求めます。

河上孝夫予算決算常任委員長。

〔河上孝夫予算決算常任委員長 登壇〕

○河上孝夫予算決算常任委員長 予算決算常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第69号 令和5年度津幡町一般会計補正予算（第6号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

以上、報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 これをもって委員長報告を終わります。

### <委員長報告に対する質疑>

○八十嶋孝司議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

### <討 論>

○八十嶋孝司議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

### <採 決>

○八十嶋孝司議長 これより議案採決に入ります。

議案第69号を採決いたします。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

<閉議・散会>

○八十嶋孝司議長 以上をもって、本9月会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

よって、令和5年第2回津幡町議会9月会議を散会いたします。

午後3時22分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 八十嶋孝司

署名議員 竹内 竜也

署名議員 西村 稔

## 参 考 資 料

1. 一般質問通告一覧表	1
1. 議会議案	3
1. 委員会審査付託表	13
1. 委員会審査結果表	16



令和5年第2回津幡町議会9月会議一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	7番 竹内 竜也	1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化について	町 長
		2 水道施設の耐災害性、大災害への備えについて	産業建設部長
		3 公民館のコミュニティセンター化について	町 長
2	6番 小町 実	1 豪雨災害時の車中泊避難は	町 長
		2 ミストシャワーで熱中症対策を	教 育 長
3	14番 道下 政博	1 広域避難所である学校体育館にエアコン設置を急ぐべきだ	町 長
		2 男性職員の育児休暇取得率は向上しているか	町 長
		3 迅速な使用で命救うAEDの位置を知らせてくれるアプリ活用と活用ボランティアの取り組みを提案する	消 防 長 総 務 課 長
		4 AEDボックスに三角巾の設置を	総 務 部 長
		5 選挙投票時に代筆などの支援を受けられる「選挙支援カード」の導入を	総 務 課 長 (選挙管理委員会書記長)
4	5番 小倉 一郎	1 防災、減災のためのさらなる備えを	町 長
		2 障害者等のタクシー利用料金助成額を増額せよ	健康福祉部長
5	3番 東 克彦	1 インターネットによるウイルス感染対策の現状	総 務 部 長 子育て支援課長 教育総務課長
		2 24歳までの大学生等まで医療費無料を拡大せよ	町 長
		3 文教福祉イベントのソフト充実で豊かな心と身体を	教 育 長 福 祉 課 長 学校教育課長 子育て支援課長 税 務 課 長
6	1番 池野 翔吾	1 河北潟沿岸地域の開発に伴う治水対策は	産業建設部長
		2 町道太田領家線の歩行者保護を問う	町民生活部長
		3 保育士不足について町はどう考えているのか、今後の対応は	子育て支援課長
7	9番 西村 稔	1 災害に強いまちづくり	町 長
8	11番 塩谷 道子	1 7月12日、13日の大雨状況について	総 務 部 長
		2 温水プールを使う方へのアンケートはどうなったのか	生涯教育課長
		3 会計年度任用職員の働き方について	総 務 課 長
		4 小中学校の給食費を無償にせよ	町 長
9	2番 柴田 洋一	1 避難場所への経路表示、防災アプリの導入を	総 務 課 長
		2 小中学校の体育館にエアコンの設置を	町 長

番号	質問議員氏名	質 問 事 項		答 弁 者
10	4番 中島 敏勝	1	町民の情報共有のためのLINE、メールの登録推進と連絡網の整備について	総 務 部 長
		2	訪問入浴サービスの事業者撤退に伴う介護サービスの提供体制の確保について	福 祉 課 長
		3	新型コロナウイルスのワクチン接種の政策において自治体としてできることについて	健康福祉部長

津幡町議会議長 八十嶋 孝 司 様

提出者 津幡町議会改革検討特別委員会委員長 竹 内 竜 也

津幡町議会基本条例について

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6号及び津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

---

津幡町議会基本条例について

津幡町議会基本条例を次のように制定する。

津幡町議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条—第6条）

第3章 町民と議会との関係（第7条—第9条）

第4章 議会と行政との関係（第10条—第14条）

第5章 議会及び委員会の運営（第15条—第17条）

第6章 議会の機能向上及び体制の整備（第18条—第20条）

第7章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬（第21条—第23条）

第8章 最高規範性と見直し手続（第24条・第25条）

附則

津幡町議会は、津幡町民から直接選挙により選出された議員からなる議事機関であり、津幡町長とともに二代表制を構成する機関として、町民の負託に応え、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。

今日、地方分権の進展に伴い、議会の果たす役割はより大きくなり、執行機関の監視及び評価機能の拡充を図るとともに、町民の多様な意見を反映し、活発な議論を経て最良の意思を決定することで、町民福祉の向上及び将来にわたる町勢の発展に寄与することが求められている。

よって、これまで以上に公平で公正かつ透明な議会運営と町民にとって開かれた議会づくりを推進し、町の最高の意思決定機関として、その権能を最大限に発揮できるよう議会の役割と責任を再認識するとともに、不断の議会改革を進めていくことを決意し、ここに議会の最高規範として津幡町議会基本条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、議会に関する基本的な事項を定めることにより、議会が果たすべき役割と責任を明確にするとともに、町民福祉の向上及び町勢の発展に寄与することを目的とする。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会活動の公平性、公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 議決責任を深く認識し、議会の議決について、町民に対する説明責任を果たすこと。
- (3) 積極的な情報発信及び町民参加により、町民に開かれた議会を目指すこと。
- (4) 町の行財政運営に対する監視及び評価を行うこと。
- (5) 町民の多様な意見を的確に把握し、議会として政策立案及び政策提言に取り組むこと。
- (6) 自由闊達な議論を通じて、町政の課題に関する論点及び争点を明らかにすること。

### (議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 町政に関する課題及び町民の多様な意見を的確に把握し、政策形成に反映させること。
- (2) 議員としての資質向上に努め、高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行すること。
- (3) 町政に関する必要な調査研究を行い、政策立案及び政策提言を行うこと。
- (4) 議会が合議制の議事機関であることを十分に認識し、議員間の自由な議論を尊重すること。
- (5) 議会の構成員として、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

### (議長の責務)

第4条 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。

### (議会の災害対応)

第5条 議会は、災害等の不測の事態から町民の生命、身体及び財産並びに生活の平穏を守るため、

町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）と協力し、災害等の発生時に総合的かつ機能的な活動が図られるよう危機管理体制の整備に努めるものとする。

2 議会は、町が津幡町災害対策本部条例（昭和38年津幡町条例第13号）に規定する災害対策本部を設置したときは、これを支援し、協力するため、津幡町議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を設置することができる。

3 支援本部の設置、組織、運営等に関し必要な事項及び議員の行動基準については、別に定める。  
（議会改革の推進）

第6条 議会は、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、議会改革を継続的に推し進めるものとする。

### 第3章 町民と議会との関係

（開かれた議会の推進）

第7条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に発信し、透明性を高めるとともに、町民に対する説明責任を十分果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、全ての委員会の公開を原則とする。

（議会広報の充実）

第8条 議会は、町民の議会への関心を高めるため、多様な手段を活用することにより、議会広報の充実に努めるものとする。

（議会報告会）

第9条 議会は、町民への情報提供及び活動報告を行うため、並びに町民の意見及び地域の課題を把握するため、議会報告会を開催することができる。

### 第4章 議会と行政との関係

（議会と町長等との関係）

第10条 議会と町長等との関係は、次に掲げるところにより、常に適切な緊張関係の保持に努めなければならない。

(1) 本会議における一般質問では、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

(2) 本会議において質問を受けた町長等は、議長の許可を得て、質問の趣旨を質し、又は反問することができる。

（議会審議における論点情報の形成）

第11条 議会は、町長等が提案する政策、計画、施策、事業等（以下「政策等」という。）については、議会審議における論点情報を形成し、その政策等の水準を高めるため、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。

- (1) 提案に至るまでの経緯及び背景
  - (2) 総合計画との整合性
  - (3) 関係ある法令及び条例等
  - (4) 政策等に関する財源措置
  - (5) 将来にわたる効果及び費用
- (予算及び決算における政策説明)

第12条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、施策別又は事業別の分かりやすい説明資料の作成を町長等に求めることができる。

- 2 議会は、当初予算について、予算編成の方針及び内容等について町長等から説明を受けるため、予算内示会の開催を求めることができる。

(政策の監視及び評価)

第13条 議会は、町長等の事務事業の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。

- 2 議会は、本会議における審議、議決等を通じて、町民に対して町長等の事務事業の執行についての評価を明らかにする。

(政策の立案及び提言)

第14条 議会は、議員提案による条例の制定及び改廃、議案の修正、決議等を通じて政策の立案及び提言を行うよう努めるものとする。

## 第5章 議会及び委員会の運営

(議会の運営原則)

第15条 議会は、公平性、公正性及び透明性を確保し、議員が活発な議論を行えるよう努め、民主的で円滑な運営を行うものとする。

- 2 議会は、議長又は副議長の選出に当たっては、その職に就くことを希望する者に対し、その所信を表明する場を設けることができる。
- 3 議会は、議会運営上の課題については、津幡町議会委員会条例（昭和62年津幡町条例第9号（以下「委員会条例」という。））第4条の2第1項に規定する議会運営委員会で協議し、調整するものとする。

(通年議会)

第16条 議会は、別に条例で定めるところにより、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。

(常任委員会及び特別委員会の運営)

第17条 委員会条例第1条に規定する常任委員会及び同条例第5条第1項に規定する特別委員会は、広範多岐にわたる町政の課題をその専門性と特性を活かし、合理的かつ能率的に調査し、

及び審査するよう努めるものとする。

- 2 常任委員会及び特別委員会は、政策等の論点又は争点が明らかになるよう議論を深めるものとする。

## 第6章 議会の機能向上及び体制の整備

### (議員研修の充実強化)

第18条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

### (議会事務局の体制整備)

第19条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法制執務能力の充実を図るものとする。

### (議会図書室)

第20条 議会は、議員の調査研究を支援するため設置する議会図書室を適正に管理するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

- 2 議会図書室は、議員のみならず、一般の利用に供することができる。

## 第7章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬

### (議員の政治倫理)

第21条 議員は、町民の負託に応えるため、議員としての品位を保持するとともに、識見を養うよう努め、津幡町議会議員政治倫理条例（平成25年津幡町条例第30号）を遵守するものとする。

### (議員定数)

第22条 議員の定数は、津幡町議会議員の定数を定める条例（平成14年津幡町条例第28号）に定めるところによる。

- 2 議会は、適正な議員の定数について、必要に応じて調査及び検討を行うものとする。

### (議員報酬)

第23条 議員報酬は、津幡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和35年津幡町条例第7号）に定めるところによる。

## 第8章 最高規範性と見直し手続

### (最高規範性)

第24条 この条例は、議会における最高規範であって、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

- 2 議会は、議員にこの条例の趣旨を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに研修を行わなければならない。

(見直し手続)

第25条 議会は、この条例の施行後、常に町民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

提案理由 本町のさらなる発展に向け、本町議会がその役割を適切に果たしていくことができるよう、その目指すべき方向性を明確にするため、議会の基本理念、議員の活動原則等の基本的な事項を定めるもの。



津幡町議会議長 八十嶋 孝司 様

提出者 津幡町議会議員 酒 井 義 光  
賛成者 津幡町議会議員 小 倉 一 郎  
同 津幡町議会議員 池 野 翔 吾

生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求める意見書

地球上には無数の生態系が存在し、地球上のさまざまな環境を安定させる基盤となっており、我々の生活は生物多様性・自然資本なしに成り立たない。しかしながら、近年、人類史上これまでにない速度で生物多様性が失われているが、生物多様性の損失はイメージがしづらく、その危機意識が広く共有されているとは言えない。

このような状況を受けて、1993年に生物多様性条約が発効し、昨年12月には、同条約の第15回目の締約国会議COP15が開催され、2030年までに生物多様性を回復軌道に乗せる（ネイチャーポジティブ）という新たな世界目標が採択された。今こそ、私たちの経済社会活動の基盤となっている生物多様性を持続可能なものにしていくために、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現が不可欠である。

我が国でも、この新目標に対応した生物多様性国家戦略を策定し、全省庁が協力して国際社会をリードするネイチャーポジティブの実現に向けた取り組みを進めようとしているが、その主体は地域であり地方自治体であるとする。

よって、政府においては、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現に向け、以下のとおり地方自治体や地域のNPO等への支援の強化を要望する。

記

1 生物多様性の保全に関わる予算の確保

気候変動の影響と生物多様性の損失は密接に関連しており、その両方に対して投資を進めていくことが重要である。脱炭素関連の予算が増額される一方で、生物多様性関連の予算についても必要な額を確保し、生物多様性に対する社会全体の認識を高めていくこと。

2 30by30目標の達成へ地方自治体への支援の強化

2030年までに陸と海の30%を保全する30by30の実現に向けて、国立公園・国定公園等の保護地域の拡張や、OECM（事業者など民間が保有している生物多様性保全に貢献する区域）の認定を推進するなど、地域との連携のもと取り組みを加速化すること。

3 環境教育の推進と国民の行動変容の促進

すべての子供たちが自然に触れ合う機会を創出するため、環境教育や自然保護を推進する地域

の人材育成を支援すること。また、NGO等とも連携し、学校や園庭の敷地内に設けられた生きものの暮らしを支える場所である学校・園庭ビオトープの普及を促進すること。

#### 4 資源循環（サーキュラーエコノミー）政策との相乗効果の創出

廃棄物や汚染を削減し、製品と資源の循環利用を促すサーキュラーエコノミーは、脱炭素や生物多様性と並ぶ環境政策の三本柱の一つであり、これらは互いに親和性が高いと認識している。そのため、地域におけるサーキュラーエコノミー分野におけるバイオマスの持続可能性、製品のライフサイクル全般での環境負荷低減等の取り組みを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

津幡町議会議長 八十嶋 孝司 様

提出者 津幡町議会議員 中 島 敏 勝  
賛成者 津幡町議会議員 池 野 翔 吾  
同 津幡町議会議員 酒 井 義 光

性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）の慎重な運用を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会議事規則（昭和62年津幡町議会議事規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

---

性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）の慎重な運用を求める意見書

令和5年6月23日に施行された性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）は、成立過程において、本来、さまざまな立場からの指摘を取り上げて慎重に審議すべきであったが、令和5年6月9日、衆議院内閣委員会で審査入りし、3案が乱立する状況にもかかわらず短時間で審査を終え、同日新たに提出された修正案が即日採決されるという極めて異例な審議不足のまま成立に至っている。

本法は、地方公共団体に施策を策定・実施することを求め、事業者には、普及啓発、就業環境の整備を求め、学校にも、教育、啓発、教育環境の整備、国や地方公共団体が行う施策への協力を求めている。また学校における教育や啓発は、家庭、地域住民、その他の関係者の協力を得ることとされている。すなわち、本法は、社会全体に極めて大きな影響を及ぼすものであることは明らかである。

現在、先行する諸外国では、性的少数者の差別禁止の規範を悪用した性犯罪の増加などの女性の権利侵害、スポーツ界におけるジェンダー問題等が生じている。中でも最も懸念されるのは、アイデンティティーの確立していない子供の発達への悪影響である。アメリカ合衆国等では、子供への安易な二次性徴抑制ホルモン剤の使用、ホルモン治療、性転換手術をしたあとの後悔、子と親、家族の分断、米国の一流大学であるブラウン大学での学生の4割がLGBTを自認するという若者への流行、性道徳の乱れなど、さまざまな問題や社会的混乱が生じており、アメリカ合衆国では性的少数者の差別禁止の法律制定を見直す方向へ転換する動きが見られる。（アメリカ各州で反LGBT法が64本成立している。2023年6月9日現在）

以上のような諸外国が直面してきた社会的混乱が、日本でも生じるのではないかという強い懸念の声が上がっている。政府及び国会においては、社会の混乱を起こさないために、子供たちの健全な成長のため、本法を下記の措置を講じるなど慎重な運用を求めるよう要望する。

#### 記

- 1 当該法律の運用に当たって、広く国民の意見を反映させるため、時間をかけて、意見を聴取する機会を設けること。

- 2 LGBTに関連する法整備を行った諸外国の現状調査を十分に行い、同様の問題が起こらないように法の運用に留意すること。
- 3 女性トイレや公衆浴場の施設等女性スペースの利用やスポーツ大会等への参加ルールについて、現状のあり方を変えないなど、当該法律の運用に当たっては、女性の権利及び安全を保障するように留意すること。
- 4 性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に関する教育については、保護者や国民の理解が進まない段階で安易に実施されることのないように留意すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年第2回津幡町議会9月会議  
 常任委員会議案審査付託表  
 予算決算常任委員会

議案番号	件名
議案第55号	令和5年度津幡町一般会計補正予算（第5号）
議案第56号	令和5年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第57号	令和5年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第58号	令和5年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第59号	令和5年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第1号）
議案第60号	令和5年度津幡町水道事業会計補正予算（第2号）
議案第61号	令和5年度津幡町下水道事業会計補正予算（第2号）
認定第1号	令和4年度津幡町一般会計決算の認定について
認定第2号	令和4年度津幡町国民健康保険特別会計決算の認定について
認定第3号	令和4年度津幡町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
認定第4号	令和4年度津幡町介護保険特別会計決算の認定について
認定第5号	令和4年度津幡町バス事業特別会計決算の認定について
認定第6号	令和4年度津幡町河合谷財産区特別会計決算の認定について
認定第7号	令和4年度津幡町病院事業会計決算の認定について
認定第8号	令和4年度津幡町簡易水道事業会計決算の認定について
認定第9号	令和4年度津幡町水道事業会計決算の認定について
認定第10号	令和4年度津幡町下水道事業会計決算の認定について

令和5年第2回津幡町議会9月会議  
 常任委員会議案審査付託表  
 予算決算常任委員会

議案番号	件名
議案第69号	令和5年度津幡町一般会計補正予算（第6号）

令和5年第2回津幡町議会9月会議  
常任委員会議案審査付託表  
総務産業建設常任委員会

議案番号	件名
議案第62号	津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第63号	津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について
議案第67号	町道路線の認定について
議案第68号	委託契約の締結について
請願第4号	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」の慎重な運用を求める請願書
請願第5号	下水サーベイランス事業の実施を求める意見書の提出を求める請願
請願第6号	政府は、男女賃金格差を是正する具体的方策をつくるよう求める請願

令和5年第2回津幡町議会9月会議  
常任委員会議案審査付託表  
文教生活福祉常任委員会

議案番号	件名
議案第64号	津幡町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
議案第65号	津幡町営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第66号	津幡町児童福祉施設条例の一部を改正する条例について
請願第7号	健康保険証廃止の中止等を求める意見書採択の請願

令和5年第2回津幡町議会9月会議  
 常任委員会議案審査結果表  
 予算決算常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第55号	令和5年度津幡町一般会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第56号	令和5年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第57号	令和5年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第58号	令和5年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第59号	令和5年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第60号	令和5年度津幡町水道事業会計補正予算（第2号）	〃
議案第61号	令和5年度津幡町下水道事業会計補正予算（第2号）	〃

令和5年第2回津幡町議会9月会議  
 常任委員会議案審査結果表  
 予算決算常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第69号	令和5年度津幡町一般会計補正予算（第6号）	原案可決



令和5年第2回津幡町議会9月会議  
 常任委員会議案審査結果表  
 総務産業建設常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第62号	津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第63号	津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について	〃
議案第67号	町道路線の認定について	〃
議案第68号	委託契約の締結について	〃
請願第2号	生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求める意見書の提出を求める請願	採 択
請願第4号	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」の慎重な運用を求める請願書	採 択
請願第6号	政府は、男女賃金格差を是正する具体的方策をつくるよう求める請願	不 採 択

令和5年第2回津幡町議会9月会議  
常任委員会議案審査結果表  
文教生活福祉常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第64号	津幡町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第65号	津幡町営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第66号	津幡町児童福祉施設条例の一部を改正する条例について	〃
請願第7号	健康保険証廃止の中止等を求める意見書採択の請願	不採択